

刑 政

昭和二十七年二月二十六日第三號郵政特准認可(毎月一冊一頁發行)
昭和七年十一月二十八日印刷納本・昭和七年十二月一日發行 第四十五卷 第十二號

號二十第 號月二十 卷六十四第

行刑實務と行刑學との基點 (卷頭言)	正木亮 2
行刑學の進化	木村龜二 5
裁判官と行刑	中尾文策 21
刑罰制度の將來	ゲラルド・ハード 30
白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計(その二)	ジョルジュ・ケルトン 39
伯耳義に於ける行刑制度の發達(二)	アー・デリエルニユウ 46
海外時報	52
監獄むかし物語	杉野喜祐 60
朝鮮人囚人に對する通信文の翻譯に就いて	鄭寅曄 63
刑務所建築の回顧(中)	白井勇松 66
金再禁止後の爲替及物價に就いて	福井文雄 71

雜報——海外異聞錄——刑政俳壇——家庭の頁——練習所見學記——讀者の頁——訓令通牒

財團 法人 刑務協會發行



刑 政

第 四 十 五 卷

第 二 十 号



行刑實務と行刑學との基點

— 昭和七年を送るに際して —

行刑の實務と行刑學とが著しき發達の道程にあることは行刑にたづさはる限りの人々が孰れも自認するところである。しかし、傍らから今日の行刑に関心をもち、靜かに批判しつつある人々はわれわれが自認して居るほどさして行刑の功績をたたへようとはしない。

否、かかる人たちの中には行刑はただ隔離の完璧を期すれば、それでよいので行刑を以て人を直し、將來の犯罪を防壓するなどといふことは恰も空中樓閣に等しいものだといふのである。

又或る人々は、今日の行刑官は孰れもが行刑は教育なりといふ。しかし、今日の行刑官の知識と人格とに於て教育が出来るなどと考へることは烏滸の沙汰だといふのである。

此等の酷評の間に立つてわたくしは更に靜かに今日の行刑界を打ち眺めて置き度い。そして、わたくしの眺めるところによれば今日の行刑が過去數年間の行刑に比して長足の發達を遂げて居ることはなんといつても之を認めねばならぬと思ふ。昭和六年中に少年行刑にその最も必要とされた刑務委員會の形態が出来、假釋放に關する審査規程が實施されたのに對して昭和七年には作業の統制を完成し、勤勉力作主義の教化の實を擧げることゝ邁進して居るのである。

しかく、教化主義の行刑の態を作り上げ得たのに對して世人は何故に、敍上の如く之に對してかくは酷評

を下すのであらうか。

之に對してわたくしは敢て斷言することが出来る。それは、上述の如き教化主義の行刑の形態は出来てもその精神がぬけがらであるがためである。教化主義の行刑は形だけで完成するものではない。その形の全豹に行き亘る精神があつて始めて完成するのであつて、それなき行刑はサンプル行刑で本物の行刑ではない。

昭和七年の行刑にその恨みはなかりしか。

昭和七年の行刑は形だけは整つた。しかし、教化の殿堂たる刑務所の役人の中にそこにも、ここにも醜惡な行動に出て教化する身が教化せらるる憂身を見た幾人かがあつた。

嘗てフレデリツキ大王は刑務所の教化官が不正な利益で私腹を肥やして居るのを見て茲に決然行刑の大改革を意圖したといふ史實を残して居るが、わが行刑は今年はしなくも同じ不名譽なる事實に直面さへしたものである。

わたくしはこの事實を決して今年に醸成されたものだと考へ度くない。幾年間鬱積した役人のスマツタリングな行刑感のあらはれだと思つたのである。

僭越な申し分かも知れないが、わたくしは行刑の論説を書くときに、文章の推敲よりも、文獻の検討よりも先づ第一に自分の行動を批判するくせがある。自身の書いたことを自身の行動に基いて批難せられることがあれば、わたくしの行刑學は根底からくづれるからである。

行刑學は遊蕩兒の學問ではない。行刑學はなまけ者の學問でもない。行刑學は只勤勉と努力との反映でなければならぬのである。中味の如何よりも學徒の熱と努力とが反映するものでなければならぬのである。

従つて又行刑學の實地應用たるべき行刑實務も亦遊蕩兒やなまけ者によつて取扱はるべきではないのである。一心不亂に自己の人格を犯人に反映せしめて恨みなしとするところの意氣を持つ人々によつて實務がとられねば教化主義は竟に名のみにとつてしまふのである。

恰も、このとき帝都小學校女教員が銀座街頭の暗に咲く花として醜名を流した事件が起つた。此の事件に對して人々は何んといつた。教育者は自分の行動を兒童に反映せしめねばならぬのといつて嘆いたではないか。

それとこれとは何れも人對人の學問であり事業であるのである。それだけ學校教育も監獄教育も誠に六ヶ敷く、終始自省を要するものなるに、今その一である行刑界に醜き事件の續發したことに對しわれわれは今後いかに善處すべきかに自分を省みねばならぬと思ふ。

諸君、今日の行刑は文化行刑の態は出來て居るのである。しかし、それに應ずる精神が欠けて居る。昭和七年はその欠陥が暴露された年であつた。

諸君來ん歳はこの精神を作り上げること邁進しようではないか。

昭和七年十一月十七日夜

正 木 亮

行刑學の進化

— 昭和七年の回顧 —

木 村 龜 二

- 一 はしがき
- 二 確信犯人論争の意義
- 三 刑罰と犯罪の社會的原因
- 四 行刑における法律と技術と政策
- 五 外國における行刑學の傾向

一

行刑學の進化と題して、ここに、昭和七年の一箇年の行刑學界の仕事について回顧して見たく思ふのであるが、勿論、この表題に依つて、私は、過去一年における行刑學に進化が在つたと豫斷的に肯定せんとするつもりはない、寧ろ、過去一年を顧みて果して行刑學に進化が在つたかを問題とする爲めに掲げたものに外ならない。この點について、豫め誤解なきことを期したい。

行刑學の進化といふことを定める爲めには、行刑學の概念と進化の標準といふことが明らかにせられねばならぬのであるが、前者については常識的に理解せられた意味に解して置くこととしたい。後者、即ち進化といふことについては、行刑學上從來論定せられたところのものと異つた新しい見地の發見があつたか否か、又は、從來論定せられた問題について更に具體的に實證的な研究がなされたか否かを標準として考察して見たい。

かかる意味においての行刑學の進化は、昭和七年においては、實のところの甚だ大なるものがあつたやうに思ふ。換言すれば、行刑學の進化はやや遅々たるものがあつた。その原因は何によるか。私の考へでは、最近の行刑學上の中心的原理たる教育刑的思想の問題となる諸論點が大體理論的には論じつくされたといふこと、教育刑に反對する論評が徒らに聲を大きくするに止まつて、それ以上に出でなかつたこと、及び最後に教育刑の原理から出てくる諸問題についての實證的な研究が餘り進展を見なかつたことの三點に歸着すると思ふ。特に、教育刑論の批判論難は二つの方面即ち、一方では應報刑論から、他方ではマルクス主義的理論の立場から爲されはしたが、單に同語反覆的であつたり、形容詞的であつたりした點は遺憾であつた。又、教育刑論を爲す者の間にも、他人の主張を言葉で鵞鵝返し的に、そして場合に依つては誤解して、繰返し、何ら實證的な研究も政策的な研究もが爲されなかつたといふ缺點もないではなかつた。教育刑論は言葉でない。教育刑といふ言葉を何回繰り返しても言葉だけでは教育刑の實現は不可能であるし、教育刑理論の進展とはならぬことを特にいさめねばならぬと思ふ。

「言葉は既に充分取りかはされた、それで行爲が見せて欲し」(Der Worte sind genug gewechselt, Tasst mich auch endlich Taten sehn)。この「ファウスト」の中の文句が昭和七年の行刑學の状態から與へられた私の感想を最もよく表明するものである。

二

行刑學の上に、勿論、何らの進歩がなかつたといふのではない。個々の問題については相當重要な新見地の展開、實證的研究の成果がもたらせられたことは事實である。それについて、その意味を反省して將來の問題を展望して見ることは無意味ではないであらう。

先づ前年來の問題の繼續として確信犯人の問題が論議せられた。尾後貫學士の『所謂確信犯人の處遇について』(刑政第四五卷第二號)がそれである。學士の問題とせられたのは、特に治安維持法違反者についてであることは、學士が『治安維持法違反事件の被告人に接し、更に引き続き彼等被告人の審理に當らねばならぬ身として』、『彼等被告人を如何様に處遇するを適當とするかについての卑見の一端を』述べるとせられたところから見て明らかである。そして、又、學士の所論が、かかる確信犯人に對する裁判官としての立場からの見解であることをも注意せねばならぬ。

尾後貫學士の主張は、第一に、『從來思想的犯人として取扱はれ、又現に取扱はれてゐる人々について考へて見ても、「鋼鐵の確信を鍛へに鍛へて牢獄を去つた」程の確信犯人が幾人あつた

であらうか」といふにそれは甚だ僅少であるといふこと、第二に、所謂確信犯人なるものの多くが、『權勢慾、自利心、復讐心、残忍性』等の『低級なる動機によつて行動するか、然らざれば、單なるセンチメンタリズム乃至はヒロイズムの産物に外ならざるものやうに考へられる』といふこと、及び第三に、この『事實上多くの人類の中に僅かに一と握り程の存在しか發見出来ない』確信犯人の問題が刑法上占むる『地位は極めて小さきものであり、従つてそれが教育刑論に重大な影響を及ぼすものとは毛頭考へられないことである』といふことから出發せられて居る。

私はこの學士の主張の第一の點と第三の點については特に異議を持つつもりはない。眞の確信犯人の僅少であることも事實であらうし、又、普通犯人即ち思想的にも人格的にも社會的水平線に到達しない犯罪人を基點として立てられて居る教育刑の理論が、社會的水準を卓越したところの進化的な確信犯人の存在によつて難破するものとも考へない。

然し、第二の點については相當異見を持つて居る。確信犯人、特に尾後貫學士の意味せられる現代の思想犯人の多くが、無産階級の開放の爲めに、無産階級の覇權を確立する爲めに、ドイツの如きと異り政治的行動を禁止せられて居る今日の日本の社會組織の下において、行動をなす場合、彼等が權勢慾、階級的復讐心等に強き人として、或は英雄主義的、激情的性格者として行動するが如く見ゆることを以つて、ひたすらに『低級なる動機』で行動すると斷定することはどうであらうか。ソクラテスの如きもその時代人には野心家の如く判斷せられ、又、フランス革命時代の政治家も残忍性、權勢慾を逞ましくした人として罵られたことを我々は考へ合せたい。ヘーゲル

は『いかなる偉大なる事柄も激情なくしては行はれない』として、この個人の激情の中に普遍的なものが實現せられて行く事實を以つて『理性の偽計』(List der Vernunft)であると爲して居る。實に、この確信犯人が現代社會組織の矛盾を認識し、それをして實に高次の秩序へ止揚せんとする行爲と現代社會組織の秩序を表示したところの法との間に矛盾があるところに、確信犯人が、不幸にして、刑法上の問題として現はれしめられることとなつて居るのである。かかる意味で、確信犯人の問題は單なる刑法内的な問題でなくして、寧ろその重點は刑法外に在るものであると謂はねばならぬのである。そして、この根本的には刑法以上の問題は、單に刑法に關聯する範圍についてのみ刑法上の論議の對象となるのであつて、そこで、これに對し、應報刑的に苦痛害惡を以つて報復すべきか、教育刑的に社會化的處遇を爲すべきかが、問題となるのである。

かかる理解を前提してのみ、尾後貫學士が確信犯人に對して、『刑法によつて處理する限り、處理せねばならない限り、……教育刑を以て、その……反社會的意識乃至確信を控制せしめて再應化せしめんとするの方策を採るより外にはないのである』といふことの意味が正當に理解せられることとなるのではあるまいか。のみならず、この點についても、第一に、現代の思想犯人の思想が全部的に『反社會的意識乃至確信』であるなどと速断してはならないこと勿論であり、又、第二に、確信犯人に對して教育刑的立場から之を處遇するといふことは、彼等を人格者として社會人として處遇し、非人道的應報の對象として處遇することでないことを自覺せねばならぬ。別しても、第三に、刑法的問題として問題の總てが解決せられるものでないことを充分認識せねばなら

個々の確信犯人は、處刑によつて、尾後貫學士の謂はれる如く『老齡のために、鬭争精神を喪失』したり、又は『豹變して反動思想家に轉落するかもしれない。然し、確信犯人を生産するところの社會組織の矛盾が存在する限り、確信犯人は次から次へ生れて來るであらう。ここに、教育刑論は、社會の改革といふことを以て、特に、この種の犯罪、引いては一般犯罪の除去の根本的な要件であることを前提せねばならぬのである。何故に、これ等の諸點がしかく理解せられるところ少ないのであらう。私は、思想犯人を論ぜんとする多くの人々に對して、特に、これ等の問題についての考慮を促したく思ふものである。

三

尾後貫學士の主張が裁判官としての立場から爲されたのに對して、マルクス主義の立場に立たれると思はれる仲田市藏といふ人は次の如く述べられて居る。曰く『教育刑主義を主張する者も、これに反對を唱へる者も、要は犯人が對象である。犯人を社會に應化せしめるので、是正される者、矯正される者は犯人であつて社會ではない。犯罪を發生せしむる社會的條件の是正ではない。勿論、現存資本家階級が、自らの生産制を揚棄しうる主體とはなり得ない。マルクス主義者は、犯人に對する鬭争ではなく、犯罪を發生せしむる社會的條件に對する鬭争を主張する。この主張は資本主義社會が、一定の犯罪を必然的に隨伴する運命をもつてゐる故に、そして資本主

義的制度それ自體が揚棄されなくては、犯罪は、絶滅し得ないが故に、當然に、資本主義制度自體を揚棄するための鬭争である。これがマルクス主義者の犯罪に對する根本態度である。今日の法律學者の犯罪者に對する取扱ひ態度は全然これと異つてゐる。彼の出發點は、現存する資本主義組織は凡そ存在し得るところの社會組織の中で最善最高の組織であるとの確信から出發して居る。それ故に、この最も完全なるよき組織は永遠の生命を有しなければならぬものといふ見地に立つ。故に、犯罪者こそ惡意者であり、遺傳的素質に基因する典型的の犯罪者である。それ故に彼こそ處罰されなくてはならないものであり、彼こそ教化されなくてはならない對象である。だから、法律學者が口に教育刑主義を唱へ、その人道的言辭を振りかざすと雖も、實際においてはこの組織自體に對して最も尖く對立する階級的的政治犯人に對しては最も峻嚴なる態度を取る。可及的嚴罰を要求するのである。彼等は、政治犯人の改善、教化について、牢獄に於ける現實に行はれてゐる肉體迫害的の××方法を適用することを是認してゐる。彼等は一度でも、これに對して抗議したことがあるか？『教育刑の本質と法學者の立場』法律時報第四卷第五號第四三頁と。

この論者の主張は、そこに用ひられて居るフラゼオロジーの誇張的な點を除外して考察すると、大體三つの要素に分解せられるであらう。即ち、第一には、從來の法律學者は犯人のみを對象として『犯罪を發生せしむべき社會條件の是正』を問題としないといふことであり、第二には、マルクス主義者は『犯人に對する鬭争ではなく、犯罪を發生せしむる社會的條件(即ち資本主義的制度

に對する闘争を主張することであり、第三は、今日の法律學者は、「口に教育刑主義を唱へ、その人道的言辭を振りかざすと雖も、『政治的犯人の改善・教化について、牢獄に於ける現實に行はれてゐる肉體迫害的の××方法を適用することを是認してゐる』といふことである。

この三箇の主張の中、第三については論者は全然教育刑論の意味を理解して居らない。教育刑論こそ、監獄において現實に行はれる可能性ある人間の人間に對する慘虐的の行爲を是認するところの應報刑思想に對して最も強く抗議しつつあるのである。又、第二の點、即ち現代の犯罪が現代の社會組織たる資本主義制に條件づけられて居るか否については、刑事學上數十年の久しい論議の中心を爲して居るところであつて、最近には段々と肯定的な結論に到達せられつつある。その意味で、現代の犯罪の原因に關するクリミノロジの科學的結論と右の論者の主張とは或る意味で一致點を持つこととなつて居る。然し、これを實際問題として如何に解決すべきかについては、マルクス主義者は革命に依つて資本主義制を破壊するのが唯一の方法であると爲すのであつて、犯罪及び犯人の問題を度外視するに傾くのに反して、クリミノロジの立場からの主張者は、徐々的に資本主義制度を一層高次の社會秩序へ改造して行くことを前提として犯罪及び犯人の問題に研究の重點を置いて居る。そこに重要な差異が存するのである。

従つて、第一の點、即ち現代の法律學者が、犯人のみを眼中において、犯罪を生産する社會的條件の是正を問題としないといふ論者の主張は必ずしも是認し難い。我々は、この論者の批難は、應報刑論については當るかもしれぬが、教育刑論については當らないと信ずる。元來、應報刑論は

犯罪といふ行爲のみを對象として、この行爲を爲すところの人間即ち行爲者・犯人を考察することをすら否定する。従つて、之に對して實證學派・社會學派が行爲ではなくして行爲者に重點を置くべきことを認識したのは重大なる進歩であつた。そして、この新派理論を更に徹底せしめたところの教育刑論に於ては、行爲・行爲者のみではなくして、行爲・行爲者の全體即ち犯罪現象を生産するところの社會的條件の是正を必要とすることが根本的前提として、主張せられつつあるのである。

勿論、この是正の方法は、クリミノロジストの間においては徐々の改革に重點が置かれ、進化的改良の見地に立たれるが故に、革命を唯一の方法と見る立場からは甚だ生ぬるく感ぜられると見えて、種々の非難の聲が揚げられて居る。そこには、尙ほ、充分反省すべき示唆が與へられて居ることは明である。然し、科學的見地からは、それら單なる非難の聲よりも、今少し、客觀的に證明せられ、實證的基礎の上に立つた研究が望ましいものであることを明らかにして置きたい。嘗て、ラファルグやペーベルやに依つて爲された犯罪の社會的原因についての重要な認識の寄與の方が、如何に多くクリミノロジに對して重要な轉向を與へたかを考へ合せたい。單なる形容詞の多い言葉によつては群衆は動かし得るかもしれない。然し、科學的認識は冷靜にして客觀的な科學的研究に依つてのみ進化發展せしめられるものであることを私は信じて疑はない。

四

犯罪の對策乃至行刑の科學的研究については、教育刑の反對を稱へられる人々に依つては何等の貢獻も寄與もが爲されなかつた。ひとり、教育刑の理論を主張乃至前提せられる學者實際家のみに依つて、個々の的ではあるが、貴重なる研究が發表せられたのは注目すべき現象である。大體これを三箇に區別し得るであらう。第一は行刑の法律的基础に關する研究であり、第二は行刑の技術に關する研究であり、第三は政策に關する研究である。

行刑の法律的基础に關する研究としては、正木學士の『監獄法概論』の全改訂版が爲されたことを挙げぬばならぬ。正木學士の新版の意義と價值とについては林靜夫氏が『行刑に於ける法律と技術』と題して『刑政』第十一號に詳細に論ぜられた。私も、林氏と同様の見地から、本書の意義を論じて次の如く述べた。即ち『最近における行刑及び行刑思想は、特に二つの方向に著しい深化と發達とを重ねつつある。第一は行刑の科學化に伴ふところの技術化といふことであつて、その表現として日本においても昭和六年五月二十五日司法省令「假釋放審査規定」が作られた。これに因て、行刑の個別化における「個性審査の科學化」の基礎が與へられたのである。元來、科學化といひ技術化といひ常に科學と技術との進化に従はねばならぬ。それで、著者は、行刑をこの方面から見ると、それは「進化の歴史」であるとせられ、従つて「行刑に關する法規は固定的であつてはならぬ」ものであり、「自由な法律の解釋の下に進めらるべきであることを強調せられて居る。然し、第二の行刑の最近の問題は、受刑者の法律上の地位を保障せねばならぬといふ方向に徹底せしめられつつある。行刑が人と人との關係である限り、そこに擅斷の介入が可能であり得ること

に對し、行刑法をして受刑者のマグナ・カルタたらしめんとするのがその根本思想である。この方面から著者は「監獄法の解釋をする場合には先づその問題が囚人の生活の根本に觸れるや否やを定め、自由剝奪以外に法律上如何なる制限を受くべきや否やを明かにする必要がある」として、自由刑の醇化を強調せられて居る。本書新版は實にこの現代行刑學の二大問題たる行刑における技術と法律とを如何に理解し、運用すべきかを示したものととして、價值と重要性とを持つものである。』（法學志林第三四卷第一〇號第一一〇頁と）

かく行刑における技術と法律との適當なる調和が行刑法運用の指導的見地であることが、明確に認識せられるに至つたのであるが、特に、行刑技術について、我々は二つの有力なる研究を持ち得た。一は蒲原重雄氏の『行刑建築』刑政第四五卷第四乃至八號である。蒲原氏は、今日の行刑を指導する原理は云ふ迄もなく其の積極性の把握である。受刑者は之を抑へる事をせず反て之を生ず事を第一義とするのである。犯罪を恐れ憎む人情の自然を發展せしめて積極的に犯罪者それ自體の更生に依つて犯罪を無くせんとするのである。教育主義であり、治療主義であり、積極主義である」といふ見地から發足せられて、行刑建築に關する有益なる研究を爲されて居る。

その二は、青木學士の二つの論文『行刑に於ける適性検査に就て』刑政第四五卷第五號及び『一般智能と行刑成績』刑政同卷第一〇號第一一號である。この兩論文は『行刑の技術學的考察』として相關聯するものであるが、前者においては、『作業による行刑の一技術學的考察』として、受刑者の得

意、即職業的適性の問題』を取扱はれ、後者においては、『智能の高さ、低さが、行刑の目的を遂行する上に、いかなる關係に立つか』を研究せられたものであつて、ともに、從來の常識的行刑に對し重要な科學的光明を投ぜられたものである。

右の純行刑技術的研究に對して、政策的研究に觸れたものとして重要なのは武藤學士の『刑法と心神耗弱犯人』刑政第四五卷第二三號である。學士は、心神耗弱といふ重要な現代的犯罪形態について諸種の見地から詳細なる研究を爲し、特に『心神耗弱者が犯罪人とならないため』の方策として四を挙げ、第一には、『かやうな者に幼少から學校において特別教育と職業訓練』を施し、できる限り社會生活に適合せしめ、社會的無能に陥ることを豫防する』べきであるとし、第二には、『更に困難なる場合に對し、收容所植民地において教育し、そこにおいて養成される社會應化力をし、て心神耗弱に勝たしめる』ことであるとし、第三には、『組織的な社會的監督で、これに依り指導看視するのである。』とし、第四として、『社會に適合できない者の隔離』を擧げて居られる。行刑の個別化處遇の見地に科學的な結論を提供したものととして特に注目すべき研究であると爲し得るであらう。又、正木學士によつて、特に刑務官吏の養成問題が、『最近に於ける世界の行刑思潮及び現況』(刑政第四五卷第六號乃至八號)の一として指摘せられて居ることも見通がし得ない。序ながら、日本の刑務官練習所の制度が世界最古のものであることを、アメリカの最有力なクリミノロジストの一人たるギリン氏が世界に向つて明言したことも喜ばしい。私の『常習犯人に對する刑事政策的考察』刑政同卷第三號乃至第六號は、常習犯人と政治犯人と不定期刑との問題を中心と

して、歴史的統計的基礎の上から政策的研究を試みたものであるが、特に常習犯と社會的原因との關係をイギリスの事實について詳論したのは、行刑の成績が如何に社會的改革に依繋して居るかを明らかにする目的であつた。

其の他、直接に行刑に關するものとはなし難いかも知れぬが、牧野博士が、その『法律的消極主義』(法學志林第三四卷第一號乃至第一二號)において刑法全體を支配すべき指導觀念としての教育刑の理論的基礎に廣い視野を示され、又、『刑法における新人權宣言』(志林第三四卷第五號)においては、國家は犯罪人の最後の一人に對してもなほ教育方法を惜しむことなく、社會と個人との間に成立すべき調和に努力せねばならぬ、所以を力説せられたことに對して深く感謝せねばならぬ。更に、雜誌『法學志林』がリストのマルブルヒ大學綱領五十年の記念號(第三四卷第一〇號)において、リストの刑法上に與へた新しい道程を顧み、(牧野博士『刑法における新機運の半世紀』、木村龜二『リストの刑事政策的基礎觀念』)、又、『ガロー教授についての回想』(志林第三四卷第一一號)において、牧野博士がファン・ハメル教授の『教育の原理』の意義を明らかにせられたことは、いかに教育刑思想が深い歴史的背景を持ち且つそれだけ遠い將來への展開を約束するかを理解するについて重要な意義を持つものであることを明らかにしたものであると謂はねばならぬ。

五

外國においては、行刑に關聯した問題は益々深く教育刑的方向にむかつて耕されつつある。特

にドイツの行刑法草案及びプロイセンの累進行刑令は教育の原理の上に立てられて居るものであることは何人も疑はぬところであるが、牧野博士の謂はれる如く、應報刑思想の尙ほ強いドイツにおいても『それ等の應報刑論者は、ドイツの行刑法案乃至プロイセンの累進行刑令に對しては、必ずしも反對しない』(志林第三四卷第一〇號第二九頁註)のみならず、雑誌の論文の上においては勿論、著書の上においても應報刑論者はこれ等の教育刑的立法と自己の立場とが矛盾しないと説明せんとすることに腐心するのみで何ら積極的主張を持たぬことを示して居る。そしてその傾向は依然として續けられて居る。

本年に入つて手にし得た著書の中、特に教へられるところ多かつたものとしては、第一にベーレの『ドイツ社會主義者の行刑に對する立場』(Behrle, Die Stellung der deutschen Sozialisten zum Strafvollzug, 1931) を挙げたい。著者は、ドイツの社會民主黨と共產黨との行刑に對する詳細なる研究の後、社會主義的立場からの個々の行刑上に立てられた要求が『人道主義の理念』を指導觀念と爲したといふことを論結して居る。第二には、ヘンチツヒの『刑罰、その起源、目的、心理』(Hentig, Die Strafe, Ursprung, Zweck, Psychologie, 1932) を挙げねばならぬ。彼は『刑罰を意識的に節約することは刑罰に依る効果を微妙ならしめ且つそれとともに刑罰作用を強力ならしむるものである。又謂ふまでもなく、刑事政策的に正當なる處遇は多くの場合において犯罪を作る環境に向けられねばならぬ。又、刑罰の經濟といふことは犯罪の豫防に因つて全ふせられるものであるし、刑罰に因つて犯人及び社會に對して與へられたところの傷は釋放後の處遇に因つて

縫合せらるべきであつて、この被釋放者の保護を完ふすることに因つて被釋放者は再び家族若しくは社會、特に勞働生活に復歸せしめられるのであること勿論である』と爲して居る。尙ほ、其他には、エルスター・リンゲマンの共編にかゝる『犯罪學辭典』(Elster-Lingemann, Handwörterbuch der Kriminologie, 1932) が既に四卷を出し、行刑學及び刑事政策學の上に重要な貢獻を爲しつつあることも特記に値するであらう。

アメリカ合衆國においても、多くの著書が公にされたが、特にロビンソンの『刑務作業』(Robinson, Should prisoners work? A study of the prison labor problem in the United States, 1931) を掲げて置かねばならぬであらう。これは、監獄における失業の原因、刑務作業の諸態様、監獄勞働の統制、賃銀等について實に示唆の深い實證的研究である。ロビンソンは、何故に受刑者が働かねばならぬかについて、次の如く述べて居る。曰く『普通の人はそれについて別に疑を持つて居らない。普通人は、受刑者が働かねばならぬ、然り、烈しい勞働に就事せねばならぬのは、彼等が刑罰を受けるものであるが故であるとして居る。換言すれば、普通人は勞働を以つて刑罰の本質的部分であり、又は、受刑者は之を拘禁するだけでは足らぬのであつて、勞働はこの拘禁に追加せられるべき刑罰であると考へて居るのである。勞働と刑罰とに關する右の如き思想はアダムの話と同様に古いものであつて、アダムは神の意に反した廉で勞働といふ刑罰を科せられたとせられて居る。又、かゝる刑務作業の思想は、重き勞働を伴ふ拘禁の言渡の中にも反映して居る。勿論、刑事學者も受刑者の作業の必要を信ずる。然し、彼の思想には一箇以上の理由がある。第一に、誠

實な勞働の中には治療的な力があり、それに依つて受刑者の身心は潔められ、釋放の曉に有用な
 はたらきをするところの慣習を植えつけるものである。云々と。私は、刑務作業を徒らに苦痛
 なりと解するに傾く素人的な見解と、刑務作業を苦痛となるやうに科すべしと爲すところの古
 き思想の行刑官とに對して、本書の如き刑務作業の深い且つ正しい理解の上に書かれた著書が
 廣く讀まれることを特に推薦したい。

昭和七年が過ぎんとするに際して、過去一年の内外の行刑學の動きを反省して見た。これに
 より若干なりとも將來への展望を讀者に對して供し得るならば幸である。本年における行刑
 學の歩みは、既に述べた如く甚だ遅々たるものに過ぎなかつた。然し、そこには尙ほ若干の確實
 なる歩みがあつた。そして、この確實なる歩みを更に強く來年は進めて行かねばならぬ。

裁判官と行刑

中尾文策

刑事裁判に對する行刑の孤立と言ふ事が屢學會に於て
 歎かれて居る。刑事政策に於ては、犯罪の捜査より行刑
 後の保護に至る迄の諸種の手續、特に裁判と行刑とは單
 にそれが直接に接續せるものであり、前者は直ちに後者
 を條件づけるものであるとの點からでも密接不離に相關
 聯し有機的に一体を爲す可きものであるが、世は之に就
 き殆ど正確なる認識を有する事なく徒らに行刑以前の手
 續をのみ重要視し、又は行刑の重要性を知るも、之と、
 之に先立つ手續特に裁判との關聯を知らないし、又知ら
 うとしないのである。行刑の孤立は之より起るのである
 が、寧ろ私は之を轉回し、裁判官の孤立として理解し度
 い。蓋し犯罪者の社會化を將來に期する刑事政策の最後

の手段は行刑であり、此くて行刑は單に刑事政策中、時
 間的に最後に來るものたるに止まらず又實に論理的にも
 其の最高に位するものであり、之に先立つ諸種の手續、
 特に刑事裁判は、目標たる行刑に對しては手段たるの地
 位に立つものと言ふ可く、此く考へる時は、行刑が裁判
 から孤立して居るのではなく、裁判が行刑から孤立して
 居ると言ふのが真相である事を首肯し得るのである。

然り確かに裁判は行刑から孤立して居るのであり、此
 の事が我々刑務官の合理的な活動と計畫とを妨害する事
 幾許なるを知らないものである。其の最も著しきは既に古
 くりストが力説せるが如く、不當に多數に言渡される短
 期自由刑であり、例へば之を我國の實例に見るも昭和三
 年度に於ける新入受刑者總數二三、〇八二人なるに對し
 一年以下の懲役を言渡されたる者（短期刑を刑期幾何以

内に定むるかは種々に説かれて居るが、私は刑罰の効果
を期待し得るや否やを標準として分つ可しとの見地から
現状に於ては一年以下を短期刑とする）一三、二九一人、
昭和四年は二三、九七〇人に對し一三、六一五人、昭和五
年度は二七、〇五〇人に對し一六、一二二人と成つて居り
優に全部の半數を超えて居るのである。受刑者の教育改
善を目的とする刑務官が此の爲に受くる不便は莫大であ
つて、如何なるよき試みと雖も畢竟は不徹底に終らざる
を得ない事は、最新の行刑として世界の注目を惹きつゝ、
あるプロイセンの累進令が具さに示す所である。

而して此くの如きは、立法其物が短期刑を存置せしむ
るの理由にも依つては居るけれ共、それよりも大きな原
因は、裁判官が刑事政策に付き深き理解を有せざるが爲
に行刑の何たるや又は何たる可きやを知り得ず、爲に單
にコンヴェンショナルな又は形式的應報的なる短期の刑
を盛る事に依り、其の職務を遂行し得たりと信するが爲
である。此の行刑と裁判とは共に同一の國家内に於て同
一の國家に依り經營せられる刑事政策の一環たる關係に
立つに係らず、ともすれば兩頭の蛇の如くに異なる路を歩
む結果に陥るの弊があるのであり、之が救治策としては
畢竟、行刑即刑事政策より孤立せんとする裁判（我々の

理論に依れば、裁判はそれ自身刑事政策である）を其の
孤立より引戻し、裁判の指導理念を教育刑のそれに依つ
て着色する事としなければならぬのである。

裁判を教育刑の理念を以て着色する事は、具体的には
之を行ふ裁判官を我々の世界に入れる事であるから茲に
於て何等かの程度に於て裁判官を行刑に關與せしむる事
が考へられるに至るのである。即ち刑事の裁判官をして
從來の如く行刑に無智無關心の儘に放置せしむる事な
く、自己の言渡したる、或は少くも裁判官が言渡したる
刑罰の質（懲役禁錮拘留の何れを選擇するかも行刑に重
大な關係がある）と量とが、行刑の道程に於て如何に其
の目的の達成に影響しつゝあるか、果して其の刑の選擇
と量定とが刑事政策の目的に合致せりや否やを常に反省
せしむると共に、行刑の内容と技術とに關する智識を持
たしめ之を以て科刑の基礎とならしむ可しとされるので
ある。

二

以上は刑事政策の遂行を國家の側から見たものである
が、他面に於て其の國家は、受刑者の法益を保護する事
をも考慮する必要があるのである。即ち受刑者が不當に

其の權利を侵害せられ、不法の義務を科せられ正當の利
益を剝奪せらるゝ事があるとすれば、之は學者の指摘す
るが如く、刑罰の豫期せざる不純の副作用であつて、國
家は之に依り自ら不法行爲を犯す事と成り、法治國の原
則を蹂躪する結果となるであらう。然るに従來罪刑法定
主義が金科玉條として執拗に主張せられて來たにも拘ら
ず、事實に於て自由刑の執行は其の正當なる限度を超え
て受刑者の多くの法益を侵害したのであり、これ受刑者
の法律的地位の問題として近時學者が議論する所のもの
であるが、その受刑者の法律上の地位を保障する爲に、
裁判官を行刑に關與せしめる事が考へられるのである。

蓋し國家が現在認むる普通の受刑者保護の方法たる情願
巡閱の如きものは、何れも執行の監督官廳たる司法大臣
又は内務大臣をして之を行はしむるものであり、其の限
りに於ては同一の行政系統の内部に於ける監督作用の發
動を促すに止り、法規の解釋の一方固定化無反省化を
防止し得ず又は少くも甚しく之を困難に導くの虞れがあ
り得るのであり、客觀的な監督者としては矢張りあらゆる
官廳に對して獨立の地位を有し法律の擁護者たる裁判
官をして之に當らしむる事が妥當且つ便宜なりとも考へ
られるのである。此の點からも裁判官は行刑に關與す可

きものである。

以上の事は、既にフェリーが十九世紀の末葉に於て其
の「犯罪社會學」の中で注目した點であり、彼は之を次
の如く言つて居るのである。「裁決の執行は、今日の如
く裁判官の手から切斷せられる事なく其の後迄も繼續し
て裁判官の事後の職務として正確に行はれる必要があ
る。これ實際に於ける社會の防衛であつて、眞に人道的
且つ効果的であり、加ふるに凶暴なる犯罪者が定められ
た日に釋放せられるの危険から除かれる點に於て社會の
利益であると共に、釋放の日に至る迄無用過當なる虐使
を受けない點で犯罪者にとつても利益である」と。

三

裁判官を如何なる方法に依り、又如何なる程度に於て
行刑に關與せしむるかに付ては、未だ學説は充分には練
られて居らない様である。

以下私は簡単に各國の立法例を概観し卑見を加へて見
度い。唯紙面の都合上、詳細は他日稿を新たに於て刑政
誌上に於て述べる筈である。
行刑に關與せしむる方法として考へ得るものゝ一は、
刑を言渡したる裁判官をして其の刑の執行行政官廳又は

少くもその監督官廳たらしむる事である。その二は言渡を爲したると爲さざるとを問はず、一般的に裁判官をして行刑の監督官廳たらしむる事であり、其の三は特定の裁判官を選定し之をして所謂刑務委員会の一員とする方法であり、四は單に特定又は不特定の裁判官をして刑務所を訪問せしめ單に行刑に關する智識の習得をなさしめ又は奨励するのである。之等は行刑一般に對する關與であるが、此の他に行刑の或一部分即ち或特殊の事柄に對して關與せしむるものがある。

右の中、第一のものは、裁判官をして行政官たらしむるものであり、少くも行刑と裁判とを一致せしむる點のみに於ては理想的のものであると言ひ得可く、現に之が實現を主張する學說もない譯ではない。

第二のものは單に理論として説かれるのみならず、各種の程度に於て、現にノールウェー、ベルギー、ブラジル、ポーランド、イタリヤ等の各國に可成實例がある。之はもと保安處分に於て考へられたものであるが近時次第に行刑の分野に擴張せられつゝあるもので、刑罰の保安處分化の傾向と相俟つて益々考慮せられるに至るであらう。特の私の興味を惹くものはイタリヤのそれである。

第三の方法は裁判官をして、所謂刑務委員会の一員たらしむるのであり、米國はじめ各國に於て比較的古くから實行せられ、研究も積まれて居るものである。之は刑務委員會に種々あるのに相應して、裁判官の行刑に對して生ずる關係にも種々の程度があるが、之を大別すれば、進んで行刑の或部分を監督するものと、單に諮問に答へ又は助言をするものとである。從來は單にその委員の中に裁判官を加へる事が委員會の權威を重からしめ其の職能の全きを期し得るものとの見地から裁判官を之に加へたものであり、積極的に裁判官をして行刑に關係せしめんとする意圖に發したるものではない。けれ共之は結果に於て裁判官を行刑に惹付くる事を得る事になつて居るの疑ふを得ぬ。

第四は、我が監獄法の規定する如き巡視の制度である。此處では裁判官は刑務所を巡視觀察する權限を有するも之を義務として強制せらるゝ事なく、單に任意の自發的行動を法律が希望するものである。

行刑中の特殊の部門を限り、裁判官をして之に關與せしむるものには、先づ受刑者裁判所がある。受刑者裁判所の用語に於て通常意味せられるものには二種類あるが、此處に擧げるものは勿論、受刑者をして構成せしむる

イタリヤでは一九二七年の所謂ロツコー刑法典が現行法となつてゐる。此の刑法は種々の意味で相當學者の問題となつたものであるが、比較的其の注目を惹く可くして惹かなかつたものに、その新に規定した「行刑監督判事」の職制がある。これ裁判官をして積極的に行刑に關與せしむる事を規定せる最も大膽なる立法であり、相當注目に値するものと言はなければならぬ。其の規定する所に依れば自由刑の執行は擧げて、本判事に監督せられるのであつて、其の職務は處遇上重要なものを網羅してゐるが今其の主なるものを數へるならば外役の許可、假釋放の許可、所内處遇規則の改正、他所移送、十八才以上未成年者の特別區收容許可、雜居拘禁不適當者の處分(イタリヤ新法は原則として獨居拘禁を排除して居る)恩赦意見の開陳等であつて此の如きは明かに行刑の内容其物に觸れるものであるから、茲に至つては行刑當局者との間の權限分配につき微妙なる關係を豫想しなければならなくなるのである。ロツコーは、此の點に關しては立法上周到の注意を拂つた爲に、裁判官に此の如き權限を賦與するも、尙刑務所長の權限を侵害する事なきものとし、後者の創意と權威とは其の儘安全であると斷言して居る。

刑務所内の自治機關としてのそれではなく、受刑者對刑務當局の刑事事件を裁判し其の訴へを聴くものである。之は其の第一次の目的としては、受刑者の法律的地位を確保せんとするものではあるが、通常の刑事裁判所から更に斯る特設裁判所を置く時は必然的に行刑の智識が此處より裁判所に注入するの結果となるのであらう。現在は未だ其の實施の運びには至らないけれ共、チエコ・スロバキヤ及びポーランドの草案には此の規程が見えて居る。

同じく其の二は、假釋放許可の審査に於て、裁判官をして之に當らしむるの方法である。之は、假釋放は裁判の實質的變更なるが故に、其の限りに於ては一つの裁判と認む可く、従つて假釋放の許可は行政官廳たる司法大臣又は内務大臣の手に委せらる可きものではなく、等しく裁判官をして之を行はしむ可しとの一派の學說に照應して居る。特に近時保安處分及び少年法更に進んで一般刑法に迄不定期刑を廣く採用せられんとするに及び、之が適用上、其の終期を具体的に決定する爲に此の審査を裁判手續化し、假釋放に對する裁判官の役割を増進せんとする傾向にある。而して之には二種類がある。一は單に裁判官のみを以て之に當らしむるものであつて、ブ

ラジルは此の例に屬し、尙ドイツ共通刑法並に行刑法施行法草案、及びポーランド刑法草案は、特に此の爲に裁判所を設置する事に規定して居る。その二は裁判官以外の者をも加へ、二人以上の協議に依り之に當る組織であり、可成り其の實例を擧げ得る。例へば從來のパールボードは之であり最近のものとしてはオーストリア少年法に於て裁判官をして其の審査委員會の議長たらしめるのであるが、此の點は從來の如く刑務所長を以て其の議長とせるとは相對立せるものである。不定期刑の擴張と相俟つて、此の種の施設は漸次其の擴張を見るものと考へられる。尙昭和六年以來我國少年刑務所に於て漸次的に試行しつゝある假釋放審議會も、此のカテゴリの中に入るのであるが、所謂パロールボードなどに比較して尙其の規模が小さいのである。

四

以上の荒擧りな叙述に於て、近時各國の刑事政策が、次第に裁判官の行刑關與を念頭に置き漸次之に熱心となりつゝある事を推知し得るであらう。私は、此の風潮を以て、少くも刑政發達の上から考へて、喜ぶ可きものであると解するのであり、我々刑務官としては大いに之を

歡迎すると共に、尙此の方面の理論的並びに實証的な研究が積まれて、裁判と行刑との目的論的合理的な融合が實現するに至らん事を祈る可きであると考へるのである。

然し、さて、此の分野に於ては未だ殆ど何等見る可き實際的成果を擧げて居ない我國に（前述假釋放審議會は部分的にはそして假釋放の許可には疑ひも無く實績を示して居るが、裁判と行刑との一致の理想にはまだ甚だ遠い）之を實施するとして、以上の方法を如何に参考とす可きであらうか。

先づ、裁判官をして刑の執行官たらしむる事は、勿論之を承認するを得ぬ。これ明に三權分立の原則を破壊するものであり、地位の獨立と保證とを有し、唯良心のみ恐るれば足りる裁判官をして刑の執行に當らしむる事は不當であるのみならず、法律の解釋と適用との専門家を以て人間教育、人の改造に對する練達の士とならしめんとする事は、國家機能分化の趨勢に反する事である。

次に私は、イタリアの行刑監督判事の設置には俄に賛成する事を躊躇するのである。勿論之は事實が判斷してくれるのであるから、イタリア其物に於ける諸種の特殊事情をその背景に置き、尙今後の成績に照し實證的に批

判せらる可きものではあるが、少くも理論として事を考ふる時は、如何に強辯するも、監督判事に賦與せられて居る諸權限は、行政官廳たる刑務所自身が其の本來の使命とする所であり、刑務官が受刑者改善の使命を遂行するに付き、其の創意と積極性との源泉に對する重大なる侵襲たる事を否定する事を得ぬ。加ふるに此の如きを（全部と迄は言ひ得ないが）一々、直接の執行者に非ず且つ其の専門家に非ず又之を期待し能はぬ裁判官の許可と命令とを必要とせんか、行刑當局は遂に其の煩に禁へざるに至り、要するに實際に於て刑務官の活動を阻害するの結果に終る事は必然である。刑務官は單純なる經理の事務家ではなく、況や機械的なる戒護官吏ではない。教育者としての刑務官の職能が層一層深化せられ擴張せられつゝある現状の下に於て、此の如く刑務官を殆ど純然たる番人化せんとする事は大なる矛盾たるを免れないのである。又、畢竟するに之は裁判官をして最高の行刑官廳たらしむるものであるから（裁判官は時々の監督事實を司法大臣に單に報告する事になつてゐるのみである）實質に於ては裁判官を刑罰執行官廳となさんとする前説に於けると同様の批評を加へ得る。

我監獄法の認むる如き監獄巡視の制度は、裁判官が此

の規定を活用し、進んで行刑の現實に觸れんとするの熱意を有するか、又は之を強制し得る時は好結果を得られるけれ共、之が各自の任意に放任せられて居る爲、事實に於ては殆ど其の結果を期待する事を得ぬのである。現にポースタル院では、其の創設以來之を訪れる裁判官が殆ど皆無なる事が當局に依り嗟嘆せられて居る。けれ共我正木學士の見解の如く之を強行規定と解し、積極的に裁判官に巡視義務を強制するものと解釋して、其の適當な實行問題を考究すれば、確かに歡迎す可き制度たるを失はない。即ち裁判官の刑務所視察は任意の自發に依る事を許すものではなく、之を常時視察する事に依つて行刑の實際智識を涵養す可き事が、法律智識の涵養義務と同時に併行するものとせば此の制度は充分に之を活用し得るのであり、現に我國の假釋放審議會は此の規定の擴張解釋に據るものである。けれ共事實此の規定に強行性を認められて居らぬ事は實際の例に依るも明かであるから、之のみを以てしては、到底前述の如き理想を完全に到達し得るものではない。

受刑者裁判所は前述の如く、受刑者の權益擁護を直接の目的とするものであるが、之とてさして實益あるものとは思はれない。現時に於ても受刑者は情願と告訴と

に依り或る程度の保護を得て居るのであり、他の手段(例へば次に述ぶる刑務委員会の如き)を適當に按配する事に依り、刑務所當局をして其の手段を妨害する事ならしめるならば、受刑者裁判所に告訴すると通常裁判所に告訴するとに實質的な差違はない。蓋し受刑者の地位擁護の重點は、受刑者に對する特別の裁判所の存否に在るに非ずして、受刑者の告訴權の行使が、刑務官吏の重圍と壓迫とを無事に通過し得るや否やに存するのであるから、問題は、刑務所外部の改造のそれではなく、刑務所内部の事に屬して居るからである。チエコ・スロバキヤの如く懲罰の或種類のものをして此の裁判所の裁判に提出せしむる事は、徒らに事件の解決を遷延せしめるの弊害を生じ、又形式化するの虞があり、懲罰の政策的運用を全うするを得ない。寧ろ懲罰の種類、方法、條件等を豫め法律を以て制限して置く方が正しいであらう。又裁判官をして行刑の内容に通曉せしめると言ふ事は、受刑者裁判官が受刑者裁判官として留まる限り、我々の望む行刑智識の善遍化を期待する事を得ない。

假釋放の審査に裁判官を與らしめる事は正しい。けれども原則的な問題としては、それが等しく裁判なるの故を以てではない事を指摘して置かなければならない。私の

考へる所では、刑事責任を判断する所の裁判なるものは其の本質上總べて條件的であり、判決と同時に、此の責任の終點の判断と決定とは行政權に移行するものと解しなければならぬものである。故に事實として裁判官が單獨に假出獄を許可するの立法例があるとしても解釋としては、その合法性は之を他に求む可きであり、これ上述の裁判官を行刑に關與せしめんとするの理由となる所のものである。その形式に就ては、裁判官をして單獨に許可又は審査せしむる事を不當と考へる。假釋放其物から言ふならば裁判官を之が審査に加はらしめるのは、刑務所當局の主觀的判斷を反省せしめ之に客觀的妥當性を與へんが爲の一要素としてであつて、從つて其の客觀性の高きが爲には、少くも社會に於ける重要部門の代表者を出来るだけ手際よく而して出來得る限り多く集める必要があるのであり、故に單に判事のみを以て之に當らしめる事は其の精神と背致するのである。次に假釋放の許否を審査する裁判所の設置にも反對である。假釋放なるものは裁判の如き原告被告の利害相對立するが如き形式に依つて決せらる可きものでなく、親代りとなり先輩者と成り指導者となつて來た刑務官と、之に育てられて來た受刑者との眞剣な協力とに依つて計畫せらる可き新生

へのプログラムであり、裁判の結果、その一方を蹂躪して許可せらる可きものではない。以上の二つの方法は、或は、裁判官をして行刑に通ぜしむるの効果があるかも知れないけれども、其の利する所は、失ふ所のものに比較して幾倍なるかを知らないのである。裁判官を加へた審査委員會をして假釋放の審査を行はしめる事は最も賢明なる方法であると考へられるが、之は刑務委員會の問題として次に一括して述べる。

概観し終つて私は、結局、裁判官を無弊害の裡に行刑に参加せしめ、然も裁判と行刑とに好結果を與ふるが爲には、矢張り刑務委員會を擴張して、裁判官を其の一員として活動せしむるの外はないと思ふ。然し之とて、判決を言ひ渡したる裁判官をして、各自其の判決の効果を注視せしむるは事實上不可能であるから、適當の(例へば比較的上位にある有力なる)裁判官をして委員會の一員たらしめ、相當期間の後、順次之を交代せしむるの方法を採用して、可及的多數の裁判官に行刑關與の機會を與ふ可きである。而して其の權限並に構成等の問題は刑務委員會の問題として一般論と成り、本稿直接のそれとは離れるから、茲には之が叙述を省略するけれども、唯一つ、之をして行刑の監督指揮の機關たらしむ可きでは

なく、主として其の諮問助言の補助機關の範圍に留まらしむ可きである事を提唱して置き度い。教育者としての刑務官吏には、充分に其の創造的活動の可能性を残して置く事を絶対に必要とするのである。

本會弔慰金贈與

松山刑務所看守勝田市郎君は去る十月九日同所内薰蒸消毒室に於て薰蒸夫と共に消毒中未だ規定の壓力を加へざるに突然消毒器爆發して薰蒸室内は勿論入口の鐵扉さへも木葉微塵に破壊さるゝの慘狀を呈しその爆破鐵扉の爲め頭蓋骨を粉碎大脳を露出したる儘消毒器前方に匍匐無殘なる即死を遂げたが、その原因は不可抗力の致すところであつて之れ全く職務に殉じたる者なることは明瞭である。依て本會は會則第八條第一項に該當する者と認め弔慰金三百十二圓を其の遺族に贈與した。

刑罰制度の將來

(Penal Methods of the Future)

ゲラルド・ハード
(Gerald Heard)

犯罪人は大部分社會狀態の徵表であり、従つて、社會改革によつて多くの犯罪人は救済し得るものだ、といふことが理解されるようになった。社會組織の改革による此の救済法は、三種の犯罪人に對して影響を與へることが出来る。第一には、法律のために犯罪人とせられた者である。即ち、法律が未だ半ば野蠻的なために、今日では一般に社會的變型者として取扱はれ、決して社會的有害者とは認められない多くの者を、犯罪人として取扱つてゐるものである。かゝる社會的變型者の著例はかの性的變型者である。第二には、社會の一般狀態のために犯罪人とせられた者がある。即ち、素質的に耐へ得られない處の緊張に耐へなければならぬようにさせられてゐる者である。これ等の犯罪人は、社會がその構成員を按配

して、弱い、刺戟を受け易い分子に對しては、善行に對するより多くの指導とより明瞭なる誘因とを與へなければならぬ、といふことについてまだ充分なる認識を有しないが故にのみ、犯罪人とせらるゝのである。更に第三には、精神病學の發達せる社會ならば、犯罪を犯した時からではなく、善行を行ふことの出来ないことを示した時から治療せしめ、そして、善行を行ふべきはつきりした能力を示したことが證明せらるゝまで、その治療を繼續せしめらるゝ犯罪人である。健全なる社會ならば、責任觀念の作り上げられたことは明瞭に分るであらうし、又それが不可能なことが分つたならば、無責任者は之を彼等自身又は社會に危害を加へ得ないやうな處におくことを知つてゐるであらう。

故に刑罰學の前途は有望である。といふのは、我々が充分自覺的な社會、即ち、一般の人々が眞に社會はその遺産であり、その責任であると感ずる狀態に立至つた曉には、現在の犯罪の充分四分の三はなくなるであらうことを、期待してゐるからである。けれども、四分の三の仕末はついたとしても、なほまだ残りの四分の一の問題を解決することが残る譯で、しかも、その解決は我々の想像以上に困難なことである。

何故なれば、その犯罪人級は、滅多に法網にかゝらないやうな階級から出來てゐるからである。彼等を捕へるには、法律は餘りに簡單であり、餘りに舊式であるのである。しかも、この階級は、我々の精確に決定し、訴追し監禁し得る犯罪人よりも、遂に社會にとつて有害なものである。

さて、この階級が如何にして發生し、且つ、信ずるが如くんば、何故に増大しつゝあるかを見よう。今日我々が行つてゐるやうな改革を續けて行つたならば、間もなくユトピアに達するであらう、とは一般に認められてゐる處である。先づこの信念から吟味して見たい。私はこれは誤であると信ずる。私は、これは、大部分の初期監獄改良及び刑罰學説が極めて單純にして、極めて不正

確な觀點に基いてゐた事實から起つたものだと思ふ。それは、我々が皆合理的生物である、といふ假定に基いてゐる。それは、十九世紀の終まで續いた、社會は少數人によつて支配される人々の集りにすぎない、そして、それら少數人は古るぼけた法典を残りの者に強制することによつて、人々を悩まし且つその多數を犯罪人たらしめたすべての無力、すべての歪曲に對して責任を負擔するのだ、といふ一般觀念に基いてゐる。人々をして自由ならしめんか、さすればすべての人々が薔薇のやうに花咲くであらう。自由が人々を完成する、といふこの觀念は社會學が維持し難からしめた單純な信念である。我々は社會が、過を犯した個人の集合にすぎず、しかも、その支配者も過を犯した者であり、しかし、それらの過は僅かばかりの合理的な決断によつて匡正し得るものだ、と想像することを止めねばならない。將來の刑罰學的問題は、それが社會學的問題となつて行かねばならぬだけに極めて重要なものであつて、且つ社會學的問題の充分なる意義は最近漸く理解されるに至つたにすぎない。社會學が明かにした主要な事實は、社會が、これを組成する個人と同じく、それ自身の生活法を有するといふこと、及びその局部的畸形を療すためにこれを引き裂くことに

よつて、之れを殺す——蠶豆を根だやしにするだらうといふこと、更に、麥の弱い莖によりよき機會を與へるためにさへ、どうやら豊富な畑となつてゐる根の繁茂を害し、畑全体を枯らすことになるといふことだ。つまり、社會全体は生きた組織体なのである。

さて、その組織は勿論多くの時代錯誤をその中に有つてゐる。我々は之れを除去しようと思つた。そして勿論大部分は成功するだらう。けれども、その後でも、「常に後には幸福になる」と期待してはならない。つまり、我々は何をしてゐるのか、又何故にそれを爲し得るのかを知らねばならないのである。我々は生きた組織の上に動いてゐるのだ。刑罰學（といつても改革論者達の進んだ刑罰學のことだが）は今日大体二十年前の外科學と同じ状態にある。我々は、それ自体望ましからざる分子を、身体全部に影響を及ぼすことなくして切斷し得るやうに考へてゐる。が我々は、たとへ手術は必要かも知れないが、身体である社會が、「外科的衝動」に近いあるものを受けることなしには、此等の手術に耐へることを期待してはならないことを知らねばならぬと思ふ。といふのは、分子は、如何にそれ自体望ましからざるものであるにせよ、如何に病的なものとなるにせよ、全体として

ての社會の組織の中に微妙なる分枝を有するもので、之を抜き取れば全身が覆へされるからである。彼は病的徵表であらう、けれども、たゞそれを取り除いたゞけでは足りない。更に一層病的な或るものがその代りに出来るかも知れない。古い精神病學の言葉を借れば、投げ出し、ても更に七つの他の害悪を以て歸つて來るのである。しかも、社會組織の最後の患者は最初のものよりも常に悪いのである。私は病的な分子を除去してはならないといふことを、云つてゐるのではない。たゞ私の注意しておきたい事は、そんな事をして問題が解決しない、恐らく半分も解決しないといふことである。實際この最初に於て、外面的な問題を除去しても、更に遙に重要な問題が現れることは、益々確實になつて行くやうである。

つまり、もし、近代社會學の教ふる如く、社會が生きた組織であるならば、我々が意識的に干渉し得る點に達した、といふ事實は、組織そのものが奇妙にも弱くなつたことを示すものだ。我々が社會を、個人的便利といふ合理的觀念によつて作り直すことが出来るといふ事實は社會組織が單位としてその「本能的」粘着力を失つたこと——それが、（不注意な下女が塵にまみれて云ふやうに）「手の中で粉々になり」つゝあることを示すもので

ある。

この事實の犯罪人に對する關係は明白であると思ふ。最近まで強烈な粘着性の社會的混合物であつた、腐敗せる集團から缺陷を摘出することによつて、多くの犯罪人を救済せしむる處の機會そのものが、残りの犯罪人型、即ち、犯罪人の最後の四分の一をして一層救済の困難なものたらしめ、且つその分子を増加せしめるのである。

惟ふに、道徳は個人の社會に對する感情的實意に依存する。が、この實意は決して合理的なものではない。それは内心の被暗示性から生ずるもので、その被暗示性そのものは、更に、社會の同種性、社會の完全なる組織としての活動性に依存するもの、如くである。然らば、もし、個人の計畫に基き、個人の同情によつて鼓吹された改革が、社會組織の極端に弛緩せる、恐らくは崩壊しつゝある徵表なりとせば、舊式な道徳、舊式な實意が影を失つたのではないか、従つて、社會的「弛緩」によつて多くの型の犯罪人を救済し得るとしても、それは低級な階級の者だけのことで、高級のもの、間には疾患が迅速に傳播しつゝあるのではないか、と尋ねて見ねばならない。我々改革論者達は、外面的缺陷は改革し得るとして、社會全体に關しては、この活動によつて何を實行し

てゐるのであらうか？ 我々は、社會と肝要にして、共同生活的連關を作ること失敗した失敗者達（又恐らく常に失敗するではあらうが）即ち、社會に生活を見出し、かくて、自分自身と社會との間の相互的利益關係を作ることに失敗した男女を取つて、代りに、我々に頼らしめ且つ我々の個々の理想及び我々自身に従はしめることによつて、人生に於ける新なる意義と教訓とを見出さしめつゝあるのである。かゝる實意の轉換及びその改革論者への集中は勿論起るだらう。しかも、今日の個人主義化し、崩壊しつゝある社會の如く、それ自体不確實な社會にあつては、かゝる轉換は恐らく最もいゝ手段であらうが、しかし、それは何處までも一時的のものである。それは一時的には、弱い犯罪人の問題を解決する。が、それは、その借方勘定に更に一欄を加へることによつて、さうするだけのことだ。犯罪人は抑へられ、看守されてはゐる、が、誰が看守者を看守するのか？ 封建制度のこの新變型に於て、改革者の遺産を受け繼ぐ改革論者達自身は誰に頼るのか？ 誰に實意を致し、誰から援助を受けるのか？ 彼等は社會に頼ることが出来ない。何故なれば、社會を粉碎した者は彼等であり、又社會が完全に弛緩してしまはなければ、彼等の救濟事業も出来な

つたからである。彼等は理性に頼ることも出来ない。それは、理性が手段であつて目的ではなく、過程であつて力ではないからである。理性は感情を作り出すことが出来ない。これ即ち、犯罪人の残りの四分の一を如何にして控制すべきかの問題の、しかく重要に見える所以である。つまり、此等の者は、弱くて、誰か頼る人を必要とするやうな犯罪人達ではなく、強く、云はゞ合理的の、即ち、その利害の存する處を明瞭に考へ出すことを知つてゐる者達である。彼等は社會の力、即ち、彼等の尊敬に値し、且つ彼等自身に對する冒險生活が齎すよりも一層充分にして、一層動的な生活を與へ得るやうな、生きた生活には降参する。が、彼等は見せかけや、空な脅迫によつて嚇されはしない。彼等はそれ自身の心を知らないうやうなものによつて拘束されたり、犠牲にされたりはしない。彼等は、死滅せる因襲、即ち、自分自身の利益のために、世界を再整する處の強者によつて作られた不便に捉はれてゐるやうな、臆病な人達を救ふために行動したり、力を致したりはしない。かゝる反逆者の改革論者に對する答は「諸君は、我々と同じく、最早古いタブーを信じはしない。諸君は理性の名に於てそのうちのあつたものを破壊せんとする。その同じ名に於て、我々は他

のものを破壊せんとする。それは、要するに、趣味の問題である。」と、この議論に對する答は、常に、社會的に保護とならないやうなタブーは、破壊してもいい、といふことであつた。しかしながら、この區別は、前心理學的又は前社會學的返答である。もし諸君が、個人として、道徳律の教訓を選択するについて自由ならば、何故に、諸君は、社會を、それが、諸君がこれを犯しても苦しませぬ、これに從つても幸福ならしめ得ざるに、尊敬するののか？ 實は、社會は最早それ自身の心を有たないことを承認せねばならぬのである。その云ふ處には最早權威がない。それならば、新しく法令を作つたり、警察力や探偵力を増したり、刑罰を殖すことは、すべて無駄である。無駄であるばかりでなく、いけないことだ。何故なれば、一旦法律を維持せんとする意思が社會から失せたらば、單に強制力を増すことは腐敗の確實性を増すことだからである。法律の本當の、唯一の力は社會の良心に存する。そして、すべての構成員が、法律違反を目するに、同情すべき、憐れな人に害を加へんとする者を見るに、我々の感ずるやうな、本能的憎惡の念を以てするやうな社會には犯罪人が最も少い。法律違反に對して、我々が段々この反動を感じなくなるのは明かで、こ

の必要なる反動を缺くのは、社會の結合帶が弱くなり、因襲的道徳の破壊を、全く冷淡に考へることが出来るやうになつたからである。

然らば、我々は、社會に於けるこの心理状態が生ぜしめつゝある處の問題に對して、如何に直面すべきか？ ここで、我々は、我々社會改良論者達はいはゞ二つの戦線で戦つてゐるのだ、といふことを思出さねばならぬ。我々は、何故に社會に奉仕すべきかの理由の段々分らなくなつてゐる、そして、何等かの理由をつけて、奉仕すべき眞の社會は既に先くなり、その代りには、貧乏人と強者との混亂があるのみだ、と主張する、積極的な人々の攻撃に會はねばならない。これら偶發的犯罪人からの危険に直面するほか、更に、我々は、社會に對する彼等の外部からの攻撃のみならず、我々自身の確信に對する彼等の議論の攻撃にも直面せねばならない。ウィリヤム・ジエームス (William James) 氏は人間を頑強型と柔弱型の二つに分けてゐる。改良論者(革命家とは異なり)は、大部分柔弱型の人々から出来てゐる。従つて、此等緊要な人々は常に闘争に堪へて行かねばならない。社會全体に、支配し、繼續せんとする權利の確信が段々少くなるにつれて、柔弱型の人々は世間から退却しようとする希望が段

段強くなる。それは丁度ローマ教會が緊張の下に沈むに從つて、ストア派があらゆる社會的義務から退却したのと同様である。もし、我々が、社會が聽從及び實意を命ずる、その古い力を失つた事實に直面したならば、我々にその實意を課する準備があるだらうか、我々にそれが出来るだらうか？ たゞに高級の法律を強制する警官となるばかりでなく、法律を作り、之れを強行すべき、そして、國民の同意がないだけに、一層の嚴格さを以て強行すべき、その法律の誤つてゐないかを疑はねばならぬ準備があるだらうか？ 次ぎに、我々が之れを課すべき人即ち、頑強型の人々を見よう。彼等にとつては、すべての人が自分自身にとつての法律であるやうな、混亂の時代は、誠に都合のいい、彼等から最善のものではなくとも、出来る限りのものを引き出す處の、最も氣持のいい、雰圍氣なのである。

故に、今日に於ける危険は次ぎの通りである。即ち、一方には、柔弱型の人々が、奉仕しようと思ふならば、支配しなければならぬこと。即ち、最早「公然の幻影」一般に認められた權利の教義がないので、これら素質的には「服従者」たるべき者が、役に立たんとすれば、無慈悲なる獨裁官、好戰的立法家とならねばならぬに對し

一方、頑強型の人々はかゝる社會崩壊の状態にあつて、全く幸福に暮してゐる、といふことである。げに、我々は、利己的な個人（潜在的犯罪人）が當り前で、忠實な自己を没却した、社會の支持者の方が變則的であるやうな時代に入りつゝあるやうに思はれる。

これは容易ならぬ事態である。が、かゝる運命が、構成員全部が各々恩恵を受けるやうな、好機會のみを基礎とした社會を期待してゐることも、益々、明瞭になりつゝあるやうだ。然らば、我々は、如何にしてこの最後の犯罪人の問題を解決すべきであるか？ 私は、我々にして、理解そのもの、科學たる、心理學から得らるゝ援助を受け容るゝならば、前途の形勢は決して絶望にあらずと信ずるものである。この最も若い、そして、我々に最も密接な科學が生んだ理論の中から、最も重要な、我々に希望を與へるやうな事實は、既に生れてゐると信ずるその第一は、肉体的遺傳は、我々が嘗て考へた程、社會的に、決定的に重要なものではない、といふことだ。個人が健全であるならば——そして、この最後の四分の一の犯罪人を考へるに當つては、病的なものを除外し、健全なものを取扱つてゐるのであるが——社會の望む通りの型に作り上げることが出来る。社會をして望ましめさ

上の二つと異つて、奉仕の觀念をより多く有つてゐるとはいへ、社會崩壊の時に當つては、壓世主義に退却する處がある。

もし、我々にして此等の型及びその構成を大体に於て誤なしとするならば、如何にして社會の改鑄が起るかを知ることが出来る。我々が、人間が屏の襲撃に對抗する以上、自分自身に超然としてゐる、無情なる活動家に對して直接の攻撃を加へることの望めないのは本當である。が、勇氣がありさへすれば、そんな原始的な、近視眼的精力の突進する道を用意することは出来る。換言すれば教育によつて徐々に、働くべき役割を彼等の心に教へ込むことが出来るのである。法律に敬意を表せず、たゞその増大のみを求むる、國家主義の「理想」は、國家が分解する時に、明瞭に持ちこたへるやうな人物を作り上げねばならない。たとへそそれが犯罪人型のものであらうと。次に、子供に何物をも負擔せしめず、唯「合理的」であることを求めるのみの、「合理主義」の理想も亦犯罪を導く。何故なれば、自我よりも大きな組織のない場合にはたゞ自我に奉仕することが合理的であるとせらるゝからである。青年に奉仕の理想を作り上げることは、彼等が明瞭に熟考された、高尚な目的を有する社

へすればいい、すれば、その欲する型を得ることが出来る。何故なれば、今日社會に見らるゝ型はその肉体的構成によるのではなく、正しくは社會的遺傳と稱すべきものによるからである。今日でさへ、彼等は、如何に變化せる状態に適合しないやうでも、大部分は各々その役割を勤めてゐるのである。彼等は、最早社會の前では、各々役割を勤めてゐるのである。自分自身の鏡の前では、各々役割を勤めてゐるのである。彼等は何人かの是認を求め、アル・キヤボネでさへ、「自分のなした善行を見てくれ」と云つてゐる。チューリツヒのユング博士 (Dr. Jung) は、大まかに云つて、今日の社會は三種のかゝる型を有つてゐる。その二つは時代錯誤のもので、更に第三のものも舊式のものではあるが、生長の餘地を存し、且つ社會の希望を握つてゐるものである、と云つてゐる。農民型、兵士型、牧師型が、即ちそれである。農民型は社會から退却者で、社會が弱くなると、自己の畑に退却し、分離してしまふ。兵士型の人々は、服従すべき將軍がなくなり、傳統の武士道が近代の戰術によつて破壊されてしまふと、運命の兵士に墮落してしまふ。こゝからギャング團へ落ちるのは、ほんの一足である。牧師型の人々は、それが頑強型の人より寧ろ柔弱型の人であるだけに、以

會組織の分子として、充分なる生活を見出すことを知つた場合には出来る。けれども、それには社會自体が改鑄される必要がある。もし、賢者をして奉仕せしめんとするならば、社會が何の爲に存するかを知らぬやうな、又は單に他の社會を覆へるために存すると考へてゐるやうな、社會の愚に對しては、智に奉仕させねばならぬ。

次に、刑罰改革に於ける第二の奉仕は、社會が、最もよく之れに奉仕し得る人々によつて奉仕されるやうに、社會に命することである。新しい、道徳化された教育によつて、新しい形の奉仕者が出来ても、それは不可能である。併しながら、それは二つの事を意味する。一は最も才能ある者が支配すべきこと、二はさうした支配者達は彼等の力を以てあらゆる利益の損失を受け容れること。彼等は社會の全權大使であるが故に、その地位からして、辯護士が一定の報酬の外に、依頼人のために管理する財産から受けると同様の個人的特權を有せねばならぬ處が、昔は、支配者は彼等の信頼を裏切り、從て終には一般に排斥せらるゝに至つた。けれども、もし社會が、その生命を奉仕に捧げる人々によつて奉仕されたならば、彼等もその信頼を裏切ることはないであらうし、社會も

二重に裏切ることの出来ない信頼をおくことにならう。併しながら、社會がその無法なる個人の解体から安全なるやうに作らるゝために必要なりと信ぜらるゝ手段がもう一つある。心理學上の知識は、今日我々が社會のためには奉仕せんと欲し且つ奉仕し得る少數者に對し、餘りに多くの事を期待してゐることも教へてゐる。たとへ、新しい奉仕者たる支配者は大なる責任を負担しやうが、彼等が過勞に陥らぬやう最善の注意がなされねばならぬ健全なる社會は、その根本的な「活動部」に對して、少くとも技術家はその機械に對して與へると同じやうな注意を與へるものだ。今日、責任ある地位にある人々は大に部分過勞に陥り、従て或は衰弱し、或は更に悪いことは、緊張の下に隔世傳的に、つまらなく、利己的に、卑劣に行動してゐる。健全なる社會にあつては、必要な奉仕者は常に監視され、休養を與へられ、交代せしめられてゐる。精神衛生學は、支配者たる奉仕者がその地位に堪えるものであるべきことを教へてゐる。

もし抑へないでいたなら、終には、今日合衆國の社會を脅してゐるやうな、社會の生活を脅かすに定つてゐる犯罪を社會から除去するために、必要な最少の改革は以上の簡単な説明のうちに述べた。それが餘りに野心的

な計畫のやうに聞えることは知つてゐる。何故に最後の四分の一について心配するのか、七十五パーセントの救済で、我々専門家に充分なのではないか、といふやうな氣のすることは知つてゐる。けれども、私は残りの二十五パーセントを抑へることが出来ないならば、我々が七十五パーセントの者について爲さうとしてゐることもすべて破壊されるばかりでなく、文明の全機構をも危殆ならしめるものだと思はるゝ社會の改鑄は少からざる價値のものであらう。



白耳義に於ける獨居拘禁制度と行刑統計(その二)

ジョルジュ・ゲルトン
George Gueltor

エンリコ・フェリ (Enrico Ferri) 氏は、彼が立會つたいたましの刑執行の状況を描き、彼が感じた不氣味な深い印象を、吾々に語り聞かせる。(*) かういふ見せ物は、自ら進んで立會つた人々をさへ、憂鬱にする。そして大衆への見せしめなどといふ議論も、刑の行はれる恐ろしい現場においては、何の足しにもならぬ。

(*) 「藝術及文學における犯罪人」(Les criminels dans l'art et la littérature, IV, Paris, Alcan, 1897.)

國際聯盟は、「被拘禁人の處遇に關する法規の大成」ensemble de règles pour le traitement des prisonniers) を、編纂した。そして國際刑法協會幹事長 (Le secrétaire général de l'Association internationale de droit pénal) たるかの有名なる J. A. ルー (J. A. Roux) 氏は、この問題に關し、極めて適切な意見

を示してゐる。(*)

(*) 「國際刑法雜誌」(Revue internationale de droit pénal 一九三一年第一四半期號)

吾々の考へる所によれば、刑務所問題に關するルー氏の見解は別として、次に述ぶるが如きルー氏の見解には何人も賛成し得るであらう。刑務所には、余り多數の囚人を收容してはならぬ。五百人といふ數字が丁度の限界であらうと。白耳義においては、この數字を少し超過し若十の主要な刑務所の被拘禁者數は、六百に達してゐる。だが吾々は言はう、この點に關しては何等の不都合も起らなかつた。作業の分割は完全に組織的に行はれ、監視は行届いてゐる。一人の所長の下に、所内の取締を擔當する副所長一名、作業上の事務を擔當する副所長

一名を配する。看守の数は十分であり、且つその人選に就いては、品性の上からも、健康の上からも、嚴重な詮衡が行はれる。彼等は又、學識の點に就いても、試験を受けなければならぬ。受刑者の年齢に關しては、白耳義では何等の差別をも設けてゐない。然しそれで、格別不都合が生ずるやうでもない。尙、被拘禁者は、十年間獨房に拘禁せられた後には、ガン刑務所（雜居監）に移送せられることを要求し得る。場合によつては、當局が命令を以つて或囚人をガンに移送することも出来る。といふ事實を、吾々は思ひ起さう。

免囚保護に關するルー氏の見解も、妥當である。確かに「救護は、拘禁の期間中に開始せらるべきである。」囚人と免囚保護委員との間に、完全に自由なる往訪接見が許されてゐなかつたとするならば、如何にして、免囚保護委員は、囚人の性格、その履歴、職員には認知され得ないその性向等を、知ることが出来るよう。又、巡訪者と被拘禁者の間には、所長の監督を受くることなき、通信の自由も許されなければならぬ。被拘禁者が、自分自身又は自分の家族に關する秘密を自由に免囚保護委員に話し得るに至つたならば、彼等はより以上にます／＼保護委員を頼みにするようになるであらう。この巡訪及び完

全に自由なる通信の問題は、免囚保護事業の根本問題である。白耳義では、この二つの點が、吾々が指摘した精神に於いて、明確にされてゐる。或時、免囚保護委員と仲の悪い或る刑務所長——これは白耳義では唯一の例である——が、自由なる通信を邪魔しようとした。その時司法大臣は、その所長に、諸達示 (circulaires) の趣意を思ひ起させさせよければよかつた。それで件の所長は、引き下らざるを得なかつたのである。

刑務所の存在する都市地域には、行刑當局と一心同體をなす、識徳圓滿にして名望ある、そして勿論司法大臣の承認を経た、自由なる市民から成る免囚保護委員會が存在しなければならぬ。囚人には、免囚保護委員の訪問を拒絶する権利を與へなければならぬ。と吾々は考へる。だが勿論その結果として、その囚人は、出獄後、委員會の救護を受けることを、拒絶されるであらう。それに、受刑者が巡訪を拒絶するといふような事は、極めて稀にしかない。私は四十年の間に、たゞの二回しか、こゝろいふ事件に出會はなかつた。而もその中の一回は、後に改めて、巡訪を要求したのである。もう一回は、最近出會したのであつて、被拘禁者は自由思想家 (libre-penseur) であり、彼は、私

に、保護委員會員の訪問を希望しないと、申し出た。彼は遂に刑務所員は自分と思想が一致しないからその巡訪をさへ御免蒙ると言ひ出したのである。吾々は更に附言しよう。白耳義では、委員會は、宗教及び政黨によつて區別を設けることなしに、構成されてゐると。

「大成」といふ言葉の中には、色々の事柄が含まれ得る。ルー氏は、その偉大なる學識を以て、これを完全に分析した。彼の意見もやがて實を結ぶ時があるであらう、と吾々は期待する。彼の數多くの論綱の中、特種犯 (catégorie spéciales) 予防のための被拘禁者 (détenus en prévention) 債務のための被拘禁者 (détenus par dettes) 有價物の領置 (dépôt de valeurs) 給養、作業、健康に關する配慮、宗儀の自由、家族との關係、懲罰、職員の詮衡等に關する、これらすべての論綱は、「大成」の中に提示されてゐる。極めて妥當にして、且つ論據あるものと思はれる。而もその中の大部分は、どんな氣六ツケ敷しい犯罪學者をでも十分に満足せしめるであらう様な風に、すでに白耳義の法規として、制定されてゐるのである。

莫大の經費を要するか、痴愚や自殺に人を導くといふ理由の下に、人々は獨房拘禁制度を大いに非難した。

その正確さを、その價値を、疑ひ、且つ云爲する余地のない一の文獻に、一瞥を投じよう。司法大臣の監督の下に、係りの役人が作製した一九二五年度白耳義行刑統計がそれである。

白耳義には、中央刑務所 (Prisons centrales) と下位刑務所 (prisons secondaires) とがある。前者は、ルーヴンに一つ (獨房監)、ガンに一つ (晝間用雜居房と夜間用獨房を持つ七つの分域、及び獨房のみから成る一つの分域によつて構成せらる) メルクスプラス (Merxplas) に一つ、ある。此處に受刑者を收容する。下位刑務所——一九二五年に二十七存在してゐる——には、受刑者の他に、司法又は行政權力の處置の下に置かれた各種の被拘禁者を、收容する。

ルーヴン刑務所に拘禁せられるのは、重罪懲役囚 (les condamnés criminels aux travaux forcés et à la réclusion) 五年以上の輕罪犯 (les condamnés correctionnels pour im terme de plus de cinq ans) 禁錮囚である。ガン刑務所は、健康上獨房監に適しないと認められる重罪犯 (les condamnés criminels) 十年間獨房監に居た後雜居房に移ることを希望した重罪犯、獨房監に收容すれば健康を害ふ虞れのある輕罪犯、及び

當然收容すべかりし刑務所が收容人員過剰のためこれを收容し得なかつた短期の受刑者を收容する。

メルクスプラス刑務所の中は、作業だけを共同に行ふ獨房學校監 (prison-école cellulaires) 癲癇者監 (Prison pour épileptiques) 結核患者のためのサナトリウム監 (prison-sanatorium) 心神耗弱者監 (prison pour débiles mentaux) から成る。

下位刑務所は、司法上の管轄地域の中心地にそれぞれ設けられてゐる。ブリュッセルには二つの下位刑務所が存在する。

女子を收容する中央刑務所は存在しない。女子は、一般に刑の宣告を受けた土地の下位刑務所で、その刑を受ける。

學校監は、ガンとメルクスプラスの一つづゝ存在し、ガンでは工業的な技術教育を、メルクスプラスでは農業上の技術教育を授ける。これらの學校には、少く共三ヶ月の刑を受けた、十六才乃至二十一才の男子を、收容する。彼等は、職業指導委員 (Commission d'orientation professionnelle) の試験を受けた上で、この二つの學校のつづれかに配属させられる。司法大臣は、刑務所長及び指導委員の申請に基づいて、二十二才以上三十才未

滿の受刑者をも、學校監に收容すべく、決定し得る。更に又司法大臣は、同じく刑務所長及び指導委員の申請に基づいて、十六才乃至二十一才の受刑者でも、學校監に拘禁することの望ましくない者は、これを除外する事が出来る。更に花柳病に罹つてゐる者、すでに三ヶ月以上の拘禁を三回以上受けてゐる者、不倫行爲による受刑者、絶えず規律を紊す者、これらの者は、一括的に除外される。

一九二五年十二月三十一日現在の數字によれば、白耳義國の刑務所には、總計で四、四七三の男子用晝間及び夜間獨房、六八六の女子用獨房がある。(但し、病室監房及び懲罰監房を除く) 夜間用獨房若しくは寢室 (Culco-pode) を具有せる晝間雜居監房は、男子定員九七五、同じく女子二五、この數字の内譯を示せば、先づ男子に就いては、ガン雜居監の諸分域 (Quartiers de Gand Commune) の定員七一〇、メルクスプラスにおける精神病監の定員一八、心神耗弱者監の定員三〇、サナトリウム監の定員一〇〇、フォレスト刑務所の定員五八、アンヴェル刑務所附屬精神病舎 (Les annexes psychiatrique de la prison d'Anvers) の定員一五、ガン中央刑務所の附屬精神病舎が一四、同じくフォレスト刑務所のそれが

十六、同じくルーヴン下位刑務所のそれが十六、女子に就いては、アウドナルド刑務所 (La prison d'Audenaerde) の未改築部分の定員二〇、フォレスト刑務所の精神病舎の定員五。

若干の下位刑務所の中には、囚人を收容しない分界がある。其外に、男子用監房一八二、女子用二四。

一九二五年に於ける刑務所の收監人員數は、中央刑務所三六六人、學校監男子二一九人、下位刑務所男子二七、七四九人、女子三、二八一人、出獄者數はそれぞれ四〇六人、二二七人、二八、一六九人。三、三三四人であつた。

拘禁延日數は、中央刑務所二七〇、〇七五日、學校監五五、六八八日、下位刑務所男子一、〇三六、六三七日、女子一二〇、八一三日、一日平均收容者數は、中央刑務所七五八人、學校監一五二人、下位刑務所男子二、八三九人、女子三三〇人、收容者數の最高は、中央刑務所八〇九人、學校監一七七人(男子)、下位刑務所男子三、四五四人、女子四七八人、收容者數の最低は、それぞれ、六八八人、一二五人、二、三二五人、二三一一人であつた。

中央刑務所では、義務的に、教習を受けなければならぬ。但し、高等教育を受けてゐる者、學習に適應する性能を少しも持たぬ者、老人、病患者は除外される。又、秩序、安寧維持のために、若干の囚人を除外することも出来る。下位刑務所では、それは、四十才に達しない六ヶ月の自由刑に處せられた囚人及び若い犯人にとつて義務的である。その他のものにとつては隨意、學校監においては、被收容者全部にとつて義務的である。

さていよいよ一九二一—二五年度五ヶ年統計の數字を、二三検討してみやう。

一九二一年度の平均收容人員は、中央刑務所九五三人死亡四人、學校監一四四人、死亡無し、下位刑務所男子三、七二六人、死亡一八、女子五二六人、死亡四、一九二二年度は、中央刑務所七六一人、死亡六、學校監一四二人、死亡無し、下位刑務所男子三、三六一、死亡一五女子五〇八人、死亡無し。一九二三年度は、中央刑務所七〇三人、死亡八、學校監一二四人、死亡無し、下位刑務所男子三、〇〇八人、死亡九、女子四三八人、死亡二。一九二四年度は、中央刑務所七五二人、死亡二、學校監一三八人、死亡無し、下位刑務所男子二、九二二人、死亡八、女子三七七人、死亡二。一九二五年度は、下中央刑

務所七五八人、死亡七、學校監一五二人、死亡無し、下位刑務所男子二、八三九人、死亡一〇、女子三三〇人、死亡一、

自殺及び自殺未遂に關する數字は次の通りである。中央刑務所においては、一九二一年に未遂二件、一九二二年に未遂五件、一九二三年に既遂一件、未遂三件、一九二四年度に既遂一件、未遂五件、一九二五年度に既遂一件、未遂二件、即ち五年間に自殺既遂三件、未遂一七件の割になる。下位刑務所の男子受刑者に就いては、一九二一年に自殺三件、一九二二年に二件、一九二三年に無し、一九二四年に二件、一九二五年には無し、女子受刑者に就いては一九二三年に二人の女子が自殺した。即ち五年間に九件の自殺が行はれてゐる。其他の被拘禁者、(被疑者、被拘留等……)の男子に就いては、一九二一年に自殺六件、一九二二年に三件、一九二三年に六件、一九二四年に四件、一九二五年に五件、女子に就いては一九二四年に一件、即ち、五年間に二五件の自殺があつた。更に下位刑務所における自殺未遂を見ると、受刑者男子に就いて、一九二一年一二件、一九二二年一五件、一九二三年一一件、一九二四年一〇件、一九二五年一三件、受刑者女子に就いて、一九二一年三件、一九二二年

三件、一九二三年、一九二四年、一九二五年に各々一件即ち五年間に男女を通じて七〇件の自殺未遂があつた。其他の範疇(被疑者、被拘者等)の男子に就いては、一九二一年一五件、一九二二年一五件、一九二三年一四件、一九二四年一四件、一九二五年一五件、女子に就いて、一九二一年無し、一九二二年四件、一九二三年二件、一九二四年二件、一九二五年一件、即ち男女を通じ五年間に八二件自殺未遂があつた。自殺及び自殺未遂の大部分は、縊死によるものである。

中央刑務所における、即ち長期囚における自殺の件数が五年間に、既遂三件未遂一七件、下位刑務所における受刑者に就いてだけのそれが、同じ年間に、既遂九件未遂七件であつたのに、他方其他の範疇(被疑者、拘留者等)のそれが、既遂二五件未遂八二件である。といふ事實に注目しやう。この兩種の囚人が自殺に導かれるのを長い拘禁の結果である、とは到底言ひ得ない。蓋し、五年未滿の刑期をしか持たない下位刑務所の大部分の囚人もさうだが、決してや被疑者、被拘留者の如きを、自由拘束によつて、ひどくいためつけられたと言ひ得ないからである。自殺に就いての眞實の指針、眞實のパロメー

ターは中央刑務所に於ける自殺の中に見出されなければならぬ。ところで、自由社會における恐ろしい自殺者數に思ひを致すならば、獨房拘禁制度が、この制度の下に置かれなければならぬ人々を驅つて、自殺に赴かしめるのだと非難するのは、當らないであらう。吾々は、楽しい又は忙しい生活の後に、時には又病氣や放蕩三昧のために監獄入りする受刑者が數多くある、といふことを記憶しやう。そしてそれは、下位刑務所に又被疑者や被拘留者の間に、何故比較的自殺者の數が多いかといふ事情を、説明する。或者は勿論、洗ひざらひさらけ出されるであらう自己の過誤、悪計、悖徳の恥しさに堪え得ず、他の者は、不自由な孤獨の生活(彼はそれが如何なるものであるかをよく知らないし、又従つてこれを評價し得ない)に恐らくは長い間置かれねばならないことを考へて、觀念の臍をきめ兼ねる。

騒音と能率

騒音、雑音！正に近代文明都市を悩ますこの痛に對しては各國共これが研究に全力を擧げてゐる次第だが、最近英國産業衛生調査局において騒音の健康に及ぼす影響を研究して甚だ興味ある結果を發表した。

右の調査の内一は一事務所内のタイプライターについて行はれたものであるが、この事務所におけるタイプライターに防音装置を施した所事務所内の従業員の能率は目に見えて増加した。これによつて如何に騒音が事務上の防害になるかといふことの證左になつた譯であるが同時に事務所内のタイプライター防音装置に關して更に研究を進めることゝなつた。

他の實驗は例のランカシャ織布工場において行はれたるものであつて織機の騒音が如何に職工に影響するかを検するため職工の耳に防音器をつけて實驗を行つたものである。この防音器といふのは一端に球を付けた小さな管でこれを耳孔に入れ他の一端には金箔打ちの際に用ひられる薄膜を薄金網の小盤にはめ込んだものである。この防音器の特徴はこれを裝用したまゝ會話を行ふには少しも差支へないが織機の騒音とかその他の大きな音は少しも耳に入らないといふ點である。この防音器を裝用した結果は矢張り職工の能率は大いに増加した。

Evolution of the Prison
System in Belgium
A. Delierneux

伯耳義に於ける行刑制度の發達(二)

伯耳義王國政府司法省行刑局長

アー・デリエルニユウ

(十) 青年犯人のための施設
Institutions for Young Delinquents

學校型のプリズンは、犯罪の方では立派に一人前になつてゐるが、普通の戸籍の方では未成年者であつて、十六歳から二十一歳までの間に犯罪を行ったノーマル(正常)な犯人を收容するために設けられたものである。彼等は二十五歳まで此の施設に入れて置くことができるのである。

青年犯人の處遇せらるゝこの施設は、廣い土地を占めて、眺望の自由な、大きな農園で、此處に收容せられて

ゐるものは、たとへいくら遠方であつても、他の部類の受刑者とは接觸することのないようになつてゐるのである。この施設は固より田舎に在るのであつて、其の經營運用のためにのみ撰まれた廣い土地のまん中に建つてゐるのである。かくして他のあらゆる行刑施設とはなれて建てられてゐるように、其中に適用されてゐる特殊の處遇に於ても截然として他と異なる所のものが存してゐるのである。此處には、道徳生活に大きな缺陷があつて、それが、たとへ邪惡とまでなくとも、まちがつた人生觀で一杯になつてゐる青年を收容するのであつて、かういふ有害な毒素を彼等の心中から洗ひ清めて、新しい生

活を樹立するべく此等の缺陷を健全な思想で充たしてやるのが其目的なのである。この目的を達成するためには、理解のある辛抱強い教化手段で、此等のあはれむべき失敗者をして、邪しまな生活をするよりも正しい生活の中に更らに大きなよろこびとたのしみの存することを覺らしめなければならぬのである。而して、徐々に、まづすぐな生活の新しい理想を吹き込んでやつて、そして、この理想で生きて行けるように、一方では智能上並びに道徳上から、他方では社會的に、彼等を訓練しなければならぬのである。

しかし、壓抑主義に基いたシステムの處遇では、斷じてこの目的は達せられないのである。レプレツション、(抑壓)といふことは、結局、打ちひしがれた而かも反抗許りしたがる弱い人間を造るに過ぎないものである。で、さうではなく、彼等の社會的な機能を發揮せしむるためには、青年犯人を處遇するための施設は、所謂プリズンであつてはならないのである——少くもプリズンなる語の現在の意味でプリズンであつてはならないのであつて、社會的復活途上のセンターで、道徳的にも社會的にも疾患があつて邪道に墮ちた人間のための一種のサナトリウム(療養所)でなければならないのである。

個のセンターの組織を説明するに當つては、先づ、自分分は之を支配する一般原則を述べなければならぬ。

(一) 先づ青年犯人のための特別施設に在つては、獨居制と集團制と並び行はれて其宜を得なければならぬのである。即ち、職業上智識上並びに身體上の教育訓練、及び、道徳的並びに社會的陶冶のため利益だと見れば集團にし、雜聚から來る接觸が有害だとみれば獨居にするのである。夜間の獨居はこれがためであつて、夜間の獨居といふことなくしては、若い人達のための施設は、たとへどんなものでも、直ちに猥雜な汚染のセンターとなつてしまふのである。

(二) この施設に在つては、職員は特に慎重に行はれなければならないのである。職員は一つの施設の魂であつて、この種の施設に於て殊に然りとするのである。職員は熱情を以て任務に従ふものでなければならぬのは勿論であるが、それだけではまだ足りないものであつて、この任務についての特殊の専門技術上の訓練を有つてゐなければならないのである。

(三) 青年犯人の處遇のセンターである施設は、二百人から二百五十人の青年を收容するようになつてゐるので

ある。これは、管理上の費用を節するためばかりでなくこの施設の社會化的の機能を十分に發揮せしせんがためなのである。

(十一) コツテージ式

Cottage Plan

自分は、原來、五十人乃至七十人の收容者を有つ小さな施設の主張者なのであつた。然るに、實地經驗の上でかゝる施設は處遇の簡別化といふ點ではどんな利益があるにしても、職業訓練や智識的、道徳的並に社會的の教育を効果的に組織することの不可能であるといふ點で、失ふ所の大きいことを教しへられたのである。しかし、二百人から二百五十人の施設を作るには、是非とも、コツテージ(寮)式に組織されなければならないのである。この方法でやれば、全人員をコツテージに分割收容することができ、且つ、各コツテージには幹部職員の一人在ハウス・マスター(家長)となつてゐて、自分の世話する青年を社會的に復活させる目的、自分のハウスのために全力を盡くすべき任務を有つてゐるので、トリートメント(處遇)の簡別化が思ふ存分に實現され得るのである。

處での生活は極めて嚴格である。今までの放蕩無頼な生活から急に捕へられて來たので、否でも應でも今までのような馬鹿なまねは止めなければならぬ所へ來たことを新しい收容者にしみじみ思ひ知らせなければならぬのである。若い犯人の過去のむしろ鈍磨してゐた心持をひきしめるために、きびしい權威の存在をはつきり感じさせるのは非常に好いのである。

入つて來ると先づ身體検査が施されて、次いで日夜の獨居拘禁に處せられる。この期間はせいじく一週日であるが、この間に痛切に刑罰の苦しいことを嘗め味はさせられるのである。この短い間の獨居拘禁の後で、彼は漸次に獨居と雜居の混合制の下に移されて、一歩々々廣い大きな集團生活へと近いて行くのである。しかし、この集團生活も規則は峻嚴で、細かな處まで監視されるのである。此等の青年の心は尙ほ往々にして放蕩の念去らず横着で反抗心も強いので、かゝる細心な注意が必要なのである。更に一層自由な生活を許す前に、まちがった考へを洗ひ清め、そうまでいかないでも少くも仲間を悪化しまいといふ念慮を起させなければならぬのである。普通では、A寮にゐる間は三ヶ月を踰ゆべからざることなつてゐる。この期間は、個別處遇の案を立て且つ

今、次にこの青年犯人の特殊施設の組織を説明する。この施設は四つのコツテージを包括してゐるのである。

- (A) 寮は始めて青年犯人を收接するコツテージで、一つの診査所といふべきもので、茲處で收容者各自についての處遇方法と職業の撰擇とが決定せらるゝのである。
 - (B) 寮は本格的に訓練處遇の開始せらるゝコツテージであるが、生活様式は家族的である。
 - (C) 寮もBと同じく訓練のためのものであるが、コツテージ内の生活は自治式である。
 - (D) 寮は半ば自由生活のコツテージで、デイスチャージ・コツテージ(茲處で釋放になるのでかくなづけ)と稱せらるゝものである。此處でいよゝ可いとなるとパロール(假釋放)で條件付の自由が與へられ、保護團體へ引渡されて、それから確定的な自由が與へられ、再び市民生活へ入つて行くのである。
- (イ) コツテージ A
これはレセプション・コツテージ(收接寮)で、茲

職業訓練の方策を定めるために、各收容者の犯行の原因を科學に研究するために利用されるのである。で、コツテージAにはサイコロジカル・クリニック(心理診査所)と稱する研究室があつてその職員としては精神病學者一人、心理學者一人及びソシアルワーカー(社會事業家)一人が員に列してゐるのである。精神病理學者は遺傳、醫療上の歴史、並びに收容當時の身體の状態を診査し、更らに進んで神経系統を診査し、精神の異常の有無を決定するのである。而して、この診査の結果をリポート(報告書)にまとめて、科學から教しへられたトリートメント(處遇)の方法種類を指示するのである。

このクリニックの職員たるべきサイコロヂスト(心理學者)は心理學及び教育學についての大學卒業證書を所持してゐるものでなければならぬのであつて、新收容者の眞の性格を發見するに努めるのである。彼は極めて客觀的な心理上の診査及び解剖を爲し、本人の性格の主要な特質と缺點と共に、同時に異常な心理傾向をも決定するのである。彼れも亦た報告書を作つて、心理學の見地から適當と認められた處遇方法を提示するのである。職員たる社會事業家(社會事業學校卒業生)は、新收容者の犯行に於ける社會的要素の影響如何を決定するに

努める。この目的で、社會學的な調査によつて必要な智識報告を求めたのであつて、出来るだけ精確に新收容者の履歴即ち其人の幼時、學校家庭の教育、育つた周圍、家庭並びに近邊の街區の事情、勞働生活、其他の事項を調査するのである。この社會調査を爲すに當つては、彼は、社會事業學校、社會事業體、巡回看護婦、其他かか調査を爲すに適した人達の助力を求むることが出来るのである。

更らに別に、此等の幹部職員の下には、特にこの職に訓練された職員が屬してゐて、新收容者から得た印象即ち、本人の性質の特徴とか、舉動態度について感じたこと、本人の彼等に話した過去の生活及び將來の意圖、及び當人の動かされ易い感情等を細密に報告するのである。收容者はかういふ下級の職員とは親しみ易く、眞實の自分といふものをさらけ出しがちなものであるからこの報告は非常に價値の多いものである。

以上凡ての報告は一とまとめにして、個別處遇の具體案を立てる心理學者に提出されるのであつて、彼は一々對照して研究を遂げるのである、プラン(案)が出来るとこの施設の所長、精神病學者、心理學者、社會事業家及び、採用された處遇案を適用する任に在るコツテ

ーチBのハウス・マスター(寮の監督)とから成立するコムミツティー(委員會)の嚴重な審査に付せられるのである。個別處遇の案は晚くも收容の其日より第二ヶ月めまでには決定されなければならないのである。

其上に、この審査で先づ、教化の及ぼしがたい、この施設には不向の異常者が發見され、次いで何ををいても先きに醫療の必要な身體の悪いものも發見されるのである。彼等は治療の目的で設けられてゐる行刑施設へ送られ、其處で必要な手當を受けるのであつて、青年犯人のための特殊の施設の處遇に服しても差支ないと擔當醫師の宣告のあるまで其處にゐるのである。尙ほ又た、同性愛の實行者をこの施設より驅逐することは絶対に必要で此等の變態者の治療の施される監獄へ送られるのである。

施設の環境を健全なものにするためには、かゝる離隔は避くべからざるものなのである、處遇のプログラムは一步一步より自由なものへ進んで行くので、收容者の身體精神に悪化の作用を及ぼす要素は是非共排除しなければならぬのである。同じ理由で、一つのコツテジから他のコツテジへの進歩を許可するにも極めて嚴重な考慮が加へられなければならないのである。集團生活の

範圍は廣まり、自由な空氣が増して行くのであるから、其に應じて道義の觀念の標準が高まつて行くのでなければ、累進的のプログラムは、全然不可能となるからである。このレセプション・コツテジ(reception)は其目的が收容者の觀察に存するのであつて、眞箇に教化のプロセスの初まるのはコツテジBからで、續いてコツテジCに至つて其作用は益活潑となるのである。

この教化のプロセスは次の四つの基礎の上に立つてゐるのである。

(一) 職業訓練。適業の定まつた後、新收容者は其職業の見習を始めるのである。この青年犯人のための施設には管理の巧みに行はれてゐる工業及び農業の兩部があつて近代設備も完く、立派な専門技術家によつて經營されてゐるのである。しかし、青年の悉くを立派な熟練職工に仕立てることの不可能であるといふ事實は初めから覺悟してゐなければならぬのである。收容者の中には職業を習得するに必要な資格の乏しいものが常にゐるので、かゝる連中は一生不熟練職工で終るのである。また、かゝる施設に於ける見習訓練は其處で行はれる生産と巧みに聯絡が取れてゐる時にのみ可能なのであるから生産品の市場へ賣捌かるゝことが必要である。

(二) 普通教育。この施設は本來の目的が實行的なものであるので、教育の目的も唯だ學科を教しへ込むといふばかりでなく、エデュケーション(教育)の本來の意義たる指導するといふのが眼目で、如何にして生くべきかの道を訓しへるのである。

(三) 徳育と社會教育。この二つは宗教的でもあり社會的でもあり、且つ簡別的であると同時に集團的でもあつて、職員は全員協力して之に當らなければならないのである。講義とか討論とかは只だ其の一手段に過ぎないので、あらゆる機會を利用して、青年の心に善い種を下すことを忘れてはならないのである。

(四) 體育。これは體操並びにスポーツによる身體の訓練であるが、決して軍隊教練式であつてはならないのである。其の目的は、所謂「健全なる身體に健全なる精神」の發達を助けるためである。

The Annals of American Academy of Political and Social Science, September, 1931

海外時報

フランクフルトに於ける國際刑事學協會ドイツ支部大會

國際刑事學協會 (Die Internationale Kriminalistische Vereinigung) のドイツ支部の大會は、去る九月十一日より十四日までフランクフルト市(アム・マイン)で開催されたのであるが、會するもの三百五十人頗る盛會であつた。二十五年前會員が始めて此ドイツの古き都に相會してより、丁度今年の大會はユビロイム(二十五週年會)に相當するのであつて昔日を回顧し將來を翹望する好機會を與へてくれたのである。會同者の非常に多數であつたとは、將來に對する喜ぶべき徵證であつたが、そればかりでなく、今回の會同には、エステルライヒ(オーストリア)から會員並びに同志の來り會した外に、特にフランクライヒ(フランス)及びベルギエン(伯耳義)からもわざわざ二人の知名の士が列席したとは、我等の個の科學的の國際的協力についての希望

一に會議委員諸氏の功で、先づ第一に、プレスラウのクララ、ベルデル博士は温い同情から此二つの問題の、大要を論じ、次で諸大學の諸教授は更らに狭い専門の立場からベルデル博士の意見に同意を表したのであつた。

刑法改正繼續の問題については、ベルリン大學のコーラウシュ教授は、非常に精神のこもつた、しかも數多き歴史的考證に基いた報告書で、現在ドイツに於ける刑法改正事業の重大にして忽にすべからざる理由を説き盡くしてゐるのである。而して、ヴィンナ大學のグライスパツハ教授は、オーストリアの社會的並びに政治的の特殊の事情を擧げてコーラウシュ教授の所論を補足する事があつた。コーラウシュ教授は、報告書の結論で、現在刑法の領域では立法に關する仕事はない、草案其者の精神的內容に於ては、已に先きに繰返されてゐるもので、且つ、現在の國情は刑法改正問題の議會の決議による解決を極めて困難ならしめてゐる、といふ現在議案となつてゐる刑法草案に對する非難は、已に切迫してゐる刑法改正を更らに遅延せしむる理由とはなり得ないばかりでなく、理由としてはならないものである、と切言してゐる。教授の結論としては、從來唱へられてゐたように、刑法改正に關する新しい立法には改善並びに保安手

を強めしめたのである。殊に、この賓客の一人なるパリ大學のドヌメディエウ・ド・フワール教授 (Prof. Donnedieu de Vabre) が、フランス人一流のいかにも修辭の整つた巧みな演説で、刑事學の領域に於ける國際的な科學上の協力の必要を力説した時には、會衆は盛んなる喝采を浴びせたのである。ハムブルヒ大學のドラキー教授によつて會同に先つて豫め作製せられてゐたこの國際協力に關する報告書はこの演説のあつたために、極めて切實で利きめあるものとなつたのである。

今回の會議の主題は、妊娠中斷 (Schwangerschaftsunterbrechung) と生殖力剝奪 (Unfruchtmachung) で、特に社會的並びに人種改良上の見地から討議せられたのである。ゲーテの百年忌にゲーテの生れた都で、この偉人を記念するために開催せられた此の會議をして偉人の名を辱かさしめなかつたものがあつたとしたならばそれは、敢て率先して、憚る所なく現代に於ける最も緊切なりと信せらるる問題を提げて起つた勇氣と、而して是れを討議するに當て毫も煽動的の態度に出でず、飽くまでも科學的な冷靜なる態度を持したことであらう。この二つの問題をそれ／＼専門の立場から取扱つた専門醫家の報告をして連絡の次序を失はしめなかつたのは

段に關する規定を設けるといふに在つたのである。

會議の各主題については、盛んな討論が行はれたが、殆んど満場一致を以て下の決議案が可決されたのである。

- (一) 生殖力剝奪
 - (イ) 人種改良の理由に基き醫學並びに胎生學の現在の立場に従ひ生殖力剝奪の條件手續及び實行を規定するドイツ國法律 (Reichsgesetz) を制定すべきである。
 - (ロ) この法律に於ては原則として生殖力の剝奪に於ける當事者の同意を要求すべきである。
 - (ハ) 單獨の同意は生殖力の剝奪を正當なるものとするに足らない。
 - (ニ) 社會的理由による生殖力剝奪の許可を認むべきである。此場合にも當事者の同意を要するは勿論である。
- (二) 妊娠中斷
 - (イ) 或る妊娠の中斷されて可なるやいなやは、懷妊したるものの意志に委ねらるべきではない。但し中斷は懷妊したるもの、意志に反しては斷じて行はるべきでない。

(ロ) 特に考慮に値する場合に於て人種改良上の理由よりして妊娠の中断を許可するドイツ國法律を制定すべきである。

(ハ) 母又は子が經濟上の困苦に暴らされる虞のある場合には、社會的の理由により法律上妊娠の中断を許可すべきである。

(ニ) 妊娠が或る犯罪 (Straftaten) の結果である限り於ては、妊娠の中断を法律上許可すべきである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. Oktober 1932

ソヴェト・ロシアに於ける

窃盜犯の激増

今や、ロシアでは、全國にはびこる商品並びに農作物の窃取と及び投機とを取締るために發せられた政府の二箇の命令のために、死刑並びに長期の拘禁に處せられるものが國を通して非常な數に上つてゐるのである。農民が強制的に共同集團へ追ひ込まれた一九二九年か

ら一九三〇年へかけての悲惨な冬期以來、未だ聞きもしなかつた幾千人もの多數の逮捕が報告せられてゐるのである。

ソヴェト新聞紙は河船並びに鐵道の運輸貨物の夥しき窃取件數と共に、種々の政府の企業並びに産業組合に於ける公金私消の悪疫の如き蔓延を傳へてゐる。

これに對するソヴェト政府の第一の最も峻烈な命令は運輸中の貨物の窃取並びに共同農場及び産業組合からの動産の窃取に對して、死刑を科してゐるのである。裁判所で酌量すべき事情の明かに確證された時にのみ、十年の禁錮に減刑せられ得るのであるが、財産は一切沒收され、かゝる犯罪を行つたものには、赦免の恩典は許されないものである。

投機に對して發せられた第二の命令といふのは、投機を爲し及び其媒介を爲すものを五年乃至十年間コンセントレーション・キャンプ (寄せ場) に拘禁する刑を科して、投機を根絶するの策を講ずることを檢察機關たる政府のゲー・ペー・ウー (Огпн) 及び地方の官憲に命じてゐるのである。この刑に處せらるゝものには恩赦を申請する權利がないのである。モスカウからの聯合通信への通報に記載された其筋の

調査にかゝる統計によると、今年の最初の三月の間に、四万個の積荷が窃取され、其數量は商品及び食糧品の一千五百三十八トンに達してゐるのである。此等の物品は悉く私設の市場でぼろい儲けで捌かるゝのである。

モスカウのソヴェト政府の機關紙たる「イズヴェステイヤ」は鐵道に於ける窃盜について次の説明を與へてゐる。

「一例を挙げると、中央アジア鐵道では處々に職業的犯人のギヤングが巢喰つてゐて、共同農場から馬匹を窃む馬盜人と結托して盜品を諸方へさばくのである。最近此等の犯人は中央アジア鐵道附屬の審判所で一々罪狀を白狀したのであるが、三十五人の盜賊の中十五人は死刑に處せられ、他はそれ〴〵刑期を異にして禁錮に處せられたのである。」

イズヴェステイヤ並びに他のソヴェトの新聞紙は、鐵道窃盜の大部分は職業的犯人の仕業ではなく、輸送中の物品保管の任に在る鐵道の職員及び産業組合で働いてゐる人達であることを等しく認めてゐるのである。共産黨の機關新聞なる「ブラウダ」によると、それはモスカウ—クルスク鐵道のモスカウの貨物ステーションに於ける窃盜事件に證據立てられたのである。「ブラウダ」紙は、

「このステーションの廣場及び倉庫で働いてゐる鐵道職員並びに組合の労働者達は、立派に一つのバンド (團結) に組織されてゐて、彼等は一緒になつて特に窃取に便利なコンディションを故意に作り出すのである。碎れたガラスや、紙屑や、鐵屑や、古靴を取り片づけもせず、あたり一体をわざと乱雑な状態にしてをくのである。荷物もわざと荷作のこはれるように乱暴に取扱つて、窃取の手續を容易にするのである。

で、何によらず特別の託送物を見出すことができなくなり、また、荷物の送り先きが分明らなくなつてしまふのである。そればかりではなく、尙ほ其上に、荷物係、運送屋、其他ギヤングの他のメンバーは結托して貨物をわざと誤つた送り先へ積み出すようなことを始終やつてゐるのである。其結果、紛失した荷物の調査が始まると、彼等は知らん顔をして、米、麥、其他何によらず、「雨でだめになつてしまつた」といふようなことを答へて平氣であるのである。最近六ヶ月間に於て、荷物紛失の調査は七千三百〇三件の多きに達してゐるのである。」と正直に報告してゐる。

Literary Digest, October 8, 1932

都市に於けるやくざの訓練

少年を街上へ放棄してをいて顧みず、彼をして生きるための盗みをやらせてをけば、自然とだん／＼とパンク (punk) — やくざ — した者) になつて、終にはラケットイアー (racketeer — 恐喝業の親分) (現在アメリカでは、正業を営むものを暴力で脅喝してグラフト(強請金)を捲き上げるのが立派に一つのビジネス(商買)になつてゐて、これをラケット (racket) といふのである。ラケットをやつてゐるボス(親分)が即ちラケットイアーで、部下の幾百幾千の若い者を手足の如く使つて横暴を逞ふしてゐるのである。この若い者がギヤングスターである。例のキャボネはこのラケットイアーのキングだつたのである)の子分にされるのが落ちである。

ギヤング仲間の隠語で曰ふ此パンク(やくざ)はクリミナル(悪漢)といふ程のものではなく、只だやくざなのであつて、別に大した頭を使ふ必要もないこそ／＼した悪事を働くのである。これがパンクのパンクたる所以で、社会事業家の語を借りればどうにもならない一箇のソーシャル・ミスフィット(社会的不合格者)なのである。

景氣の好い時でも繼續して一つの職業についてゐられない此等のミスフィットのアメリカの諸都市に於ける數は、普通の時でも二百五十萬と見積られてゐるのであつて、現在のようなデプレッション(不況)の時期に在つては恐らく五百萬にも達するかもしれないのである。ノーマルな時期でも、此等のミスフィットは社會にとつて全くのお荷物で、納税者の負擔する彼等に關する費用は年に二十億ダラで、こんな不況時には少くも其二倍はかかるのである。納税者たるもの考へざるを得ざる所と曰はなければならぬのである。このやくざの四十パーセントは十八歳以下のものだと言はれてゐる。

スマートなラケットイアーが此等のパンクを手先に使つて自分の勢力を築き上げるのは、何の造作もなかつたのである。彼が彼等に宛てがう仕事をするように訓練するのは金は時間も大してかゝらないのである。實際、若い者は單に彼が近代都市に生活してゐるといふ事實だけで、ラケットイアーのデョブ(仕事)に必要な訓練の大部分はとうの昔に呑みこんでゐるのである。其結果、彼ラケットイアーは、情容赦もなく固より悪いなどとは思はず、此等のどつちかといふと意氣地のないミスフィットを巧みに利用したのである。

前きにニューヨーク市の矯正局長 (Commissioner of Correction of the City of New York) の「バーデット・シー・リュウイス (Burdette C. Lewis) 氏は、九月號の「レビュー・オブ・レビュー」誌上でこのパンクについて説つてゐるが、氏の語る所によると、伯耳義では、この社會的不合格者の問題を手際よく解決してゐるのであつて、彼等は世界の他の國々に於けるよりも遙に好く不況時を切り抜けてゐるのである。伯耳義では、工業でも農業でも労働時間を二部制にしたために、慢性の失業を防ぐことができたのである。アメリカの都市ならば慈善施設の御厄介になるべき慢性的な物乞ひや、更らに悪くなれば窃盜強盜までもやりかねない此のやくざを官憲の取締の下に、都市から移して一定の訓練所に送るのである。其處で、身體の診査が行はれ、健康も立て直され、智識上にも種々の訓練が施され、彼等にできる仕事についてのテストを行ひ、職に就いても差支ないとなつたものは、假りの出所を許して、いよく眞の出所が許さるる日まで、自分に適した職業で働いて自分で食つて行くのである。この方が、ミスフィットを放つてをくよりも却て安上りなのである。

アメリカでも、かゝる運動は始まつてゐるのであるが

若し眞にこの運動が功を擧げるためには、問題はあらゆる角度から研究されなければならない、とリュウイス氏は説いてゐる。氏は前にはニューヨーク市の矯正局長として次でニューヂェアシー州の行刑慈善兩部の施設の長官として、アメリカの都市に於けるミスフィットの問題に精通してゐるのである。

「クリーブランドにせよ、シカゴにせよ。ヂャーシー・ステイ、ポストン、ニューヨーク又はフィラデルフィアにせよ、ミスフィットの賢明な訓練が企てられた處には、反社會的傾向を矯め、どうにでもなる若いミスフィットの悪習慣を變ぜしむる其力は、好結果を擧ぐるに於て殆んど人をして駭目せしむるものがあつたのである」と氏は述べてゐる。

「此等の身を過つた若者共は容易にラケットイアーの道具となるものだ」と氏は曰ひ、更らに筆を進めて、「ラケットイアーリング(恐喝)に戦ひ勝つのは他なし、實効のない禁酒法を改正し(酒の密造密賣はラケットイアーに持つてこいのビジネスなので、禁酒法のおかげでぼろい事やつてゐるのである)社會的統制力を統一し、訓練によつて「パンク」の心を轉ぜしむるに在る。

バンクは習慣の産物で、一度びこの悪い習慣に染まると、それを變ずることは容易でないのである。彼等は猪智に富んだラケツテイアーの演ずるゲームに於ける全くの質物となつてゐるので、彼は背後にかくれて巧みにバンク共を操縦してゐるのである。

バンクを訓練するの努力は、單に財政の上から見ても立派にそれをやるだけの價值があるのである。

バンクは、刑務所に收容されてゐない時には、一生懸命に働いてゐる我市民に少くも一日一ドル即ち一年二十億ダラの損害をかけてゐるのである。彼等が逮捕されて審理、刑の宣告、收容となつて、それから釋放さるゝまでには、一年一億ダラ以上もかゝるのである。

この百億は税で支拂はれ、前の二十億は強請の形でしぼられてゐたのである。

或る知名の實業家が最近筆者に語つたことであるが、其人は大戦以來ギヤングスターやラケツテイアーに支拂つた高と税で支拂つた高とを對照して書き止めてをいた所年額で税の二百五十ダラに對して強請でしぼられたグラフト(米國の俗語で不正手段による收得物を云)は一千五百ダラに上つてゐることを發見したそうである。此人は、どうにかにして都市生活にもつとつかりし

スペインの死刑廢止

今年九月初旬、スペイン共和國の議會で可決せられた新しい刑法では、死刑は廢止せられたのである。これまでに死刑を廢止したヨーロッパの國々を挙げると、サン・マリノは一八四八年以來、ルーマニアは一八六四年以來、ポルチユガルは一八六七年以來、和蘭は一八七〇年以來、ノルウェーゲンは一九〇二年以來、エステルライヒ(奥)は一九一九年以來、スエーデンは一九二一年以來、シュワイツ(スイス)の各カントン(州)及スペインは一九三二年以來といふ順序になる。

Strafvollzug, September-October 1932

毒ガスによる死刑執行

新しいものの好きのアメリカでは、死刑執行のための電氣椅子に代ふるに、更らに確實で迅速なる死刑執行方法を以てしようとしてゐるのである。それは毒ガスで、已にネヴワダ州では第一着に最近この方法で罪人を死刑に處したのである。その方法は、先づ、死刑を宣告されたもの

た秩序を立てるやうに相當な時間を政府に與へたいものだ」と考へてゐるのであるが、しかし、若し商買に於ても政治に於ても此の惡むべきラケテイーリングに打勝つ何等のチャンスを見出すことができないとしたら、むしろ自殺した方がましだ、と曰つてゐた位である。現に彼の友人の或るものはラケテイーリングのために苦しめられて終に自殺したのがあるのである。社會の上層下層に跳梁するラケツテイアーとの戦ひを續けるためなら、喜んで其費用を自分も負擔しようとは彼は意氣込んでゐた。

この不況時代に、幾百萬といふ人が生活を得るために都市を見棄てて行かなければならないのなら此等のミスフィットを監督付きで田舎に送るため、警察力を用ひるのに何の困難もない筈である。都市で物乞ひをしたり、惡事の手助けしたり、食ふや食はずでいつまでもまご／＼してゐるのなら、そんな自由はなくてもいゝ自由である。自分で働いて食つて行くベルギーのソーシアル・コロニ(社會的殖民地)の規律の立つた自由こそ眞の自由な生活といふべきである。」

Literary Digest, October 1, 1932

を死刑室に置かれた椅子に縛りつける。この室には、薄すめられた硫酸を満たした槽が備へてあつて、この槽の眞上には十二箇の球状の青酸を入れた函が結びつけられてゐるのである。いよ／＼執行となつて、係りの役人が室を出ると、室は空氣の入らないやうに自然に閉されてしまふのである。同時に、電氣仕掛けで函の中の青酸は槽中の硫酸に注がれるのである。すると直ぐに、濃厚な毒ガスが發生して、忽ちにすつかり死刑囚を包んでしまふのである。死刑囚の胸の上には或る装置がしてあつて、醫官が室外から執行の経過を注視してゐることができるのである。三分間以内には生命はまちがひなく絶たれるのである。

Strafvollzug, Sept.-Oct. 1932

監獄むかし物語

杉野喜祐

◆名籍原簿の由來

前にも述べた如く僕が監獄に轉じたのは明治十八年の七月であつたが其頃の監獄の有様は迎も今から想像の出来ない亂雜なもので警察から來た僕等の目から見ても全く別世界の感があつたから世人が生地獄などと評したのは無理ならぬことである。

然し明治開關以來始めて布かれた監獄則は全十五年から實施せられたので日も尙淺く各吏員の頭は多年の習慣未だ脱せず従つて監獄則の理解も十分でなかつたものと思へば不思議はないが唯一つ驚いたのは刑期満

了日を誤ることの多かつたことである。

如何に人權を重んぜない時代とは言へ其誤りが餘りに度々で其頃係りであつた石川と言ふ看守はその都度進退伺を出して懲罰せられ實に氣の毒であつたが主任の書記は知らぬ顔の半兵衛で其無責任さに諦れて物が言へぬのであつた。

又釋放者も強ひて苦情も言はず所謂泣寝入りで済ませたが其反面には早く出されたものは舌を出して喜んだことと思ふ。如何に官權萬能時代とは言ふもの、人權を輕視するも甚しい(勿論故

意ではない)ことになるから其原因を調べて見ると誤りの生ずるのも無理はない毎月の釋放者は其月の始めに名籍綴(現行の)から繰出し手控様の帳簿に書き抜いて置くのであつた。

斯んなことでは取扱者を責むるのは酷だ全く組織が悪いのだと思つて考案したのが現行の放免曆簿(當時縣では放免)である、之を案出してから漸く前記の誤りを防止し取扱者は喜び釋放者を安堵せしめたのである。

今の整頓した時代から考へるとおかしな様であるが明治二十一年に僕は暑中休暇を貰つて東京の三監獄を見學したことがあるが三監獄とも前新潟と大同小異で當時市ヶ谷の名籍主任は中村讓君(岐阜の典獄)で

全君の説明では名籍綴から繰出し黑板に掲げて置くことであつたお膝元すら斯の如し他は推して知るべしだ。

放免曆簿のことは明治二十三年に監獄官練習所でゼーバツハ講師が獨逸監獄法講議の際其様式を示され各練習生を感服せしめ内務省は之れに倣ひ全二十四年の十二月の訓令で全国的に定められ各府縣で始めて實施したのであるが新潟縣は其六年前より實行して居たのであるから其點は多少誇るに足ると思ふ否僕の智慧が内務當局より一步先に進んで居たのであるか呵々。

◇外 役

外役には種々の弊害があるから舊監獄則でも相當制限せられたのであるが明治十八九年頃は賭博犯の行政

處分等で在監人が非常に増加したが監獄の製品は不淨だなど言つて使

用せないものゝある時代であるから官司業は振はず又受負業は無くさりとて糞工計りに就くことも出來ず餘義なく縣知事(十九年迄)に稟議し常置委員(現時の參事會)に諮問して縣道改修工事等に外役せしむることとしたのである、今の新潟縣の米澤街道や大津津線はそれである尙ほ新潟監獄では信越線の鐵道敷設工事にも外役せしめたことがある。

外役で一番に困つたものは假監である堅固なものを造れば多額の費用を要し收支が償はないから眞にお粗末なもので全く人足小屋も同様唯だ周圍に竹矢來がある丈けが違ふ位なものであつたが割合に逃走は少なかつた其少ない理由は規律も何にもな

い土方部屋の如くで香氣であつたからである。

偶々逃走があつても懲罰せらるゝものは直接戒護に當つて居る看守のみでよくの重大事件でなければ今の様に監督官が懲戒せらるゝことはなかつた況んや典獄に於てをやだし

も監督官たる看守長は懲戒の代りに典獄から大目玉を頂戴したものであつた。明治十八年の晩秋であつた、新發田に歩兵聯隊を置かれたので其練兵場の地均しを受負つて呉れとの交渉があり僕に擔任の命が下つたが僕は警察官から轉じて日も淺く殊に土方の經驗はなく困つたが嫌やと斷はるのは残念だと思ひ今成りの土方の積りで調査し一ヶ月の竣工壹千圓(當時の壹千圓は今)と見積り復命して契

約が出来たから早速囚人貳百名を選
定之を新發田支署に移し毎日未明か
ら引出して馬力を懸けて働かせた所
二十五日間で竣工せしめたところ陸
軍でも非常に喜ばれ典獄からも好成
績であつたと賞められた。

其頃は請負工事は擔任者が精算
をするのであつたから請負高から囚
人の工錢看守の手當其他工事に要し
た雜費を差引精算の結果五百圓餘の
純益を見たのであつた。典獄は斯ん
な好成绩は未曾有だと喜び其書類を
携へ知事に報告に行き其幾分でも關
係職員に賞與せんと計畫を立て、
居たのであつたが豈計らんやだ當て
ことゝ何とやらは向うからの諺の如
く知事は曰く、此工事は縣の工事で
ない特別の工事であるから純益は縣
の収入にするに及ばない當方で會計
課長に處分させるとして其純益は卷上

げられ典獄は失望落膽ボカンとして
歸り僕に其話をしたが僕もあきれて
憤慨したものゝ下級看守長のペイペ
イで齒が立たないから泣寝入さ。
序に外役で珍らしい犯則を一二述
べて見よう。外役に出る囚人が釋放
せらるゝものと結託して餅や菓子又
は煙草等を密かに投與することは珍
らしいことではないが酒を持込んだ
などは一寸稀である。

或る時新潟市内の川浚ひに外役せ
しめたことがあつたが川底の泥を擔
ぎ上げる囚人が何だか酔つ拂つて居
る様で不思議に堪へないから看守が
注意すると川底へ行く毎に腰を屈め
て異様な眞似をするから其場所に行
つて見ると竹の管様のものが出て居
るから其所を堀つて見ると驚くべき
怪物即ち酒樽が飛び出したのであつ
た。

今一つは外役囚の監房で毎夜酒盛
が始まるとのことを聞込んだから在
房者を取調べると外役の雜役に跛者
を使ひ往復に不自由なるため竹の杖
を使用せしめた所何つしか其竹杖に
酒を詰込突き歸り監房の前に置かし
めたを幸いに房内に持込全房者相集
りて飲んだのであつたが彼等は釋放
者と通謀し其杖に似たる竹に酒を詰
め外役所に持込置くを己己の杖と取
替突き歸り毎日之を繰り返したので
あつた其考への巧みなるには一驚を
喫せしめたのである。

朝鮮人囚人に對する通信文の翻譯 に就いて

鄭 寅 曄

凡そ現代國家の認むる刑は、之れ
を生命刑、自由刑、財産刑の三種に
分つ事が出来る。而して今日の刑罰
組織に於て最も重要な地位を占め
てゐるのは自由刑であつて余が今、
論じようと思つてゐるのも此の自由
刑を受けてゐる囚人に對しての通信
文に就いてである。生命刑は生命を
奪ふものであるし、財産刑は財産を
徴するを以て終るのであるから、兩
者共、本問題とは縁が遠い。自由刑
は受刑者を監獄に拘禁するに依り、
其の自由を剝奪するを以て第一の特
徴となすものであるから、「自由剝
奪」と云ふ事が問題となる。如何な
る程度迄自由を剝奪すべきかの問題
である。

凡そ刑罰の本質は不法且つ道義的

責任ある行爲に對する法律的制裁で
あるが、其の目的は反社會的行爲に
出づる危険を防止し、社會的秩序の
侵害を豫防すること即ち「社會防衛」
にあると思ふ。故に自由刑に於ける
自由の剝奪は國民一般の道義意識に
訴ふることに依りて、其の目的を達
せんとする法律的應報と、犯罪に對
する保安的、豫防的目的とを達する
限度に止めねばならないのである。従
つて囚人の受授する通信文は此の限
界内でなければならぬと同時に此
の限度内に於いては一定の自由を認
めなければならぬと思ふ。科刑の
目的を達する範圍内で、囚人に通信
の自由を興ふる事は一の歴史的發展
事實であり、現代法治國に等しく認
むる所である。囚人が通信文を受授

する事に依つて所謂感化作用が力強
く行はれてゐる事は疑ふ餘地がない
のである。

× × ×

一般に囚人に對して一定限度の通
信の自由を興へる事は囚人の感化、
隨つて科刑の目的を達する上に於い
て重要な意義を有することを述べ
たのであるが、斯く考へて來ると余
は茲に、此の問題に關聯して、内地
の各刑務所に拘禁されてゐる朝鮮人
囚人に對して其の發着する所の通信
文は一定の朝鮮人が之を翻譯しなけ
ればならない必要を痛感するのであ
る。朝鮮人囚人の發する通信文は朝
鮮文で、其の受ける通信文も原文の
儘で受授せしめるの必要は上述せる
科刑の目的到達と云ふ一般的理由と
相關聯して次の二つの理由の下に主
張せんとするのである。
第一に人間の情意生活に基く理由

からである。人類は各々母國語と云ふものを以てゐる。飽迄、母國語のみを生かして行く事が妥當なりや否やは今問題でない。併乍母國語が最も、能く人間の情意生活を支配することは疑ふ事が出来ない。あらゆる感情、思想、悔悟を最もよく完全に表現し得るものは母國語を捨て、他に求むる事が出来ない。囚人が自己の過去に於ける犯罪に對し悔悟の情を郷里の親類に漏らし、或は郷里の親類又は友人から將來を訓戒し現在の受刑を妥當視せしめる爲めに母國語を用ひたる通信文を以てする時はよく意は通じ理は徹するであらう。朧の月夜と云つたら、吾人は其の夜の情緒を連想することが出来るのであるが、The night of black noonと云はれては、さつぱり感傷的にならないのと同様である。

斯る意味に於いて朝鮮人囚人の自

筆を其儘宛先に送り、而して囚人への通信文を原文の儘で讀ませる事は囚人を感動せしめる上に於て、又従つて囚人を感化せしめる上に於て最も効果あるものと信するのである。

第二の理由は檢閲の便利がある事である。

單に檢閲の爲のみならず或は朝鮮文は絶対に許さない方がよいかも知れないのであるが、上述の如く囚人に一定限度の通信の自由を與へるのが法治國として採るべきものであるならば内地の假名のみを許す事は不合理であると云はねばならない。又若し朝鮮文を禁止する時は囚人は自己の思想を充分に發表するを得ず、従つて囚人現在の感化程度を測定する上に於いて非常に不便であらう。囚人に思ふまゝの思想發表を爲さしめて、個々人の囚人に對し個別的に對策を施すことは科刑の目的に一致

するのである。檢閲制度は一方に於いては科刑目的と刑罰の本質に合致する限度を越えざらしめんとするにありと同時に他方に於いては囚人の現在の感化程度の測定に資せんとするにあると思ふ。若し此の考へにして間違ひなければ、朝鮮人囚人に對し朝鮮諺文の自由使用を許す事に依りて檢閲は意義を増し従つて便利となるであらう。

余は以上二つの理由の下に朝鮮文に或は朝鮮文を、翻譯するの必要を主張するのであるが此の論にして一理あるとすれば、吾人は次に各刑務所に朝鮮人の擔當者を配置するの要あるを述べなければならぬ。

元來朝鮮文と云ふものは、漢字と諺文(假名に該當する)と混り文を意味するのであるが、併し必ずしもさうとは限らない。諺文だけの文もあれば漢文だけの文もある。而して

現在、朝鮮人囚人の教育程度に鑑み諺文のみ解し従つて其の通信文も諺文のみを綴合せたものが大半を占めてゐるのであるが、内地人にして朝鮮に長期間、滞在せられ、又は特に朝鮮語を研究された人でも、諺文を理解する上に於いて朝鮮人に及ぶものがあるか余は疑を挟むものである。内地に於いても方言なるものがあつて長崎の方言は北海道には通じないと云ふことを聞くのであるが、朝鮮も全く然りであつて北の方と南の方とは勿論、一道内(一府縣内の意味)に於いても相違する場合が多い。朝鮮人でさへ、朝鮮各地を巡遊し、各地の風俗習慣に通じた者でなければ方言は解せられない、況んや内地人に於いておやである。内地人の知得してゐる朝鮮語なるものは概ね、標準語か、それでなければ一方の方言である。然るに囚人は標準

語のみを使用するだけの教育を受けてゐないもの、寧ろ多く又、假令、標準語を知つてゐる者でも相手如何に依つては意識的に方言を使用せざるべからざる場合が多い。斯る状態に於かれてゐる囚人の通信文を、内地人が完全に翻譯する事は容易な事業ではないであらう。假りに特に熟練したる者、又は教訓を施して以て完全に翻譯したとしても、其れまでの努力は過勞に失するであらう。要は最大の勞費を以つて最小の効果を得べきや、最小の勞費を以て最大の効果をすべきやにある。而して何人と雖も後者を取る事は疑ひないのである。

加之、上述の檢閲制度を完全に運用する上に於いても朝鮮人をして翻譯を擔當せしめるのが有利だと思ふ。定全なる翻譯は翻譯其ものを認めたる目的に合致するからである。

以上、余は一般に囚人に對して一定限度の通信の自由を與へる事、而して朝鮮人囚人に對しては諺文、即ち原文の儘を許容し其翻譯の任に當るべきものは朝鮮人を以てする事が適材適所であることを論じたのである。

不肖昭和五年八月より小菅刑務所の依頼に應じ、全所に拘禁中の朝鮮人囚人に對する通信文の翻譯を爲してゐるのであるが、未だ日淺いと云へ此の經驗は益々以上の主張を強からしめたのである。同所の囚人達は同所の斯る處置に付いて大いに感激する所あり従つて科刑の目的と云ふ見地よりするも非常に有意義な事であると信するのである。

近き將來に於いて内地各刑務所に朝鮮人の翻譯者を置いて、犯罪人を最小限度にまで減少せしむるの施設と用意とを切望すると同時に斯くあるべきを信じてやまないのである。

刑務所建築の回顧(中)

白井勇松

三 長崎監獄建築の部

前に述べたる如く監獄費國庫支辨となり第一期工事として、千葉監獄の建築等と共に長崎監獄の建築は、長崎市より約七里を距る長崎縣北高來郡諫早村(其後諫早町に合併)に開始せられたのであったが、建築の當初より逃走事故が頻發して甚しきは一ヶ月に十人も逃走したと云ふ有様であり、工事も遅々として進まなかつたのである。當時大分世間の物議にもなつたかの如くであるが、建築開始の三年目に千石典獄は他に轉任となり、其後任として熊本監獄から杉野典獄が轉任せられ、同氏は赴任後舊來の方針を變更し、紀律の肅正、受刑者處遇の改良、工事の進捗、戒護方法の改良、事務の整理

等に付て大に力を盡くされたのであるが私は千葉監獄の建築が最早半以上竣工したのであり、杉野典獄は私が年少にして始めて刑務界に奉職し間もなき當時よりの私の指導者であり、直接間接に同典獄に負ふ所多大であつた關係上、杉野典獄が長崎監獄に赴任せられて間もなく同監獄建築工事に努力すべく内議があつて、明治三十七年三月長崎監獄に轉勤を命ぜられ、諫早の建築場に於て勤務することになつた。當時諫早の建築場を諫早出張所と稱し其所長を命ぜられ工事主任をも命ぜられたのであつた。當時の諫早出張所は三百人以上の受刑者を拘禁して建築工事にも其他の作業にも従事せしめて居つたのである。日露戦争即ち明治三十七八年の戦役が起つて、長崎市の片淵なる

本監にては軍需品の製作に大に力を入れて努めたのであつて、工場が狭隘であるとか其他の都合で軍需品製作に關係なき受刑者は、諫早の監房や工場が大分竣工したる關係上諫早に移し、名稱は諫早出張所であるが拘禁人員は八百人にも近き數に達し、片淵の本監よりは寧ろ多くして名稱の交換が必要である位であつた。其れは餘談として、私が諫早の建築場に赴任した當時は實に工事の遅延と囚情の亂雜と紀律や秩序の立ち居らざること一驚に値するものがあつた。其一例を舉ぐれば、

(イ) 戒護上の必要ありとして隔離的の獨居拘禁者が多いのである。
(ロ) 逃走を企て其他兇暴の行爲があつたとて、構内看守見張所の下に數人に各聯鎖を施し、中には鉄を施したる者もあつて、其聯鎖の一端を見張所の前に打ちたる杭に繋ぎ置き藁工の如き業に就かしめてあつたのである。

(ハ)

構外敷地別區域に最初に設けたる舊式假監房の残存せるものがあつて其れに數人を獨居拘禁と爲し、各連鎖を以て房の格子柱に繋ぎ置き彼等は勝手に大聲を發して喧々囂々叫び居つたのである。

私は右(ロ)(ハ)の状態は見るに忍びないのであつた。杉野典獄は少くも毎週一回は工事監督として諫早に出張して來るのであつたが、私は典獄に相談の上、彼等に對し將來に於ける誓ひを爲さしめて悉く之れが連鎖を解除し、夫々工場に出業せしめ、強壓的の獨居拘禁者に對しても、將來を誓はしめて徐々に工場に出業せしめたのである。彼等は事の意表に出でたるに一驚を喫したる様であつたが大に喜び誓て將來反則行爲は勿論役人に御世話を焼かすが如きことは爲さずと言ふのであつた。斯くして囚情は漸次平靜となつて職員は大に緊張して職務に従事し、逃走事故はなくなり、反則行爲も大に減少したのであり、工事は大に進行す

るに至つたのである。

獨居拘禁者の中に海軍の水兵であつて上官暴行の罪で重懲役九年の至つて短氣の亂暴者があつたが、斯る性格の人物である爲め處遇に對して常に不平を持ち居り、口癖の様に「人間を廢す」と言ふのであつた。畢竟自殺をほめかすのであつたが、私は彼に人間を廢するとは如何なる意味であるかと反問し、若し自殺の意味であるならば餘りに人の生命を粗末にしてはならぬ、苟くも生を享けて此世に生れ出でたる以上は人としての意義ある終りを全ふせなければならぬ。宜しく懺然として過を改め悔悟の實を擧げて、忠孝の道を飽くまで辿る人間となることに心懸くるが宜しい、軍人として軍人規律を知り、忠孝の道に付ては海軍にて充分教へられ居るであらふ。今一度軍人になつた當時の心持に復歸して此監獄内に於ても改悛の情の著しい人間になつて貰いたいと、懇々諭し稍彼れの意の和らぐを見たのであつた。私は毎日巡視の都度或は訓戒し或は教導しつゝあつたが、彼

れは大に自覺反省するに至り、大に自重する様になつて、戒護看守にも餘り手数を掛けざる様になつたので、私は彼れに向つて工場出業を勧めたのであつた。彼れは自分を工場に出業させて下さるので、自分は長い月日を此獨居に置かれたので前途の望なしとして自暴自棄に陥つたのであるが、自分を活かし下さるかと言ふに付、お前達を活かさんが爲我々は骨を折つて居るのである。お前は此建築場へは工事に従事せしむる爲めに移送したのであるにも拘はらず、却て邪魔者となる様のこと、お前の軍人氣質に對して如何なる感を爲すのであらうか、諺に惡に強いは善にも強いと云ふ、私は人間の性は善であると思ふ、お前が懺然として改むるならば工場に出業せしむるのである。今度出業の上は飽くまで國のため、官の爲めと云ふ心懸けを以て働くことにして呉れ、宜しく人間を廢するなどの間違つた觀念を去つて、活き／＼とした人間になつて社會に出でて、罪亡しとして大に人としての責務を盡くし、

國家の忠良としての道を辿ることにするが宜しいと論したのであるが、漸次彼れの性格も變化するに至つたので、彼れを工場に出業せしめたのである。

工場に於ては彼れの出業に對し意外の思ひを爲したかの如くであつた。彼れが出業して間もなき或る日のことであつた。當時工場の便所は未だ出来上らざる爲め、屋外に看守見張所の近くに設けた假便所に出業者の用便を爲さしめたのであつて、午食休憩時に四、五人の者が便所に通ひたるが歸りが遅いので、看守は多少氣に掛けたりしかつたけれども、事故を起したりとは思ひもせず、然る所に彼れは便用を爲すべく行廁を願ひ便所に行きたるに程近き非常門の見張所邊に騒々しき人音のする爲、彼は其處に駈け行きたるに、非常門の内側なる見張所前の砂かこいの假小屋の中に、看守と四五人の受刑者が格闘して居り、其兇暴なる受刑者は看守の佩劍を奪ひたる者あり又看守のズボンに入れ置ける非常門の鍵を取り出さんとして居る者あり、看守は鍵を

奪はれまじと之を防ぎ居つた所の有様を彼れは見るや否や、大喝一聲汝等は何をするかと浴せたるに、此不意打を食つた其受刑者等は、驚き手を馳めたる拍子に彼れは逸早く劍を奪ひ返して看守に渡したるに、此四、五の受刑者は蜘蛛の子を散らすが如く工場に歸り、何食はの顔をして看守に行廁許可の符札を返し、看守は今まで何をして居つたかと言ひたるも斯る事故ありたると思はず、其受刑者等は各自の座席に復し居り、一面非常門の見張看守は身体の自由を得ると同時に、電鈴の線を引いて急を戒護事務所に報し、戒護掛よりは直に看守長看守部長及び休憩中の看守等數人現場に駈付け、其事故を知り工場に向ひたるが其れより前に彼れは工場に急ぎ歸りて、擔當看守に斯く／＼の事故ありたりと報告し看守は驚きて其四、五の受刑者を召喚し居る所に、右看守長、看守部長、看守等駈け來りて其兇暴受刑者を戒護掛に引卒し、直に私に其實の詳細を看守長より報告したるに付、私は死力を以て防ぎた

る見張所看守と彼れを直ちに召致して、看守には職務に忠實なりしを大に賞讃し殊に私は門の見張看守が屢々門の開閉を爲さざるべからざる爲め、鍵を柵の上に置き或は見張所前に引掛け置くを見て大に危険なるを感じ、堅く戒めて必ずズボンのポケットに入れ置くべく命じ居れるのであつた其効力が、今日現はれたのであると一般職員に申したのであつた。能く其看守は命令を守り大事に至らずして済んだのである、爲めに大に其看守を賞し他面には其急を救ひ呉れたる上官暴行重懲役九年の受刑者たる彼れを賞したのである。彼れは誓て改悛の實を擧ぐると言ふて工場に出業せしめた其精神を、工場出業の間もなき今日に於て現はしたのは、實に海軍軍人たりし眞面目を現はしたものであると彼れを激賞したのであるが、爾來彼は全く一變した性格の持主となつて大に謹慎し、作業にも勉勵したのである。

は五十歳に餘まれる前科九犯の兇暴性を帯びたる受刑者であつて、建築場に来りて何等建築の業に使用することの出来ない隔離的獨居拘禁に付してあつたのであるが、之れも私は數回諄々として諭し、惡に強き者は善にも強き實を擧げないかと申し、彼れの意の漸次和ぎ來りたるを見て、少しく教誨師より佛教の話を聞き因果の理法を知るが宜しいとて、教誨師に切々訪問して個人教誨を施さしめ又私は國家の忠良としての忠孝の道を辿るべく、且又一の信念を養へと、切々訓諭教導する所ありて、後ち教誨堂の掃除夫に出業せしめたのである。彼れは此前科數犯の身を以て教誨堂の掃除を爲さしめ貰ふとは何たることであるか、之れぞ佛の導きであらうと、大に喜びて表裏なく謹慎勉勵し居つたのである。彼れは相當の家庭に生れ兄弟は村長や名譽職に就き居り、彼一人若年の際身を誤り後ち家庭に寄り付かざりし者であつて、相當教育もあつたので看讀書籍の出し入れなどにも使つたのである。私は常に一般受刑

者に言ふて居つたのである、我々は人の性は善なりと信じて居り、精神病者にあらざる限り悪人も何等かの動機に因りて必ず善人になることが出来るのである。親鸞上人の「善人尙ほもて往生を遂ぐ況んや惡人をや」と言はれたことは、他力本願の眞髓であるので神佛は悔悟した者を棄てては置かぬのである。國家も國家の機關たる監獄も、累犯者なりとて決して拋棄して置くと云ふ様な不待遇はせないのであると、常に一般受刑者に諭して居つたのであつて、彼等は能く我々の教導に服して居つたのである。斯くして、彼れは賞表を授與するに至つたのである。私の去りたる後には假釋放になつたと云ふことを本人より私に通信して來た様に記憶して居る。

長崎監獄の敷地は高燥の土地であつて井戸を深く堀つても水量の少きに閉口したのである敷地の選定には水道のある所は別として水質の良き所たると共に水量の豊富なることも條件とすべきは勿論であるに、其れが後件に適合して居なかつたのである。夏に至れば水量の激減する爲め入浴は勿論炊事にも大なる困難を見る有様である。其れ故に千葉縣より堀井戸の技術者を傭入れ受刑者を使用して試みに炊場附近に堀井戸を掘鑿したのである。數十間掘進して相當水量を見るに至つたが地上まで噴水するには至らなかつた。此掘貫井戸を掘鑿したる爲め他の手掘井戸の水が一層涸渴するに至つた。之れでは他に掘貫井戸を掘鑿することは考慮せなければならぬと思ふて、其一箇所に止めたのであつた。而して將來の爲めには、刑務所専用の水道を引くより外なかるべしと、多少計畫もしたのであつたが其れは他日に譲ることとした。後年専用水道を引き至つたことと信ずる。

當時樹木の苗木若くは成木を官舎敷地に構内に相當植込んだのであつた。

尙ほ一つ困つたのは下水の排水であつた。己むく構外に排水池を設け、其れより通路に接して數十間の暗渠を築造し、村外低地の水路に放流することにしたのである。

當時樹木の苗木若くは成木を官舎敷地に構内に相當植込んだのであつた。

建築工事は斯くして順調に進み逃走事故の如きはなく喜び居つたのである。可なり竣功した時に至つて煉瓦塀に接したる當時物置代用の建物に古綿等を格納して居つたのであるが、其れを勝手を知れる釋放者の一人が、深夜構外より梯子を掛けて侵入し、其物置の窓を破壊して古綿を窃取した事故があつた。其者は病弱者であつて而も嵩の高い古綿を背負つて行くのであつたから、發見後間もなく逮捕されたのであつたが釋放前休養勝ちの者であつた彼れが、釋放後間もなく勝手を知られる物置に窃盜に入り得る元氣のなかりし如くに、戒護者なり監獄醫が見て居つたと云ふことになつたので、意外の感を爲したのである。古綿を窃取して背負つて悠々として行く男であるから、以て其人物を知るべきであるが、刑務所内に在りて誇大の病故を稱へて安逸を貧らんとする者あるに於ける一の實證的經驗を得たりとして、當時部下一般に注意を喚起したのであつた。

明治四十年三月を以て工事は殆んど竣

功したので長崎市内の本監を諫早に移すことに準備したのである。

然るに明治三十九年度に改築に着手したる甲府監獄の建築工事は、順調に運ばず頗る遅々たるものであつた。明治四十年春同監獄典獄は交迭し、佐藤典獄は去つて典獄渡邊武直氏が青森より轉じたのである。而して長崎監獄の建築が大体竣功したので私に亦甲府監獄に轉じて、工事主任として建築に従事すべく、尤も其建築が秩序立つて相當程度に進むまでで宜しいと云ふ條件を付して當局より内交渉があつて、私は國家の爲め難局に立て努力すべくお受けし、同年六月甲府監獄に轉勤を命ぜられ、渡邊典獄を補佐して努力したのである。同監獄に於ける私の在勤期間は僅かに十ヶ月なりしも、苦心慘愴頗る骨を折つたのである。

豪洲の女警官頗る勇猛

濠洲ヴィクトリアでは目下婦人の警官を採用し、盛んに日本の柔術やレスリングを教へ込んでゐる。そして男子の警官と同様如何なる兇惡なる罪人をも取扱はせようといふのである。従つてその試験もメンタルテストから體格検査に至るまで嚴重を極めたもの、婦人警官は正服を着用せず、活動に都合のよい服装ならば何でもよいといふことになつてゐるが、既に男の手に負へない亂暴者などを屈服して驚くべき勇猛振を發揮しつつかると。(メルボーン聯合發)

金再禁止後の爲替及物價について

東京朝日新聞經濟部 福井文雄

左記は十月茶話會に於ける福井氏講演の概要を筆記したものである。意の到らぬところや間違ひがあらはすべて筆記者の責任である。

新聞記事の中でも、經濟とか商況とかの記事は、ジミで人氣がない。一般の人々はあまり讀まない。株が上つたとか下つたとか、金利がいくらになつたとか、そんな数字がかつたことで埋つてゐるので、とがくに無味乾燥で、ばつとした興味がでないで、讀者は敬遠する。一般ばかりでない。一般ばかりでない當の新聞社内でもさうである。或社員如きは、商況欄を廣告欄だとばかり思つてゐた。といふやうな事をいふ。私共經濟記者と

しては、情けなくもなるが、どうも致し方がない。世間の御家庭でもやはりさうと思ふ。私共の家内なども御多分に洩れぬ方ですが先日、新聞の經濟面の有り難さが始めてわかつたと申しますから、殊勝な言分だと思つて何故かと訊いて見ると、經濟面は保存しとく必要がないから、天ぶらのころも置いとく非常に便利だ、とかやうに申すのである。落し晰しのやうな話で、怒れもしない仕末である。しかし重要さからいつたら、經濟のことは最も重要である。今日政治問題でも社會問題でも、もしくは家庭の問題でも、その根底には經濟問題が流れてゐて、そいつが鱧となつて、地震を起してゐるのである。近頃の世相を特色づける何々爭議など申すのはその著しい例であ

る。従つてこの鱧を——經濟問題を退治しない限り、問題は決して解決しないのである。政治問題、社會問題の如きは、多くは經濟問題の表面化したものである。表面化した政治問題、社會問題だけ見ればハデで面白くつて、新聞を賑はしてゐるが、しかしそれが新聞の上で解決されたやうに見えても、經濟問題がシンとなつて内部に残つてゐるかぎり、腫物はいつの日か再び吹き出て來るのである。この意味に於ても、經濟問題は、人間生活にとつて、のつびきならぬ重要性を有つてゐるのである。

(二)

一例をいふと、最近に起つたガソリン爭議である。この爭議を一口にいつてしまへば石油屋と同タク業者との喧嘩である。だがこの問題は今日、警視廳などが中に立つて、一應は解決した形となつた。即ち政治的には解決したのである。石油一ガロンの値段を會社の方で、四十三錢

を一錢まけて、四十二錢として、十日間の期限を限つて手を打つたのである。従つて来月からは、又問題が新となつて、争議の種となる可能性が十分にある。警視廳では、ギャング事件があつたり、市電争議があつたりして、東京の交通に危機をはらんでゐるのを見て、強いてもこの解決をつけたとのであるが、それは政治的の解決であつて、経済的には何の解決もしてないのである。来月になれば、石油會社では當然再び四十三錢に値上げするであらう。會社としては、理論上當然さうしなければならぬ運命にあるのである。しかし一方円タク業者側からいへば、この不景氣で客はなし、この上ガソリンを値上げされてはたまらないといふ。これも無理からぬことである。會社側と円タク業者とは、勿論利害關係がウラハラになつてゐるのだが、どちらも自己生存の問題で、その意味では双方の言ひ分に一應の理窟があるのである。その問題に蟠る經濟問題を解決するのは、

政治的解決をしたほど、簡單には行かない。争議の經濟的原因が除去されぬ間は、問題は潜在力となつて、後日に持ち越すのである。ひとり争議には限らない。犯罪の裏には女性ありとはよく世間でいふことであるが、私は、更に進んで犯罪の裏には經濟的原因が働いてゐるとさへいひたいのである。

ではガソリン争議の經濟的原因といふのは何か、會社側は何故、一ガロンに十錢値上げをして、四十三錢にしなければならなかつたかといふに、それは日本の經濟的條件がさうしたのである。

(三)

金再禁止によつて、日本の爲替が暴落した。現在では二十三弗ちよつと位のところである。言うまでもなく、金本位の當時に在つては、日本の百圓は米國の四十九弗八分の七即ちざつと五十弗である。即ち双方の本位貨幣が含んでゐる金の分

量と比較して、それによつて彼我の爲替相場を合はしてゐるといふのが、金本位の普通の状態で、いはゆる法定比價と稱するものである。それが再禁後、爲替が下つて、日本の百圓が米國の二十三弗位にしか當らぬこととなつた。それは何を意味するかといへば、これまで日本の金二圓持つて行けば、一弗の米國品が買へたのを、今度は同じ品物を買ふのに四圓三四十錢も出さねばならぬこととなつたといふことを示すのである。即ち倍以上も餘分な金を出さねばならないのである。ところで日本で需要するガソリンといふものは、その殆んどすべてが米國から來るのである。英國のライジンダサンからも輸入するがとにかく外國の油である。日本の石油會社でも、可なり生産はしてゐる、がそれとてもその三分の二以上は、米國から輸入される原油からつくるのである。つまり日本のガソリンは、その供給を大部分外國に仰いでゐるのである。それが、圓が下つて従前か

見ると倍以上も高いものを買はねばならぬといふこととなつて、これが先づ會社の大きな痛手である。

そこへ持つて来て、米國で最近石油を減産した結果、本國に於ても一割以上の値上りを見てゐる。おまけにガソリンの輸入税があがつた。かれこれ會社側にとつては、再禁止前から見ると、約三倍近くも高くなつたがガソリンを買はねばならないのである。その上、再禁止前の昨年十月頃には、一ガロン四十錢位にと六會社が協定しようとしたが、それがうまく行かず、安賣りの競争で、最近には三十五錢といふところまで来てゐた。そこへ爲替の暴落や何かで、三倍近くも原價があがつたのであるから、會社側がこの際、十錢の値上げをして、安賣競争前の價格を保たうとするのはむしろ當然のことである。否三倍もあがつてゐる原價に對して十錢位の値上げは或は九牛の一毛にすぎない。赤字つゞきの會社としては、この際もつとつと値上げをしたいと

ころであらう。

されどとて、前にも申す通り、円タクの方も困るにちがひない、円タクとは名ばかり、五十錢か三十錢となつては、車の消却どころか、直接パンの問題である。今までがそれなのに、この上ガソリンが高くなつては、とてもやりきれたものではなないのである。こゝに於てか兩者の利害が、切迫から衝突と進んで、ガソリン争議が社會問題ともなつたわけだがその中心問題は經濟問題に外ならぬ。二錢値引きの四十一錢で手打ちとなつたのは、政治的意味の解決で、底の流れは、依然として險惡相をたゞよはしてゐるのである。

(四)

日本は昨年十二月に、金輸出の再禁止をしたのである。即ち金を外國へ持ち出すことを禁止したのである。このことの意味と影響は、どういふことになるであらうか、

大体金本位といふのは、日本の貨幣の單位である「圓」の値打を、金の一定の分量の値打に結びつけて、その値打が變動せぬやうにしておく制度である。日本の貨幣法によると、金二分をもつて一圓とす、といふことが書いてある。即ち金屬の中でも値打の變らない金の分量二分の値打と、金一圓といふ金貨の値打とを結びつけて、貨幣の値打の變動せぬやうに仕組んであるのである。而して今日は金貨の代りに紙幣が流通してゐるから、これを内國的にいへば、金の値打と紙幣の値打とが結びついてゐるのである。だから再禁止前であつたら、紙幣を日本銀行に持つて行けば、それだけの額面の金貨を渡してくれた。金と紙幣とが換へられなければ、その間に打歩が出來て、紙幣の値打は變動して來る。時としては反古同様のものになつてしまふ。又逆に例へば金一匁の純金を日本銀行に持つて行けば、五圓紙幣を渡してくれる。この兌換によつて、金の値打と紙幣の値打とが

常に釣合ひを保ち、變動しないのである。右は内國的についての話であるが、外國的にいへば、金本位制は、金の輸出入を自由にしなければならぬ。金本位國である以上、どこの國でも、その國の貨幣法に於て、日本と同じ割合で、金と貨幣との値打をきめてゐる。例へば米國ならば、金二十三グレイン二、〇二（日本の四分）を以て一弗とすといふ規定がある。日本は金二分が一圓で、米國は四分が一弗であるから、一弗は一圓の二倍、即ち二圓にあたる。この割合でならばいつでも交換が出来る筈である。ところでこの制度を維持するためには、金の輸出入を自由にしておかねばならない。何故ならば、外國との貿易には、通例爲替で決済する。例へば米國から品物を買入れる場合、現金を送らずに、爲替銀行へ行って手形を買入れ、これを先方へ送つてやる。その仕組みは普通國元へ送金するやうな場合に、郵便局から爲替を買つてこれを國元へ送つてやるのと同じことである。

ある。反對に品物を輸出する場合は、向うから爲替手形を送つてくるから、それを爲替銀行へ持つて行つて、現金と代へてもらふのである。かやうに國家間の支拂は、爲替手形で決済するのが普通であるが、貿易業者にとつてそれが不利益だといふ際には、金が動き出すのである。現金が輸送されるのである。それはどういふことかといへば、例へば米國なら米國に對して、支拂ひが多いときには、爲替を買ひに出る人も従つて多くなる。いはゆる弗爲替を買ふ人が多くなるのである。すると需要供給の關係で、弗爲替の値が上つて来る。例へば四十九弗いくら即ち約五十弗の弗爲替を買ふのに、これまでならば日本の百圓で買へたのを、百十圓も百二十圓も出さねばならぬことになる。又これとは反對に米國からの受取勘定が増えて来ると、日本商人の入手する弗爲替が従つてふえるので、ドシ／＼賣りに出す。賣手が多くなれば、弗爲替は下るのである。今まで五

十弗の爲替が百圓してゐたのが、八十圓九十圓位で手に入れる事が出来ることになる。かやうに爲替も商品であるから、需給關係によつて、値段が上つたり下つたりする。ところで貿易業者としては、弗爲替が上つて、五十弗の爲替が百二十圓もするといふことになる、爲替を買つて送るよりも、現金を送つた方がよいといふことになる。何故なら法定比價は、米國の五十弗が日本の百圓に相當するのであるから、正金ならば米國の五十弗に對して百圓を送つてやればそれですむわけである。即ち日本銀行へ行つて、百圓紙幣を出して百圓の金貨と換へてもらひ、それをそのまま、現送する方が、百二十圓で爲替を買つて送るよりも、遙かに有利である。日本の百圓を米國へ送つてやればそのまゝ、五十弗とするのだから、百二十圓出し五十弗の爲替を買ふ必要はないのである。しかしこれは金本位で、紙幣を持つて行けば日本銀行で金貨と換へてくれ

又これを海外へ輸出することが許されてあるから出来るのである。金の輸出を禁止するとそれが出来ない。

ところで正金を現送するとなると、弗爲替を買ふ人がへる。従つて爲替の値が下る。下つて、やがて百圓五十弗の以前の狀態に復歸する。米國からの受取りが多くなつた場合は逆の現象を呈するだけで、理窟は同じことである。要するに、爲替市場の動きのみに任せておくと、爲替相場は需要供給の關係によつて法定比價を離れて動く傾向となるが金本位を維持して、金の輸出入を自由にしておく限り、爲替は法定比價もしくはその附近のところに止つてゐる。即ち爲替相場は常に安定してゐるのである。

(五)

ところが昨年暮に、金の輸出を再禁止し、同時に金の兌換を停止してしまつた。一時的とはしても、兌換券は不換紙幣となつてしまつたのである。従つて米

國の商品に對し、金を現送しようとしてもそれが出来ない。勢ひ爲替手形を買入れて、それで米國へ支拂ひするの外はないのである。元來日本は、毎年輸入超過の國である。貿易以前の國際貸借を合せて見ても、外國へ支拂ふ金の方が多いのである。つまり弗爲替を賣る商人よりも買ふ人の方が多いのである。従つて爲替だけで決済するとなると、常に弗爲替の需要が多く、値が上るので、圓の相場が下り、爲替相場は低落する傾向があるのである。しかし従前は、金の兌換現送が出来たために、如上の理窟でともかく安定してゐたのであるが、それが金再禁止後、爲替市場だけできまるとなると、需給關係によつて、爲替相場は安定性を失つてしまふ。日本の圓の値打は絶えず變動し、圓爲替は、日本からの支拂ひが増加するに従つてずん／＼低落して行く。しかも爲替は一つの商品であるから、相場が先安と見れば、今の中に澤山買つておいて、アトで儲けようとの思惑で、さ

かんに弗爲替の買煽りをする。いはゆる「弗買ひ」といふのがそれである。濡れ手で粟を夢見て、全く投機の具に供するのであるが、ともあれ需給の作用で、弗爲替はいやが上にも、上つて行くのである。昨年十二月頃には、四十八弗八分の三位で、大体正金の建値のところ安定してゐたのが、再禁止後には、急に弗爲替の買手が多くなつて對米爲替は一舉に四十五弗、四十弗と下り、十二月中に四十一弗まで棒下げてしまつた。年末年初には四十弗を維持するかに見えたが、すぐ又落ちて三五六弗となり、本年二月頃まではその邊りを中心にや、安定した形だつたが、その後も不規則な動きで低落の一途を辿り、最近八月の下旬には、二十二弗そこ／＼まで落ち込んでしまつた。かやうに、弗が上つて圓が下つて見ると従前は、米價一弗の品物を買ふのに二圓出せばよかつたのを、八月の下旬になると、同じ品物に對して四圓五十錢近くも

支拂はねばならぬ事になつた。極く最近はや、恢復して二十三弗程度であるが、それでも以前から見ると、圓の相場は米國の弗に對して半分以下の値打しかないことになつたのである。

爲替相場は、政治上、社會上の理由、經濟上の原因等によつて、つねに左右される。市場の人氣、思惑が鋭敏にそこに働くのである。例へば、二月頃は、圓相場もや、見直してゐたのが、そこへ上海事件が勃發して、日本は經濟的封鎖をうけるかもしれぬといふやうなデマが飛んだので、圓の信用が落ち、三十一弗邊まで来たが、四月に入つてから、米國財界の不安から金の再禁止をされるかもしれぬとの見越しから、一時弗爲替が下つて、それだけ圓爲替は上つた。しかるに米國は再禁止をせず、弗の世界的信用は依然たるものである上に、恰も政友會で平價切下げの議論を出したので、日本の大政黨があ、言ひ出すからは、と外國人は大に心配して、今の中に圓を賣つて早く

弗に代へておかうといふので、圓爲替をウンと賣りに出したので、自然圓の相場は下つて、六月下旬には二十六弗臺へ落ち込んだ。以來圓はザリ安の傾向を辿り二十四弗となり現在は二十三弗そこ

といふわけであるが、かやうに爲替相場といふものは、需給關係と、市場の人氣思惑とに左右されて、常に變動するのである。この先きとて恐らく變動はつゞいて二十弗臺を割ることゝなるかもしれない。頗る不安定極まるものである。その對策として、英國の爲替調節政策にならつて、爲替平衡基金制度を設けよ、との説もあり、民政黨などは以前の金本位制を主張してゐるのであるが、何れにしても時日と資金を要することで、爲替平衡基金の如きは恐らく十億からの金がかかることであらうし、その資金を作るのが大問題であり、何れにしても急場の間に合ふものではなく、従つて爲替相場は將來も變動を待つてけることであらうと思ふ。

(六)

次ぎには爲替相場と物價の關係について簡単に御話したいと思ふ。

わが國の物價は、いはゆる財界の不況で非常に低落してゐたのであるが、最近に至つて漸騰の傾向を辿り、俸給生活者労働者等の生活を脅かしつゝある。その主たる理由は、爲替低落のためである。外國の弗なり磅なりに對して、日本の圓の値打が下つて來てゐるからである。外國の品物を買ふには、同じ品物であつても、日本の貨幣で従前の倍も拂はなければならぬ。外國からの輸入品は、商人の仕入れがすでにこの通り高くなつてゐるのであるから、従つて内地市場へ賣る場合も高く賣らねばならないことになる。ところが日本人の衣食住に要する品物は、輸入が輸出かに於て、殆んど外國と縁のないものはない。國産品の使用は半分以下で、生活費の半分以上といふものは外國へ支拂つてゐるのである。そこ

へ圓が下つて見れば、輸入品は當然に高くなり、物價は自ら騰貴するのである。例へば米メンは、昨年の今頃までは米國の相場が一俵三十五弗、即ち日本の貨幣で七十圓位であつたのが、今日では圓の値打が半分以下となつたのだから、米國での相場が昨年と同じとしても、百五六十圓にはなつてゐる。最近米メンは非常に騰貴してゐる。原料が騰貴するのだから従つて綿糸布も騰貴し、御互が身にまるとふ呉服反物類が、又上つて來るのである。かやうに輸入品は爲替が下るにつれて上つて行く。殆んど同じ割合で上つて行く。三月一日頃は爲替相場が約三割下つたのであつたが、その時輸入品はやはり約三割近く騰貴してゐる。そして現に騰貴しつゝある。

(七)

では騰貴するのは輸入品だけかといふと、さうではない。爲替が下ると輸出品も亦騰貴するのである。つまり米國なら

米國から見ると、日本の圓が下るといふことは、日本の品物をこれまでより安く買へるといふことであるから、どうしても買手が多くなる。日本で二圓の品物を買ふのに、従前ならば、一弗出さねばならなかつたのが、現在では、その半分の五十仙も要らない。例へば、以前に五百圓の生糸を買ふに二百五十弗支拂つたものを、今日では百三十弗で買へるのである。米國から見れば、日本品の買ひ時といふべきである。そこで日本品の需要が増して、輸出が盛んになるから、日本品は騰貴する。いゝ加減騰貴しても、ドシ／＼外國へ行くから、依然として騰貴の傾向をとる。その趨勢はこの表に示す通りである。(表を示す)

ところで一犬吠えて万犬傳ふといふことがあるが、物價がそれである。一つの物價が上ると、それに連れてすべての物價が上つて行く傾向がある。それゆゑ、爲替安で、輸入品、輸出品があがると、内地品も亦あがつて行く。しかるに事實

はどうかといふと、物價騰貴、景氣招來を目的として昨年の暮に、金再禁止をやつて、一時物價騰貴の勢ひを見せたが、今年の三四月頃から、又々物價は下り出した。それは一般の購買力がこれに伴はないからである。爲替安で、輸出入品も騰貴し、一般物價も亦騰貴すべき筈であるが、消費者階級の方でそれに應ずる力がない。月給も上らなければ賃銀も上らない。従つて高い品物を買ふことが出來ないから、商人側では、否でも應でも安く賣らざるを得ない。元來、再禁止後、例の先安を見越しての弗買ひで、安く仕込んである品物だから、爲替が下つたとてすぐにさう／＼上げずとも結構採算はとれるのであるが、どうせ上るのでからとて、そこは商人だけに上げたわけだどつこい購買力がゆるさない。又輸出品の方も、外國ではこの先きもつ／＼安くなるだらうとの思惑から買方を手控えて待つてゐるといふ有様で、旁々あまり上らない。むしろだん／＼下つて來ると

いふ實情である。五、六月から七月頃の物價は、再禁止當時と餘りかはらない。物價からいへば、再禁止はその目的を達成してゐないのである。

ところが今日の爲替安で、今日以上物價を下げるといふことは、とても出来な

い。大体爲替が下れば、物價が上るといふのが原則なのである。兩者は相平行して進むといふのが、普通の筋道なのである。

(八)

米國は總選舉を控えて、フーパーが好景氣政策をとつてゐる。米メンも上るし景氣も上向きとなつて、従つて生糸の買氣も漸次に出て來てゐる。日本の生糸市場も一息つけることであらう。又、米メンは、爲替安と米國內地に於ける値上りとのために約三倍の騰貴となつてゐる。従つてそれで作つた綿糸布もそれに連れて上り、旁々八月以降、物價は相當躍進の氣勢を見せてゐる。又輸出品も、外國

の購買力が進むに従つて、漸次に高くなり、今日では約三割高となつてゐる。かやうに輸出入品共に騰貴して來ると、それにリードされて、一般物價もあがつて來る。

それに國民の購買力の方からいつても滿洲事件や上海事件で、各工場や民間へ金が廻つてをり、且つ七月と九月の議會では、公債政策、インフレーション政策、農村救濟政策と、金を全國にバラ散くやうなことに決定したので、現在購買力は乏しいながら、その中には懐合もよくなるだらうといふので、景氣立つて來てゐる。一方圓爲替も、もう今日以上には下るまいとの思惑から、買手も多くならうといつたわけで、旁々物價騰貴を刺戟する材料が多くなつてゐるので、六月時分ほど物價の下ることは、今後はあるまいかと思はれる。

以上で、爲替の動き方並に爲替と物價との關係の一体を述べたが、爲替が安定してゐなければ、今日の一圓のものが明

日は二圓にもなるといつた工合で、商賣人にとつても危険千萬であり、消費者も脅威をうける。そしてそれ等の經濟的原因が働らいて、いろ／＼の社會問題や爭議が起る。前に述べた如く一切の問題の底には經濟問題が蟠つて、それが種々の作用をするのである。物價が上つて景氣を招來するのは、いゝが、さうすると俸給生活者や賃銀労働者は困る。一割の物價騰貴は、一割の減俸と同じことである。爲替が安定せぬかぎり、國民は常にこの脅威から逃れることは出来ないのである。

刑務教誨事業研究所開所式

東西兩本願寺の主宰に係はる刑務教誨事業研究所では、既報の如く去十月一日開所式を舉行したが、一ヶ月の講習を終え、去る十一月一日午前十時から刑務協會樓上に於て閉所式を舉行した。司法省側からは鹽野

行刑局長、正木、池田、岡、東の各司法書記官、芥川衛生官、佐藤、岡部吉田、椎名の各刑務所長、伊藤刑務協會主事、藤井、富井の各教務主任本願寺側からは、後藤刑務教誨事業研究所々長、岡部輪番、沼波顧問、高濱社會課長、山崎社會部長、岡寺賛事、原研究所主事等出席、原主事より講習の経過報告ありたる後、後藤所長は左の祝辭を述べた。

本日刑務教誨事業の開所式を舉行いたしまするに際し、行刑局長閣下を始め本

省の方々並に刑務所長の方々等多數御貴臨の榮を得ましたことは、當研究所の主宰者として、東西兩本山の私共の深く光榮とし、且つ感激に堪えない次第であります。

顧みますれば、當研究所は、去る大正十二年に、當時の行刑局長山岡萬之助閣下の一方ならぬ御配慮と御盡力とによつて、教誨師の向上並に教誨事業の發展といふことを目的として、兩本山に於て設立いたしましたものであります。爾來十ヶ年近くの間、歴代の當局並に刑務官、位の御指導と御援助とを仰ぎつ、年々その時期に應じて講習會を開催いたし、一方機關雜誌「教誨研究」と互に連絡を保ちながら、聊か斯道の向上發展の爲に微力を盡してまゐつた次第であります。先本年も更に講習會を催すこととなり、先月一日開所致しましたところ、司法省

側に於かれても、倍舊の御高配を賜はつて何かと御盡力下され、又講師としても何れも斯道の權威者、一流の専門家の方々を御招聘申上げて、懇切丁寧なる御教授を御願ひいたし、一方講習生諸君に於かれても、當研究所の趣旨の存するところをよく諒解せられて、この一ヶ月間を最も勤勉に有望に御利用なすつて、將來、教誨事業の向上發展に對して十分の素地を作られましたことは、本職等の大に満足するところでありませう。こゝに重ねて、熱心なる御指導と多大の御援助とを賜はりましたる司法省並に刑務協會の方方に對して、厚く謝意を表しますると同時に、卒業生諸君の前途を深く祝福する次第であります。

今更申すまでもなく、教誨の仕事はまことにジミな仕事であります。政治とか外交とか、又その他の行政などに較べますと、いかにもジミで、目に立たぬ仕事であります。そればかりでなく、その効果も右から左とすぐ目に立つて擧つて來

るといふものでもなく、否時としては、ひとり効果の擧らぬばかりか、やゝもすれば諸君は不利の立場にさへ置かるゝやうな場合もあるやと考へらるゝのであります。その間に處して諸君が、この六ヶしい仕事に従事せらるゝについては、又言ふに言はれぬ勞苦も存することでありませう。その苦衷のほどは、本職等に於ても平素から十分お察ししてゐる次第であります。諸君としても、時に或は、心なき第三者の批評に對して、遺憾の情を禁じ得ないやうな場合もなくてはなからうかと尙に御同情申上げてゐるのであります。

殊に最近、政治、經濟、並に國際關係等の行詰りから、いはゆる國難來が叫ばれ、人心動搖してゐる折柄であり、そのスキに乗じて種々の犯罪が全國的に増加してまゐつてゐるやうに聞知いたしますが、中でも思想犯と稱せらるゝものは他の犯罪とはちがつて、國家の機構に對して何事か不穩のたくらみをしてゐると

云ふやうな事で、最も危険千萬なものであり、實に國家の重大問題と考へらるるのであります。従つてそれ等の犯人に對して教誨を施し、行刑の目的を遂行せんとすることは、國家としても最も必要なことには相違ありませんが、同時にその困難さも又容易ならぬものが多々あらうと存せらるゝのであります。それだけにその仕事に直接當面する、教誨師諸君の責任も亦益々擴大されて行くわけで、諸君としても従前に倍する十分の御決心が肝腎であらうかと考へらるゝのであります。

のみならずわが國の教誨事業は、明治初年以來東西兩本山で御世話いたすことになつてをり、聊かながら微力を盡してまゐつた所存でございますが、この傳統にも拘らず、近年に至つては、或は教育家側から、或は他の宗派の人だから、一つ自分等も一緒にやらうではないかといふやうな聲もいろ／＼聞くのであります。それ等にも對しても、責任は自づか

ら諸君の双肩にかゝつて行くのであります。諸君としては先輩諸氏の多年の功績に顧み、教誨師としての使命を全うし、従つて本省側の御期待をも裏切るやうなことなく、飽くまでも兩本山のこの光輝ある傳統を維持し、更に進んでは益々その光輝を發揮して行くだけの十分なる覺悟を以て、不斷の努力をつゞけて行かねばならぬのであります。傳統を維持するもの、しないのも一つに諸君の努力如何に決着するのでありますから、その點の責任をもよく自覺して、今後教誨事業に従事する、についても、更に一人の御考慮を御願ひいたす次第であります。

教誨事業は、人を善に導くといふ精神的の仕事でありますから、どうしても人格といふことが中心の問題であります。しかしその人格の完成といふことも、私共からいへば、その根底に宗教といふ要素がなければ、到底十分なることを期待し得ないと考へらるゝのであります。人格の完成とまででなくとも、人間として

人倫五常の道を辨へ、世の中を平和に、もしくは平凡にでも過して行かさせようとするためには、宗教心の培養といふことが、最も本筋で且つ最も有効な道であらうと存じます。他の教育とは聊かその趣きを異にする受刑者の教育に對しては特にその感を深うする次第であります。諸君にしてもし、確固不動の信仰の上に立ち、宗教の本義に則つて、誠心誠意、受刑者の改過遷善に努力いたされたならば、その効果は蓋し顯著なものがあらうと存せらるゝのであります。

教育家、學者その他の人々からは、或は兎角の批評があるかもしれませぬが、いかなる點から見ても、受刑者の教化は普通のいはゆる倫理、道徳だけでは六ヶしいのであります。理窟や概念を何程説いて見ても、効果は薄いのであります。どうしてもそこに、人間以上の何等かの信仰を中心としたものがなければならぬのであります。殊に思想犯人の如くに、智識もあれば理窟も心得てゐる上に、國

家の權力さへも恐ろしくないといつて逆を企つるが如き人々に對して、たゞ通り一遍の倫理、道徳を以て臨んだところで、その心性の陶冶、徳性の涵養を期待することは至難の業であります。それはたゞ宗教の力を待つて僅に可能なことであると考へらるゝのであります。これは決して我田引水論ではなく、古來幾多の實例が證明してゐるのであります。

又ひとしく宗教といふても、出來得るならば、同一の宗派により、統一のある組織の下に教誨事業を進めて行くといふことが、効果を期待する上に、最も願はしいことであると存じます。先刻も一寸申述べた宗派解放論、他の宗派も参加して一緒にやるといふ議論も、一理はあるやうであるが、しかし實際問題としては、いろ／＼都合の悪いことが出てまゐるだらうと想像さるゝのであります。御承知の如く、今日宗教の種類も實に多種多様で、一寸見渡した範圍だけでも、キリスト教あり、神道あり、佛教あり佛

教の中にも又いろ／＼と宗派が岐れてゐるといつた工合で、それ等の寄合世帯が協同一致して、うまく仕事をやつて行けるものではないのであります。かく申せばまことに内輪のざんげ話をするやうであります。それが事實である以上、何共致し方がないのであります。被服廠の祭の時に、望月内相は私に對して、百鬼夜行の如しといはれましたが、全くいつて見ればそんなもので、各宗派によつて服装もちがへば儀式も違ふ、ひとり形の上ばかりでなく、教義上の立場も夫々にちがつてゐるといふやうに、逆も話の合ふ筈がないのであります。それは一週間に一回とか一ヶ月に二三回とか、各宗派のものが奇り合つて、漠然たる話題について辭令的の言葉を取交はす位の事ならば折合ひもいたませうが、教誨事業の如くに、相手の心性にまで立入つてその缺陷を見抜き、夫々の方便と俟つてその改過遷善を期するといふやうな仕事になりますと、どうしても統制ある同一の宗派

が、その統制によつて生ずる熱と力とを以てこれに當つて行くに非ざる限り、或は恐る、たゞに成績の思はしくないばかりでなく、時としては思はぬ破綻を招くこともないではなからうかと考へらるゝのであります。

といつて東西兩山では、必ずしも宗教解放論に對して反對するものではありませんが、とにかく右の趣旨に依つて、多年教誨事業に於ける一つの力となつて働いてまゐり、その意味で聊かながら國家に御奉公もして来た次第であります。が長い間のこの經驗から申しまして、前言の必ずしも謬見でないことを確信いたす次第であります。尤も、國家が、従前及び現在の教誨のすべての點に不足を見出して、全然方針を一變するといふことであれば、これは何とも致し方のないこととあります。さうなれば責任は全部われ／＼の側にあることで、誰れを怨みやうもなく、又何と言つて見やうもないこととあります。幸にしてさうでないとい

ふならば、今後の責任は一つに諸君の上にかゝつてゐることで、傳統を破るのも破らぬのも一に諸君の決心一つであるといふことになるのであります。世が進み勢ひが移るにつれて、諸君の仕事の上には、いろ／＼な批評若くは批難もかゝつて來ることでありませうし、その苦衷もさることながら、諸君としては、いかなる場合にも、信念と希望とを失ふことなしに、熱誠と努力とを以て、流れの中に毅然として立ち、各自の職務に奮勵邁進せられんことを希望して已まぬのであります。

最後に一言申し添へておきたいのは、諸君がこの講習會で學ばれたことは、教誨事業に對する理解を一層深めたといふ効果は勿論ありませうが、その内容をいへば多く智識、理窟に屬することでありませうだけに、それだけでは教誨の材料とはなりません、教誨の力とはならないのであります。人が人を動かす、相手を心から善に赴かしむるためには、自己の

中に燃ゆる信仰の熱火によつてその材料を燃焼し、そこから生れ出づる力によつてこれを行はなければならぬのであります。いはゆる身業説法によつて生ずる感化は智識中理窟以上に、非常の力となるのであります。例へばアノ人は學者であるといふ、私共はその學者といふ意味に於て一應の尊敬は拂ひますが、學者必ずしも道德家でなく、又信仰を有する人とは限らぬのであります。學者であるといふこと、感化力を有するといふ事とは全く別な問題であります。蓮如上人の御言葉に、聖教よみの佛法を申したることはなく候、厄入道のたく火のたうとやと申され候を聞きては人が信をとると申され候とありますものこの道理であります、研究もとより必要なことでありますが、それだけでは「聖教よみ」にすぎませぬので、本當の教へは成り立ちませぬその研究を体得して、信仰によつてそれが不退轉の力として現はれてまゐりますときに、始めて人を動かすことが出来る

のであります。無學ながらも「厄入道のたく火」と申されてあるのがそれでありませう。何卒諸君もその邊の道理をよく辨へられ、講習會で得た研究を、信仰によりて十分に活用され、わが國教誨事業のためにますます奮闘努力されんことを切望いたす次第であります。一言祝辭に代へて婆言を申述べた次第であります。次で鹽野局長は左の訓示を試みた。

本日刑務教誨事業研究所終業の式を舉行いたしますことは、諸君と共に私共の大に喜びとするところであります。

諸君は、従来すでに教誨の實務事務に従事せられ、今回更に當研究所の講習會に於て、行刑の目的、運用等に關して十分なる御研究を積まれたこととありますから、將來夫々の任地に御歸りになりまして、再び教誨の仕事に當らるゝについても、いかなる方法をとるべきかといふ手段によるが最も効果が多いか、といふことについて、各自種々の御研究、御工

夫等もあることであらうと、當局としてもその點に多大の期待をかけてゐる次第であります。

申すまでもなく行刑の主眼とするところは、再犯の防止といふことに存するのであります。しかし甚だ遺憾なことに、従來の統計によりますと、初犯受刑者の約六割は再犯者となつて再び刑務所へ舞ひ戻つて來るといふやうな實情であります。これは何といつても、一面行刑事務に當るもの、責任として、いかにも遺憾を禁じ得ぬところであります。中にも、行刑の本義として、受刑者の改過遷善を計り、社會の良民として再びこれを社會へ送り返すといふその精神的事業に直接當つてゐらるゝ、教誨師諸君としてはその點に關する關心も責任も最も大きいといふことにより、それだけ又教誨事務は、行刑事務中でも最も主要な地位にあるのであります。

諸君の先輩の方々の折角の御苦心にも拘らず、行刑の事蹟が、十分期待に添ふ

ほど香ばしいものでないといふことは、その責任論はともかくとして、自他共に甚だ遺憾のことであり、一面この仕事がいかに困難なものであるかを物語つてゐる次第でありまして、諸君が將來この困難な仕事に従事せらるゝについては、全身全力を打込んでやるといふ堅忍不拔の決心と覺悟とを必要とすることは申すまでもないことであります。

尤も行刑の成績が思ふに任せぬといふことは、必ずしも刑務官の責任とのみはいへないのであります。現在の如く定期刑を科して、その期間内に教誨を施すといふ工合に、教誨に對し十分の時日を與へぬ制度にあつては、受刑者の改過遷善に十全の効果を期し得られぬことは無理のないことでもあり、必ずしも刑務官特に教誨師の責任とは限らぬのであります。現時の司法官諸公は、何れも行刑に對しては相當の關心を有してゐらるゝのでありますが、その言渡す刑期は、必ずしも適當のものばかりとはいへないやうに思はれ

ます。さりとてその責任を、刑を言渡す司法官諸公にのみを負はすといふのも亦不合理のことで、實は現在の構成の立前を今少し改めてかゝらねば、満足な結果は得られぬであらうと考へられます。即ち兇惡なる犯人に對しては、不定期刑を以て臨むといふことにして、成るべく長期の刑期を言渡し、刑務官がその長い期間に於て十分なる教誨を施すやうにすれば、或は成績が多少改善さるゝかとも思はるゝのであります。刑務所内に於て未だ以悛の狀なきものを刑期が満ちたからとて釋放するのでは、十分の効果を見るを得ざるは明白のことでありませう。尤も左様な種類のものは別として、現在の諸制の下に於ても、教誨の効果を倏に期待し得べき普通の狀態の人も多々あるのであります。その割合が前者に對してどれ程のものになつてゐるか數字的、統計的にこれを證明することは困難であります。が、とにかくそれ等のものについては、當然改過遷善の實を擧げなければならぬ

わけであります。又改過遷善をや、困難とするやうなものでも、諸君の努力次第では、やがては社會の良民に仕立つることも亦不可能とはしないのであります。それ故に諸君としては、法制上の難問題を脊負つてゐるのだなどいふ觀念を有たずに、困難あらばその困難を打破克服して、行刑の使命を全うしやうとの熱意と勇氣とを有たれたらるのであります。個別教誨、個人教誨の有効なことは當局に於てもよく認めてゐるのであります。が、三百人の受刑者に對して僅に一人の教誨師を置いてゐるやうな現在の制度の下に在つて、個人教誨を十分に徹底させよ、といふてもそれは無理な註文でありまして、當局としてもその點は考慮して將來は兩次職員の数を増加いたしたいとも考へてゐる次第でありますから、諸君としても、出來得る限りの御努力を願ひたいのであります。何れは過成時代のことであり、諸君の御立場の困難なことは十分に御察してゐるのであります。

受刑者といふても種類はいろいろありますが、總じて拘禁生活を強いられる人々に對して、理窟を押しつけて行くよりも、感情の點から相手方の心に飛び入つて、善に導く事につとむるのが一番有効ではなからうかと考へられるのであります。世間で申す如く人間は感情の動物でありまして、思想犯人の如き理窟の勝つたものでも、純眞な感情の前には動かさるゝのであります。況んや受刑者の如き多數は、頭腦も何れかといへば低級であり、それ等のものに對しては、感情の門から手引して行くことが最も容易な道であらうと存せらるゝのであります。殊に行刑の組織は、とかく嚴しい規則などがあつて、やゝもすれば冷酷にさへ傾きやすいやうな形式を有つてゐるのであります。が、沙漠の中のオアシスのやうにその間に一點溫き慈悲の涙を點じてゐるのが、外ならぬ教誨の職員であります。慈悲を加へるといふても、規則を破るといふ意味でないはいふまでもないこと、

規則は規則、たゞ同じ規則でも溫味を以てこれを執行するといふところに慈悲の涙があるのであります。

その邊の消息は、諸君御自身の御経験と御研究とからいろいろ工夫も案出されることでありませうし、教化の材料等について何かと御苦心を積まれること、考へられますので、釋迦に説法はいたしませぬが、たゞ毎度申し上げる通り、教誨の仕事は、かゞの言葉や理窟よりも、教誨する人の人格、即ち平素の行ひが一番重大な影響を有つてゐるといふことをよく御自覺願ひたいのであります。千萬の教誨の言葉も、その人の一舉一動のために根底から崩れて行くやうな場合も珍らしくはないのであります。諸君も何卒その點を十分御考慮あつてすべての先行條件として先づ自己の人格を磨くといふことに心がけられ、同僚職員に於ても 受刑者に對しても、うつ然として重きをなすやうな立派な人物となられんことを希望して已まないであります。

す、教誨上の種々の工夫、方法の如きは言はば末節であつて、人格の根本が立つて始めて意義と力とを有つてまゐるのであります。

尙ほこの機會に於て私は、東西兩本願寺の多年の御努力に對して、深甚なる感謝の意を表したいと思ふのであります。實に諸君の先輩の方々が、わが國教誨事業のために盡されたる御功績は實に偉大なものであつて、宗教家なればこそよくこの困難なる事業を引受けて下さるのであると思ふのであります。その上東西本願寺では、この事業の向上進歩のために、尠からぬ經費をそゝいで年々當研究所を開設なされ、將來も亦、十分に御盡力下さるゝいふことは、當局としても厚く御禮申し上げる次第であります。それにつけても、これは開所式當日にも申し上げた事でありませうが、兩本願寺のこの光輝ある傳統を將來に維持して行く責任は、一に諸君の双肩にかゝつてゐるのであるといふことをよく御記憶願

ひたいのであります。もしも諸君が十分なる覺悟を以て、立派な成績を御擧げになるでなければ、諸君の先輩の御功勞も唯過去の物語りとなり、諸君としては、先輩に對して其だ申譯ない立場に立ちかゝること、考へらるゝのであります。先刻も宗教解放論といふやうな御話もありましたが、諸君の成績さへ從來通り立派なものであるなれば、當局としても今更何を顧慮する必要もないことであり、將來はますます職員の数をややし、安心して信舊の御奮闘を御願ひいたしたいと考へてをる次第であります。が、たゞ諸君が、從來の傳統に氣をゆるし、勢ひに乗じてなアに、といふやうな其だ氣樂な考へで進まれたならば、それはひとり諸君の先輩に對して申譯ないばかりでなく、當局として其だ遺憾に感ずるところであり或は又、考へなほさねばならぬといふやうなことにならぬとも限らぬのであります。それ等のことは改めてくどくどは申しませぬ。何卒、期間は僅が一ヶ月間で

ありましたが、その間に學ばれた智識、道理を、熱意と信念とを御利用なさつたならば、將來利益するところも亦尠なからぬこと、考へますので、その御つもりで層一層の御努力を御願ひいたす次第であります。

更に佐藤所長は來賓を代表して左の祝辭を述べた。

僭越ながら一言御喜びを申し上げます。皆様が一ヶ月間の講習を滞りなく御終了になりましたことは、ひとり皆様のためにお喜び申上げるばかりでなく、併せて刑務界一般のために深く同慶に堪えぬ次第であります。それにつき、先刻來當研究所長並に行刑局長兩閣下から、だん／＼と御篤切丁寧なる御話がございましたこと、私から何も蛇足を申述ぶる必要はないのですが、極簡単に、所感の一端を申上げて、お喜びの辭に代へやうと存ずる次第であります。

先刻來、兩閣下の御言葉にございまして、刑務教誨は收容者の人格向上と徳

性の涵養とを目的とすることは今更申すまでもないことで、其の内容は宗教、倫理、道徳の役目は素より人文上の諸科目を包含するものと云うのであります。

從て人文の發達に伴ひ教誨の内容は益々廣くして大、微にして深きものを求めなければならぬこと、なり、今後における教誨の用意と内容の上には一段の努力を拂はなければなりません。而して宗教家たる諸師によつて爲さる、教誨は宗教は勿論、倫理道徳を始め其他人文上相關する總てのものを悉く信仰信念に立脚して取扱はる、ことにより、效果的な教誨になり、茲に收容者の精神界に敬愼若くは希望の感念を喚起せしめ教化の實績を期待し得ること、信じます。でありますから、若し諸師の教誨にして信仰的基礎なきものであつたとしたならば、夫れは空疎單純なる一般通俗的の教訓と撰ぶ處がないのであります。斯の如きは宗教家待つ教誨の使命に即せざるものと言はねばなりません。尤も教誨の制度内容

のことについては、論議のある様であります。之れは現在の教誨の實績如何と云ふことに關係を持つた問題でなからうかと考へられますから、諸師としては餘りに斯様な問題を漫然論議するが如き事を戒め、寧ろ他山の石として一意教化の實績向上に猛進努力せらる、ことこそ肝要であると信ずるのであります。少くとも現在の制度の下に於ては諸師の信仰上の尊き御体験、又は信念を基礎として前に申上げました總てのものの悉くを教誨に施用せらるることが實際的あり、效果的であります。又斯くする事が相依二諦の學派教義にも一致することであるのは言ふ迄もないことであり、諸師は今回の研究會の講習によつて各方面に亘り更に豊富なる内容を御取入れになつた事であり、斯くして始めて本研究會の意義目的に即する所以であらうと存じます。

冀くば自愛御加餐使命の上に一段の御精

進あらん事を祈つて已まぬ事でありませぬ。一言蕪辭を申し陳ねて祝辭に代ゆる次第であります。

最後に左記總代の答辭があつて、十一時半閉式した。

私共二十二名の者が當研究所を終業いたしました。只今所長、局長並に來賓各閣下の御懇篤なる御訓示、御祝辭をいたゞきまして、私共一同深く肺腑に銘じ驚鐘をつくして御訓諭の存するところに添ひたいと切に心に期してゐる次第であります。講習期間中は、司法當局を始め、東西兩本山並に在京の各位から、一方ならぬ御配慮に預り、又御懇切なる御指導を得まして、多大の啓發をうけましたことは、私共の感激と感謝に堪えぬところでありませぬ。講習をうけましたについて、感謝の意味をもつて私共の感想を忌憚なく申しまするなれば、第一部に於きましては、局長閣下並に各行刑當局の諸先生方から、行刑上の心得方等につき、懇篤周到なる御教授をいたゞき、尙

ほ當面の問題としては、被告並に思想犯人の教誨に關して適切妥當する御示唆、御教示を賜はり、又近き將來に於て、行刑上に劃期的の新制度を布かる、について、これが豫備的智識を注入していたゞいた上に、更に第二部に於ては、一見極めて間接なやうではあります。犯罪の發生を社會的の種々の方面から説明せられて、私共としての教化の立場、腰のすはり方といふものを與へて下され、それ等の點を考へて、私共の責任の實に重大なことを今更ながら痛感いたした次第であります。

刑は教育であるとは一口に申すところでありませぬが、私共の立場としては、飽くまでも信仰を土台として、一身を打込んで、相手方の心情に立ち入つて行くト

り外ないと存じます。それには先づ私共自らに信念と人格との觀念をしつかりと把握しなければならぬことであり、その意味は先刻來の御訓示も、特に身に沁みて承つた次第であります。しかし數多い

私共の仲間の中には、未だ教育刑の眞の意義と使命とに對して、未だ十分なる心の準備を遂げてゐないものもありませぬし、私共今回選ばれてこの講習を受け、教訓もいたゞいたる身として、歸任後それ等の人たちに對して、十分精神の存するところを傳へなければならぬと、僭越ながら決心いたしてゐるやうなわけで、旁々私共の責任は二重の意味で重大なることを感じてゐるのであります。どうか將來は、もつと／＼大きい強い力として教誨事業のために奮闘努力致し、出來得るかぎり、御期待に添ひたい所存でございますから、何分共一層の御指導御援助を御願ひいたし、それを以て答辭に代へる次第であります。

卒業生氏名

- 小 菅 栗 田 紀 道
- 豊多摩 菊 屋 公 正
- 豊多摩(浦和) 高 橋 諱 秀
- 千 葉 廣 瀬 一 英
- 丹 野(松本) 中 山 覺 音

大阪	吉川卓爾
奈良	久長興仁
高松	藤木康俊
名古屋	山田祐悟
秋田	藤井賢照
青森	六浦哲英
網走	北川覺
釧路(帯廣)	五十嵐淨尊
小田原(浦賀)	高橋慶心
姫路	山下存行
久留米	奥園俊明
八王子	伊達宗憲
京城	浦本智嚴
新義州	本多文映
釜山	波兆成章
金澤	坂本明遠
廣島	石原重雄
岡山	角道晃
松江	豊善理玄
福岡	小代正乘
鹿兒島	佐藤經雄
沖繩	堀江經丸

宮城(福島)	武田貫之
開城	高吹勇夫
台北	突戸了要
三重	近藤寛

宗教撲滅の五年計畫

ロンドンの「モーニング・ポスト」紙の特派員の報ずる所によると、今度、五年以内にソヴェト・ロシア領土内に於て一切の宗教的施設を閉鎖すべしとの命令が、スターリン及びかゝる政務を管掌する委員によりて署名裁可せられたのである。

特派員の報じてゐる此の「アツセイズム(無神論)の五年計畫」の終局の目的は宗教の撲滅に存するのであつて、記者の引いてゐるこの命令の各句は次の如くである。

「一九三七年五月一日には、ソヴェト・ユニオンの領土内には、神への祈禱を捧ぐる一軒の家も存在してはならない。ゴッド(神)なる觀念其者も、労働者の搾取壓制の道具となつた中世期の遺物として、領土内より放せらるべきである」

勤 績 者 表 彰

昭和七年十一月三日明治節を卜し本會は廿五年以上勤績者並に十五年以上皆勤者に對し夫々賞狀記念品を贈呈し表彰す

一、廿五年以上勤績者

小菅	看守長	宮田長之助
全	全	福山福太郎
市谷	看守部長	柴内春治
豊多摩	雇	鶴澤彌惣治
全	全	町田市藏
巢鴨	看守部長	青木清藏
水戸	看守長	見川恒次
全	全	風間權平
前橋	看守	須藤國一
静岡	看守長	桃間織次郎
甲府	看守長	長内庄之助
長野	小使	松野多重郎
全	全	瀧澤艶五郎
新潟	看守部長	嶋岡應太郎

新鴻	雇	田中春藏
大阪	看守長	宮下佰
全	全	播勝四郎
奈良	全	弓場正好
高松	看守部長	澤田春水
岐阜	看守長	伊藤勝重
金澤	全	東郷周吉
廣島	看守部長	小川傳太郎
山口	看守長	寺崎與太郎
松江	全	内田鹿一
全	全	丸尾周一
長崎	全	西野十介
福岡	全	田中重四郎
全	全	山崎武吉
鹿兒島	雇	鹽津静吾
宮崎	看守長	多田羅喜平
沖繩	作業技手	國吉眞義
沖繩	作業技手	具志世昌

二、十五年以上皆勤者

豊多摩	看守長	益山喜三郎
全	全	吉野桂助
巢鴨	看守長	榎本高義
全	全	栗原喜一郎
全	全	金澤榮藏
全	全	橋本房次郎
千葉	全	能勢赫三

に言った「私は妻を射殺したのです。さうした私の行動は恐らく私の精神を分析することによつて明白にされるでせう」そして、博士の自由によるとその犯行は決して夫婦喧嘩の結果でないことが明かにされた。即ち博士が病氣のため開業して行けなかつたので衣食に窮した結果、妻女はある事務所のエレヴェーター・ガールとなり一家を支へて行つたのである。然るに六週間前彼女は失業した。そして忽ち押寄せて来た貧苦とキヤタストロフィー「私はその貧にやつれた彼女を見るに忍びなかつたのです。夜半妻の左耳下に静かに拳銃を置きその熟睡中發射したのだから彼女は全然無意識裡に死んで行つたのです」と。警察は最初博士の態度が人殺しをやつたものと思はれぬ程に落着いてゐるのでその言を疑つたが、取調べを行つた結果ベッドに横たはつてゐるフレンチ夫人の

死体を發見した。なほフレンチ博士の告白によれば同博士はその妻女を殺害した後三六時間もその死体を監視してゐたとのことだ。

◇新代三十圓也

日本などにはないことだが宗教の儀式が非常に重んじられてゐるハンガリーへ行つたら教會で居眠りは大禁物、といふのは同地の一人商入デービット・フェケートと稱する男が日曜の禮拜に參別し、牧師さんの説教中居眠りしたのは未だしものこと、大尉をかつて説教に合の手を入れた、め拘留の上、罰金三十圓に科せられた。先づ以つて贅澤な事であらう。

◇耳で犯人捜査の新探偵術

垂耳——開花耳——をもつたものが、罪人だときまつた

譯でない事は勿論であるが、ニューヨーク市の有名な犯罪學者ドクトル・キルマーの聲明によれば、頭の兩側から穿出した耳朶は二一の割合で犯罪者の方が普通人より斷じて多い。更にこれを囚人の間に取調べて見ると、犯罪種類による比例は左の通り

自動車泥棒	六四%
ピストル強盜	五〇%
夜盜	四八%
寶石泥棒	四五%
誘拐者	三四%
贗造者	二五%
詐偽師	一六%

である。ところで、何故か賊にこの型の耳が多いか、ドクトル・ギルマーは斯うした解釋を與へ、ゐる。即ち、通例親達の注意不行届きな子供は開花耳になり易い。何故かと云ふと、寢る時分に耳朶が折曲つてゐるのも構はずに眠るからである。犯人の經歷を暫すると子供の時分はつたらかしの育てられたものでさう

した耳をつくる程の環境はキツトまた犯罪を醸造する所に違ひないといふのである。ドクトル・キルマーは最近米國の國民鑑識協會において「犯罪型の耳」につき一場の講演をなし且つ耳の形状を分類して、犯人追跡に關する特種のシステムに言及した。彼が研究に着手したのは十年前の事で、不圖した事から家族、知己、朋友の耳の撮影をはじめたのが一つの道樂となり、今日では三千餘の耳の參考資料が集められてゐる。ドクトルの意見にしたがへば、耳も指紋と同じく、鑑識上絶好の證據を提供するものである。しかして所謂イヤグラフが指紋に取つて代るとは豫期されないうが、その補足として汎く採用されるに至るべきは疑ひを容れない。それに有利な點は犯人は種々の手段をもつて顔の特長を隠蔽するのであるが耳の恰好に至つては、これをどうともすることは出来ないものである。

選句所感

刀羅三君の「朝冴えて」の句、生氣躍動してゐるところ近來の收穫であつてうれしい。些細なことをよく詩化してゐる。これにみても詩は——俳句は隨所にいくらでもその材料が轉つてゐるといふことが分る。それに着想し詩化すれば、決して材料に窮することはない筈だ。然るに、實際の狀は隨分窮して、從來何程となく吟詠されたところを繰り返してゐる向が多い。とりわけて寒冷を感じる朝の道に、思はず靴が石にあたつて憂然と高い音を發した靴も冷えてゐる、石も冷えてゐる、この冷えた堅いものが打ち合つて發する音は、冷たい朝の大氣の緊きしまつた中に響とした高く大きい響きをあげたのである。いかにも冬の朝の感じが躍動して氣持がい、句である。また一面からは作者の實際に即して朝の出動にいかにも元氣よく出かけたさまも思はれるのである。しかし作者は選者が添削した個所に留意してみたまへ。

麗月君の「冬の川」の句は、天位の句の

毎月 募集
刑政俳壇
題當季 隨意
切毎月十五日限
用紙官私製業書

編輯部選

朝冴えて石にあたりし靴の音	天	大曲	刀羅三
冬の川 杭にかゝりし菜屑かな	地	水戸	麗月
夕風の林に高し百舌の聲	人	名古屋	梅重
人の輪の道にあまりて焚火かな	秀逸	大曲	華白
風や海空暮るゝ雲の色		金澤	華白
トタン屋根に夜深き音の落葉かな		大曲	華白
露を蹴て朝の兵行く花野かな		晋州	あ村
溪深く日の溜りたる紅葉かな		八王子	よせ
秋晴や庭先に打つ 楓埃り	佳作	大曲	大鷄
夕時雨残りの木の實落ちつくす		飯田	榮一

積極的生動的なものと反對に消極的靜觀的な句である。從來の俳句の規ふ境地「寂び」に入らむとするものである。然し此の境地はすでに殆ど吟詠を盡されてゐる、積極的に進めば句材が廣くなり、消極的に進めば句材が狭くなる。そこでこの句の持つ味は決して悪くない。これもいかにもさ、やかなものをよく敏感に捉へてゐる。冷たく濁れ／＼の冬の川の杭もあらはなその根元に、川上で洗つたであらう菜の屑の青いのが僅かにかゝつてゐて、その青い色が冬の川の色彩となつてゐるのである。聲を大きくせず、溜息のやうに詠ひ出したところが境地と句とびつたり合つて、一種の寂しさを與へる。

梅重君の「夕風の」句は、初五から七にかけての「夕風の林に」といふこの措辭で生きた。梢の上に啼くとか、朝啼くとか夕啼くとかでは、もうあまりにありふれ過ぎてゐるが、此の句の持つ味は、その複雑な點に於いて、その大景的な點に於いて、どつしりと重く喘んで尙ごたへがある。そ

れも前云ふ措辭によつてである。木の葉も半ば落ちつくした林に寒く晩秋の夕べの風が渡る。その風に紛れず林の中からけた、ましい百舌の聲が起つて来る。林の暮色を揺り動かす風、その風の中の百舌の聲、晩秋の寂しい一點景である。

□ 本年は本號を以て終りだ、この時にあつて過去一年を顧みる時、どれだけの進歩があつたらうか。月々に投句の数の増すのはよろこばしいことだつた。そして諸君の作句態度が眞剣になりつゝあることが認められた。けれどまだ從來の風流韻事として弄ぶ域からいくらかも脱けないのが事實であるが、本年を送る時にあつて「朝芥えて石にあたりし靴の音」の如き、斬新味ある優秀句がその棹尾に於いてあつたことは、來年の本俳壇への新氣運を導くものであらうと思はれて非常にうれしいのである。「藝術は人格なり」といふ。まことに然りで、人格の完成と共にその藝術も深くなり光つて来るのである。投句諸君に來年を大いに期待して此處に本年を送ることにする。

月芥えて水田へ落ちし鴨の群
洋服の案山子笠着て居たりけり
落葉搔くや松風寒き山の窪
柿干して山家の秋の深さかな
婚禮の提燈續く霜夜哉
初霜や雀のすべるトタン屋根
藁屋根の續く小村や柿の秋
コスモスの咲きて淋しき小驛かな
芋畑に積みて落葉を焚きにけり
沼の折れしまゝなり霜の花
出征の子の陰膳に新酒かな
山莊の寂れし庭や枇杷の花
山裾に新割る音や暮の秋
新しき疊の上や菊の影
枯葦の中かへり行く家鴨かな
庭芭蕉全く枯れて影太し
奥深く小秋の見えて冬木立
洗ひ上げし菜に白々と霰降る
暮れ初めし田の面寒く鴨の聲
薪負ふ人と越えけり秋の山
大川を挟んで山の時雨かな

金澤 水戸 橋通 山口 岩國 横濱 長崎 岡山 宮城 京城 旭川 水戸 安東 三重 平壤 豊多摩 飯田 網走 千葉 岩國 同

若 獨 靈 如 沈 花 白 武 雄 耕 麥 奇 神 龜 喙 五 湖 古 九 李

水 庵 雪 村 花 仙 流 志 心 春 村 峰 風 友 風 風 月 山 濤 宇

秋寂びて一つさがりし糸瓜かな
陽溜りの官舎の庭や冬菜かな
冬ばらや一輪赤く庭の隅
秋ざくら雨に亂れて夕暮るゝ
秋の水雲を宿して澄みにけり
稻負ふて月影を踏む家路かな
芒原山の影さす夕日かな
夕寒き陽に残りたる熟柿かな
裏山に狐の啼きて霜夜かな
菊活けて座敷明るくなりけり
蟬螂の再び草に沈みけり
縫ひ更かす燈下の妻や霜の聲
夕日影一山燃ゆる紅葉かな
きらめきて霜夜の星の近さかな
巡警の提灯に虫鳴き止みぬ
紅さすや霜に打たれし菊一枝
落ちきらぬ葉のまゝ山毛櫨の冬木かな
すれずれに飛ぶ小鳥あり冬木立
袴着て登校生や菊を持つ(明治節)
照りかげり映ゆる紅葉や山の湖

市谷 金泉 飯田 大阪 飯田 三重 宮崎 甲府 群馬 福岡 同 豊多摩 同 集鳴 静岡 長野 市谷 八日市場 大曲 宮城

上 梅 史 周 巖 旬 夕 夕 紫 煤 紫 山 月 静 秋 流 光 清 清 水

州 雪 生 雨 洲 城 陽 風 舟 月 村 生 庵 廉 路 風



榮養學上から

風邪豫防法

ヴイタミンDを補給せよ

これから寒くなるにつけて風邪流行となるが、この風邪を引かぬやうにするには醫學的その他の點から色々な方法があるが、榮養學上からも豫防法が講ぜられる、即ち榮養の欠陥から抵抗力が弱められる。てやられる場合が多いのである。

先づ第一に冬になると、あざやかな野菜類に青々としたお葉が少なくなつて来る、その結果はヴイタミンA及びDは缺乏を來、ことだ。ヴイタミンA及びDは夏なら青々としたお葉を食べること、また日光の紫外線が強いからそれが皮膚に焼射すれば

体内にヴイタミンDを作つてくれる。が冬になるとこの紫外線が弱くなるから自然の恵みに浴することが出来ずヴイタミンDは必然に欠乏を訴へて来るのです。そこで榮養學上から行けば食物でこれを補給せねばならぬ、どんな食物がよいかといへば、先づイワシ、ニシン、サケ、干物等だ。これらを食べればヴイタミンDは相當貯蔵出来る、また毎日以上のものを續けて食べるのもあきる人は、ヴイタミンA及びDを多量に含んでゐる肝油を毎日少量づつ(大人は五グラムから十グラム、子供五グラムから八グラム)とるのもよいことだ。このVDが充分あれば風邪に

やられぬことは内外の實驗報告の實證するところである。農村の子供達が粗食薄着で飛廻つてゐても割合に風邪にやられぬのは紫外線に浴してヴイタミンDの補給が相當あるからだ。注意することはサングラスで日光浴をする時はガラス戸をしめてはいけません。ガラス戸を通して先線は紫外線が遮断されてゐます。この外獣肉類に牛肉等はあたまるによろしく、特に臓物たとへば鶏のモツ、牛豚の肝臓はよろしい。これ等の臓物には鐵分が含まれてゐて肉蛋白質をドンドン燃焼してくれるからあたまるわけである。この外カキ鍋、ハマ鍋も結構です。

焙じ茶入れ方

一斤四十錢か六十錢の焙じ茶も一通り入れ方を研究する

と上煎茶以上の香味があるのです。それに普通に焙じ茶と番茶とわけていふが、そのもとは大體同じて番茶を焙じたものが焙じ茶だからわざわざ焙じ茶を買はなくても番茶を買つて自宅で焙じたが得です。焙じ器具は種々ありますが、理想としてはまげものに生紙を張つた物がよろしい。金網を張つたものでもよろしい。これで強焙じを好む方は半分位が眞つ黒になるまで焙じ、薄焙じをすきの方は一割位黒焦げとなり他は狐色になつた方がよろしい。全體黒くなるまで焙じるとい、茶も悪い茶も同じになるから茶のほんとの香を味はふには薄焙じがよろしい。しかし強焙じは何回でも出がき、ますから經濟的にはよろしいでせう。分量は三人で飲むなら約二匁(茶さじ二杯位)を用ひ、焙じが冷めぬ中に一合入位の土瓶にいれ、熱湯をつぎます。お

湯は沸騰せるものに限ります。温湯また湯冷しは禁物で熱湯を注いだら三十秒位置いて茶碗に注ぐ、注ぎ方は初めの薄い所も終りの濃い分も平均に注ぐのが肝腎で、茶碗は煎茶々碗より大ぶりの方がよろしい。フタがあればなほ結構です。分量は茶碗の八分目位がよろしく飲み方は別に方式はなく、たゞ冷めぬ内に飲むのがいい。焙じ茶に限らず紅茶でも何でもこれらの香を賞味するものは十分か十五分位でさめ特有の香氣を失ふものですから馬鹿遠慮は禁物です。なほすでに焙じてある茶を買つていれる時は袋詰の場合等濕氣のあるものまたは強焙じを好む方はいれる先きに焙じ直すのが賢明なやり方です。

入れる必要がありません。また熱湯をさして後少し長くおくのです。今一つの入れ方は煎じる方法で湯をさしたら火にかけて一二分間沸騰させるの

です。要は香氣を出来るだけ高くたてるやうに入れ、また客はその香のうせぬ中飲むのがよろしいのです。

これからボツ／＼冬物の時節になります、さてメリヤス純毛等のシャツ、靴下類の買ひ方、秘訣は？ 先づ最初に御参考までに本年の流行を一寸述べますと、従来はラクダ色の赤味を帯びたものが全盛でしたが、これは着物との調和の點に於いて面白くないと云ふので本年はサツパリしたネズミ色糸統のものが斷然流行しかけて來ました。靴下の方は反對に茶系統が本年の

流行色ですが縮の無地や霜フリは相變らずスタリません、一體にメリヤス類の素人鑑別法としては、生地目がキレイに揃つて細かく編んであるものを上物とします、そして手觸りは軟かく表面毛バ立つて居らぬものをお選になる事です。

純毛の方は、一般に軟かな向を喜ばれるやうですが、耐久力の點から申せば幾分固めのもの、方がい、のです。そ

序に、番茶の入方の大切なコツを云ふと番茶は焙じ茶にくらべると、かをりが低いか分量を焙じ茶より少し多く

これらからボツ／＼冬物の時節になります、さてメリヤス純毛等のシャツ、靴下類の買ひ方、秘訣は？ 先づ最初に御参考までに本年の流行を一寸述べますと、従来はラクダ色の赤味を帯びたものが全盛でしたが、これは着物との調和の點に於いて面白くないと云ふので本年はサツパリしたネズミ色糸統のものが斷然流行しかけて來ました。靴下の方は反對に茶系統が本年の

流行色ですが縮の無地や霜フリは相變らずスタリません、一體にメリヤス類の素人鑑別法としては、生地目がキレイに揃つて細かく編んであるものを上物とします、そして手觸りは軟かく表面毛バ立つて居らぬものをお選になる事です。

純毛の方は、一般に軟かな向を喜ばれるやうですが、耐久力の點から申せば幾分固めのもの、方がい、のです。そ

れから弾力の點では、生地を引つ張つて見て、目のすかない程度のもをお求めになること、で以上のことを念頭に置いておいて、更にこれを専門的に述べますと、普通メリヤス類は一時に對する糸の数は十四本張りで之がシャツ一枚になり、重さが八十匁が標準ですから、必ずこの重さを標準として品の良否を御見分け下さい、八十匁以下のものは粗悪品と見て間違ひありません。

そしてシャツの下部のゴム織ともスソゴムとも云ふあそこを引つ張つて見て弾力の強いものをお選び下さい、次は靴下です、一般市中には随分インチキなものがありますがこの靴下の長さは、原則として口ゴムの部分が五吋、ボデーが七吋、カカトが九吋半が普通です、併しこれは合もの事で、冬物になるとボデーの部は一吋上りの八吋です。

つまりカカトを除いた長さが合ひ物は十二吋冬物は十三吋、と云ふことになり、そして重さの標準は合物の方一枚が十匁程度、冬物の方は十三匁から十四匁程度ですから、お求めの際はシャツ同様此の重さを標準にして鑑別すれば決して間違ひがありません、で一般にサイズにつ

て無關心の方が多いうです、お求めの際は御自分のコブシを握つて見て、靴下のカカトの部をそこに廻してキツチリと合ふのが御自分の足形に合ふのでこれが常法です、それからシャツの方は、普通人の胴廻りは卅六吋ですが、少しく大型のものをお求めになる事です。

素人に人にか 傳染の病の徴候 子供病の早気法

ある人の傍にゐた後は次のやうな徴候に注意して下さい。
一、猩紅熱
(イ) 感染すれば十日間以内に發病する

- 赤ん坊
- がもし猩紅熱、チフテリア、百日咳、麻疹またはその他
- の傳染病を患つて
- (ロ) 嘔吐を催す
- (ハ) 高熱が出る
- (ニ) 悪寒を覚える
- (ホ) 咽喉が赤く腫れる
- (ヘ) 皮膚が乾いてざらになる
- (ト) 二日、三日後皮膚の上に小さなはつきりした赤い斑點が密にかたまつてしかも全身に出る
- 二、チフテリア
- (イ) か、つてから二日乃至八日目ごろからそろ／＼病勢がつのる
- (ロ) 時に物憂げであり、時に

むづかり、騒ぎ、食慾が減退する

- (ハ) 軽い熱が出る
- (ニ) 咽喉が腫れ、鼻が出て、嘔聲になり痰が出る
- (ホ) 灰色か暗灰色の斑が咽喉の兩側や氣管のところ、鼻のところに出来る、犬の吠えるやうな咳嗽をする
- 三、百日咳
- (イ) か、つてから一週間か二週間までに徐々に病狀が進む
- (ロ) 一寸した悪寒を覚える
- (ハ) 鼻汁がどん／＼出る
- (ニ) 軽い熱が出る
- (ホ) 固い乾いた咳嗽が一週間ほどしてから出る、それがだん／＼悪くなり、やがて鋭いぜい／＼を伴ふ刺すやうな咳嗽となる
- (ヘ) 咳嗽をしてゐる間顔は眞赤になり目が飛び出し、盛んに嘔吐し、呼吸困難と戦ふやうに様子を見せる
- (ト) 咳嗽は晝より夜間に多くアトを引くやうになる

練習所見學記

- (1) 小菅刑務所
- (2) 巢鴨刑務所及自立會
- (3) 府中建築場

小菅刑務所

エヌ・アイ生

カメレオン！ 小菅刑務所はグロテスクな熱帶動物カメレオンを思ひ出させるあの燐光のやうな色の建物は、三角形を何枚も重ねて逆さに突立てたやうな迷宮だ。實に底の知れない恐怖の念が、あの門の瞥見者にはひしひしと迫ってくる。此の門に入る者は總ての願望を棄つべしと深く石に刻まれた倫敦塔が思ひ出される。鳳凰の嘴をかたどつたといふあの

百尺からある見張の尖端は、鐘を無二無三に打鳴らして囚人の逃走を警告した倫敦塔そっくりである。僕は玄關の暗い狭い階段を昇りながら、どこかその邊の壁に、血で色どられた呪咀の言葉が青黒く惨んでゐるのではないかとさへ思つた。突如！ 天空快濶！ 戸を排して入つた室は、近代的な明るさを持ち、小春の日光が満ち溢れてゐた。

眞白なテーブル掛の上には既に茶と菓子が用意されており、綺麗な女給仕は笑みを浮べて僕等を迎へてくれた。小菅刑務所からの練習生三人もアットホームな

氣持で僕達を接待してくれた。戒護主任の朗な歡待と鄭重な態度で、僕達は刑務所内にあるのだとは思ひ出せない程だつた。

それから所長の講話があつた。所長の講話によると小菅は特長だらけの刑務所である。第一の特長第二の特長と頭心にしみこませて僕等は構内の見學にかゝつた。バルコニーから見晴らす荒川放水路の涎々たる景色もいゝ、教會堂の立派なものにも心をひかれる。三階建の房舎に構成的な美を感じしめる。

病舎にさし込む日光を浴びて工場地帯に行く。

事務室と房舎からみると、工場は貧弱な事夥しい。近代的行刑建築論は「刑政」の隅で不遇をかこつてゐるだらう。兎に角美しくないものは美しくない。

でも、其の周圍を取まく櫻の並木と柳のしだれは實にいゝ。春、櫻の花は受刑者の心を慰めるだらう。春更ければ柳の綠芽は受刑者に清新な希望を與へるだらう

荒川放水路から引き込まれた運河にはアヒルの群が餌をあさり、處々にコスモスが秋を思はせるやうに咲き亂れてゐた、實に朗かな周圍であり、朗かにすんだ秋の風景である。

かゝる自然に親しむ小菅の受刑者は、櫻の花が散るにつけ、柳葉が霜枯れるにつけ、すさんだ心に改悛の情を涌かしめる機が多い事だらう。

僕さへ三個の賞表をつけた受刑者を數人見出した。強盜に次ぐに殺人竊盜放火といふ凄しい罪名を持った受刑者から、年五十人平均の假釋放者を出すといふ戒護主任の言葉も成程とうなづかれる。

此處の看守はいゝ、皆朗かであり親切である。

「食堂はお互に清潔に致しませう」
食堂に掲げられた此ポスターは何といふ朗かな表現だらう。

社會では何でもない此の言葉！、それは感激をもつて迎へられねばならない程從來の監獄は陰鬱だったのだ。

こゝの所長の高邁な識見と戒護主任の

親切な態度が此言葉の中に觀取されるではないか。

だから看守は受刑者に親切であり、受刑者は安易な氣持で仕事についてゐるのだ。此處の行刑成績はそれをハッキリ裏書してゐる。

僕は看守拜命前、受刑者をつれた看守の容貌態度を見た時、看守はホツテントット人に違ひないと思つた事がある。だが看守を拜命してみると、上には直立不動の敬禮をなし、受刑者の禮には傲然たる態度で答へてゐる看守の多いのに驚いたのであつた。ホツテントットの野蠻人種でさへ、もつと親切でありもつと謙遜である。

所が小菅の看守は實にいゝ、何處の看守も、もつと朗かであれ！もつと親切であれ！、木挽工場、自動車工場、機械工場等を見學して優良房の見學に移る。優良房には鍵がなく、受刑者はお互に自由に訪問する事を許されてゐるさうな。果進處遇の最上段階であらう。將來の行刑は、三丈のコンクリート塀の代りに、良

き人材を得て優良房の増加に心を盡すべきであらう。
一時過ぎ歸途につく。荒川放水路の土堤から再び顧みると、十月八日によく晴れ渡つた中空に小菅刑務所は毅然と聳へてゐた。

所長はシムメトリカルな美を誇り、チャップリンは東洋一とつぶやいた此の建築物は、僕等には依然としてグロテスクな壯觀に違ひなかつた。

「なる程こすげはすげえよ」
所長以下職員御一同の厚きウィルコンメンを深謝する。
(一九三二 十月八日)

S Y 生

十月八日秋晴れのこの日入所以來最初の見學である、心も空も澄み切つた眞に絶好の見學日和と云ふべきである。
小菅刑務所は近來社會の人々へ何時も

話題の一つを提供する、即ち外國人の批評は實によく出來たる刑務所であるとされ日本の新聞雜誌記者諸君は勿体ない程よく整ひ普通中流以上の生活で犯罪人が刑務所行きを志願するのは無理はないと云はれて居るのが略現在の狀態である。然し之等の批評は唯外觀を見ての事で何も内部を明瞭に認識しての批評ではあるまい、例へば日本に於ける其の批評は行刑の何たるかを知らず唯世間の好奇心を買はんが爲であり外國のそれは日本の他の刑務所に比してと云ふ程度のものであるまいか、と思はれる、そんなことを考へながら市電に揺られ千住新橋に到着したのは七時四十分、

愈々全員四十九名揃つたので池を右手に見て正門より堂々と乗込む八時四十五分早速三階の講堂に案内され可愛い女子の給仕に茶菓の御馳走になる。

先づ第一に我々の耳を敬つたものは休憩の合圖に喇叭を受刑者が屋上に吹いてゐた事だ。如何にもやはらかなリズムをもつて全刑務所の人々の心を休めるにふ

さはしい。

少し休んだ時所長殿御出でになり、「さて皆さん今日は遠路御出下さいました御挨拶の代りに當刑務所の概略を申述べて御参考に致します」と先づ前置きして引緊つた如何にも重味ある馴れ切つた口調にて話し出された、即ち現刑務所の成立、建物の特徴から現在の收容人員、其の罪種別、分類方法、處遇法、教育等次々に一糸亂れざる論旨にて述べられた最後に、

「理想としては種々改良すべき所あるも現實に於ては如何ともなし難い點が多々ある然し諸君等は將來理想は理想として何處迄も把持して行かねばならぬが現實をもよく見つめて向上を圖ると共に過誤なき道を歩まねばならぬ」との御懇切なる御訓示を賜り緊張裡に終る。

それより全員二班に別れ我々は第一班として看守長殿部長殿の御案内にて居房工場と見せて頂いた。

この小菅刑務所はかの大正十二年の大震災にて大損害を蒙り全十三年四月百四

十一萬一千圓の豫算にて着工昭和四年十月に竣工したのである。その建築の特徴は第一に南北に對照的なることである即ち、工場監房から一つの教誨堂の中に於ても對照的に造られてゐる、第二は受刑者の出入する特殊事務室即ち戒護、醫務、教務室が戒護區域内にあり他の文書、領置、會計、と云ふ事務室が外部の人々との交渉自由に出來てゐること、第三は工場地帯と居房地帯との間に墻壁を築き夜間に於ける警戒區域を小にして戒護の十全を期したこと、第四は戒護事務室が刑務所の中央にあること所謂刑務所の心臟部に戒護事務室を置かれたことは如何にもとうなづかれる。

次に居房様式は立体的三階建である雜居房は一室八人定員であるが便所、洗面所、戸棚の設備洋式に出來て非常に氣持よい、獨居房も設備は刑務所の上乗のものとして云ふことが出來やう即ち日本式の疊よりも洋式のベット等は感じがよい、工場も社會のそれと何等遜色を見出さない否かへつて凡ての設備完備せりと云ふこ

とが出来る即ち食堂、入浴場、脱衣場これに加ふに病氣其他の負傷等に備へて擔架のあること至れり盡せりと云ふべきであらう。

又工場臨に綾瀬川に通ずる運河あり諸材料の運搬に非常に地理的の利が得られてゐる。

當日受刑者数は九六九名、強盜三五六、殺人二四八、竊盜二一七、放火八一名と云ふ順序になつて居り他は少數である、これ長期刑務所であるからか、る順序になるので若し短期刑務所とすれば竊盜が第一位になることは間違あるまい。

其受刑者の分類方法は年齢、犯數、刑期による分類を土臺としその上慣行性犯人、身心障礙者等による方法もなして居られるとの事である、これは十年以上の長期刑務所にして而も初犯、累犯者の分類と同時に必要なるにしてその爲めには建物の對照的なるによりても知られる。處遇は累進處遇を施行せられてゐる、長期なる故それが容易に行はれるとの事である、即ち階級を一級から五級それに

特別級を加へ合計六級とし行狀、性行、作業の成績により順次一級から特別級に上り得らるゝ、而してその方法として考査制を採用してゐるとの事である、この方法による成績は非常に良好で懲罰件數は一年を通じ三十件に満たざる程度、現在の懲罰件數は四件とかの御話であつた次に前述の處遇の件にて特徴として居られる事は第一、四級以上の者から赭色の衣服を葱黄色とする事、これは改善手段として非常に効果的であるとの事であるこれについては赭色全廢の主張も行はれてゐる、實際赭色は今日の如き應報思想から目的主義に轉移したる時代に於ては宜しく改む可きであらう、第二の特徴は五級以上の者が指定区域内に於て獨歩を許されてゐること及びクリエーションとして團體運動が許されてゐる、之等は他囚の奮發を促すと同時に受けたる本人は精神を健全なものとし身体方面に於ても好結果をもたらし社會に復歸するに充分なる素地が其の間に作られること、思ふ第三に特別級から優良囚を選び出しこれ

を優良房に入れる、優良房のドアには鍵がない又便所、洗面所等は房の他の所にありて共同である、それ故アパートに於けると同様優良房同志の間に往復が出来る無論監視はない社會と同様の感がする、室内は自己の費用にて繪畫、草花を飾り得る、監獄のあの無味乾燥而かも一種陰慘なと迄言はれる所にかゝる事を行はしむることは改過遷善に最も必要なることではあるまいか、
常刑務所に於ける受刑者の教育程度は非常に低いとの事である、即ち文字を知らない者が半數に近いのとそれ等の者に對して四十歳未滿の者は全部に對し四十歳以上の者には希望者に小學の科程を授けて居られ、現在は尋常二年級迄あり夜間授業がなされる由、これは勿論現在の所長殿の發案にかゝるものである、
接見室も中間に机ある丈けにて兩側の椅子に座してなましむる由或る場合には立合者を省かれるとの事である。
醫務は凡ての設備なされてゐる例へばレントゲン機械のある如き小菅刑務所の

面目をうかゞひ知ることが出来る。

最後に高見張所に上り附近一帶の風景を賞し、それより中食の御馳走になる、この一日の見學に於て我々は學ぶ可き多くのものを與へられた。僅か一日の講堂ではあつたが我が心の中には永久に忘れる事の出来ない教へとして記憶されるだらう。

刑務所の皆様の御厚意を謝し東武電車にて雷門に至り家に着いたのは正に午後二時、然し何時迄も小菅刑務所の光景が眼の前をちらつく。

巢鴨刑務所及自立會

藤 咲 生

現在我等は日々勉學に頭腦は疲勞した浩然の氣を養ふ事により恢復せんが爲散策をする。時機も少なく山間僻地閑靜無垢なる自然の原野より上京し最も楽しみとするは何んと云つても見學である。晩秋の碧空は生憎灰色の密雲に覆はれ寒氣

加はり氣遣れる天候に早くも午前八時寄宿舎を出發し市内電車の便を借り大塚辻町に下車五六町活歩すれば丈餘の高き巢鴨刑務所正門に着く集合時間迄には廿分ばかり間があるので外堀を巡視すれば追憶するも戦慄たる大震災の爲め墻壁は十數箇所破壊し假に板塀にて補はれ當時の慘憺たるや暫し黙禱したのである。全部集合したので會議室へ案内せられ、此處にも菊花無數晩秋を色彩し全國刑務作業品評會に各種出品し優秀なる成績を得た賞狀額が掲げられ成績優秀を無言に表示し陸軍省より委託品として製作された銃剣術の防具見本等秩序整然と陳列されてあつた小憩の後所長殿より歴史的沿革及現在の處遇方法に關する御説明を承り特に彼等の保健上營養に關して御熱心に研究せられ、所長自から用度主任と共力して献立を作り彼等に適する滋養ある物を給與する方法をとり一例を述べれば各所に於ける献立朝の汁實は大概一種類が限度であるが、二種以上用ひる點などが異なる點で且又營養研究所より佐伯博士を迎

へ彼等に對し最も醫學上より視て適當なる研究をして現在の立派なる献立が作製せられたのである。美食必ずしも營養を有する譯でない粗食にも營養の豊富なるものもある、彼等に對する食費には制限あり結局廉價にて滋養の豊富なる物を望むは皆同感であらう當所收容者は全國統一の區分制度により刑期十年以下の累犯囚のみで竊盜犯が總數の八割を占めて性格罪質から觀察して、遺傳性、環境的前科を有し改過遷善は至難事であるとは假釋放者の少いのが事實を證明してをる、過去十年間平均一年七名位である。累犯者としても行刑の適正と保護事業のみでなく社會一般と相呼應して保護に當る場合は良民に復歸する可能有るものと思科せらるゝ。戒護主任殿の案内にて内外限なく參觀し明治廿四年十二月當地に新築の工を起し當時四十萬五千餘圓を投じ同廿八年十二月竣工し石 鳥監獄署より移監したもので當時は東洋のメッカ刑務所でもダン建築であつたらう設計も龜鑑とすべき巧妙な建物で南北對照式で南部

は五翼の倉房で一翼收容人員二百十名で千五十名收容し得る中央の二階が教誨堂で南北にて二千百名收容し得る偉大なる建物である而し牢獄時代の建物で衛生思潮の觀念に乏しき爲窓が小さく採光換氣に不充分殊に夜間房内作業で復讐的應報的主義を表示する倉房で勿論衛生には不適であるとして視られた。歴史的由緒多き刑務所も府中建築落成と同時に閉鎖埋没の運命の衰しさに回顧すれば實に遺憾不堪而し現代の行刑に適切なる建物へ一轉して行刑の目的を達成出来得るとすれば光明を見出した事である。最早合所の取壊した部分等もある、工場の西側には一ヶ所に千人の受刑者を集め毎日ラジオ体操場の設備は珍無類である。彼等は作業に對し活潑にして最も機械作業の關係もあるが収益等も之の不況に鑑みて多い原因は、一、彼等が作業に對する活潑と二、比較的作業に馴れ技能者が多い、三、作業經營上地理的に恵まれをる其他陸軍省、逓信省、の委託作業官用主義擴張により個人商人の利益のみに搾取せらるゝ受

負作業を壓迫しをる關係である、而して受負作業は少ない收容費も略自給自足し得る事は偉業である珍作業が一つある案内者は如何なる感か案内せざるを強いて案内を願ふ。幕末時代の石川島人足寄場當時を物語るタドン工場である。當時の建物を移築した古物で就業者は五名現在では山村僻地にも見られぬ米搗きに足踏機があつたのを記憶してをるが其れを利用して粉炭して海草と混合して製造してをる、府中へ移轉すれば勿論廢止は免れ難き事と想像するが萬眼の視る處遺憾であらう永久記念として保持したい感がある。我等練習生の爲に御繁忙にも拘らず御歡待被下所長殿に深く感謝の意を表し辭し狹隘な長屋の様な横町を通過してバックするなど發見するに困難を生じ自立會の門前で中を覗くと此處だ〜と與太を飛ばし乍ら這入る二階建の純日本式素人下宿と云つた様な建物で二階に案内せられ茶を喫する頃は我等一行を祝福するが如く陸軍機一機二機蜻蛉の飛遊するが如く仰ぐ其の身は何時か機上の人となり

胸中自ら躍動するを覺ゆ各室を案内せられ小さい乍らも至極閑靜で室内の秩序整然として清潔なと届いてをること修養勉學するには最も適してをる、修養講堂には墨痕鮮かに恩賜館の額が掲られ前方には佛壇の安置しあり毎日朝夕おつとめの開扉閉扉の儀が厳に行はれてをるとの事保護事業は有終の美をなす事は多辯を要する迄もない釋放者を社會へ導化の媒介を爲すもので保護の不振は吾々刑務官の恥辱である武田理事より自立會の沿革及保護事業に關し説明あり之の自立會も孤軍奮闘の感がある。明治三十七年創立、當時は會の組織のみにて官舎などに引取り専ら保護に従事し同四十年頃現在の場所に建設せられ爾來保護者は一萬二千餘人の多數に達し功績を挙げ昭和六年十二月二十六日、畏くも會に於ける事業成績を被開召事業補助の思召を以て金一封を下賜あり保護の方法として現在範圍が擴張せられ直接保護間接保護一時的保護不起訴處分者執行猶豫者にまで及し且又家族保護が一名ある家族保護にまで及し責

任たるや重大である、釋放者を保護會に預け其れで行刑上の責任解除であとは保護にのみ責任を負擔さすべきでなく彼等の釋放後の方針として適當なる職業訓練とか社會教育を施し精神的に陶冶し保健に於ても社會普通人と匹敵する様各々御歸任の際は努力され度旨注文を受ける保護事業の充實は國家自から幸福を來たし安寧秩序を保持する所以であるから保護の不振は國家に不安を與へ亡國の基因ともなる重大問題で社會一般の自覺を求む例へば如何に行刑が進化し社會化し建築がモダン化し刑務官が優秀化しても釋放者を橋渡しする保護事業が舊態不振では良結果を得る事は不可能なる事は皆同感であらう要するに保護は社會一團となるに融和する必要あり自立會如きは修養公堂を市町會議青年團集會所週二回の補校子供會などの集合機會を求め一般人民に保護に關する趣旨を不知の間諒解せしめる點などは見擧するに大いに刺戟された所である午後三時武田理事に謝禮を述べ歩武を寄宿舎へ進めた。



村松生

十一月十二日 澄み渡つた秋空を古い歴史的に興味を持つ巢鴨刑務所自立會見學の爲四谷大木戸より市電の人となつた。三十分餘にして大塚辻町に下車狭い路地を抜け出で此處だなど頷かれる建物の前(表門)に達したのが午前九時十分前であつた。凱旋門の様な形をした赤煉瓦の大門!その左右に廻る同じ赤煉瓦の高塀(危険に付立寄る可らずの赤文字の掲板が皮肉の感を投げてゐる) 厳しい大門を通して奥深く見ゆる尖塔の聳え……大きな馬車廻しの繁つた植込み……通りの兩側に幾何學的に竝ぶ檜葉の縁は異様なこの雰圍氣を浮化するにふさはしい和らぎをもつてゐる、表門の傍らに釋放者の迎へらしい一團が包をかゝえた一人の若い婦人をかこんで半圓形に語り合ふてをる……聽てO氏引率のもとに大門を潜つて玄關に著いた。本館の入口は

極めて簡單のみかけが刑務所中日本第二位の大世帯の玄關かと思はれる程に狭い一同休憩所に當られた會議室に案内せられ茶菓の饗應を受けた。室の右壁には當所製作品に對する賞狀の額が七ツざらりと並んで懸けられてある。正面ガラス箱の中に代表的製作品として防具が飾られてある素人眼ながら技術の優秀なるには驚かされた。又最近十一ヶ年間に於ける經費其の他比較表が綿密な數字と一目判然たる色別けの線によつて表示せられたものが掲げられてある。その前二方に配置せられた數種の鉢植の菊花は一際異彩を飾つてゐた。聽て岡部長殿の有益なる御講話を拜聴した。中にも『改善率の乏しい累犯者を預るが故の因襲的の惱しさ……改善不能てふ傳統的な強い觀念の反響を打破する事に不斷の努力を實行せられつゝ、有る事、又それが不知不識にどんなに受刑者に對し微妙なる響をもたらすものであるかは云ふまでもなき事である。……改善不能てふ至難事を徹底的に打破せんとする覺悟こそ刑務にたづさは

る皆と共に重大使命であると信ずる」との奮達なる御確信は……吾等の教がそして渴仰するシンボルが！一貫せらるゝスピリッドとして合致した時言知れぬ力強さを味はされた。行刑が人と人との関係なりてふ表現は斯くあつてこそ實を期すべきである。總て二班に分れ一は北舎より一は南舎より各々案内せられ舎房工場教誨堂等を觀た、舎房は放射形のもが南と北に各一つ宛ありて其の一部分は府中へ移轉のため取壊はされてゐる、其の中央に南北に長く工場が建られてゐる、洗濯工場の鄰りに所在するタドン工場は石川島懲治場當時そのまゝの歴史の遺物として存續してゐる事は一層興味を惹いた。明治二十四年十二月より全二十八年十二月の建築にかゝり敷地六萬二千餘坪建坪七千五百餘坪建築費四十萬五千餘圓を費したとか今より四十餘年前の建物にして當時東洋に於ける刑務所の『メツカ』としての誇りを恣にし外國人の參觀も尠からざりしとか、今猶陳腐に屬するものではないが只舎房極めて不採光な設

計に成り殊に鐵製の扉で牢屋奥の濃厚である點など凡そ當時の刑罰思潮を偲ぶ事が出来る。寛政の昔石川島の人足寄場から此地に移り更に大東京の澎張繁榮に追はれて府中の静地に最も近代的な營築が進捗せられつゝあることはやがて今日を昔に語る歴史の運命の前に立つてゐるのであると思へば惜別に堪へない感がした、けれど復讐主義から轉換して目的刑主義の實施を具体化する上に於て邦家の爲更に欣賀にたへないものである。作業は主として陸軍省、逓信省關係のものが多く各工場とも規律が嚴正に保持せられ相當能率が擧げられてゐる様見受けられた。一巡後少憩の上感謝の中に再び鐵門を潜つて自立會へと向つた。會長武田慧雲師夫妻の出迎へを受け恩賜記念館階上へ案内された、此の建物は明治大帝御大葬の御用材を拜授して御下賜金によつて建築せられたものだからである。階上は六間に三間半の大廣間で正面には阿彌陀如を安置來し其の上に墨跡鮮かに

安立五道の扁額が掲げられてゐる。收容者の多くは刑務所（巢鴨）より交付せらるゝ者であるが起訴猶豫處分を受けた者の引取りも稀にはあるとか……現在十五名收容し職工、事務員、會内炊事係、各一名勞働者五名鍛冶工、行商、各三名無職一名との状態にして相當苦心もある様察せられた。武田師の希望として現在の刑務所に於ける作業賦課を個別的に、猶一層社會的に地位あらしめる様換言すれば實生活を營む上に於て自己を支へ得る程度のものにして欲しいとの事を力説せられた。陰慘な生活から激變する自由生活との中間に介在して刑餘者保護の重任に携つてゐらるゝ方の言として尤もなること、首肯せざるを得ない。更に此の記念館は今日此の地方唯一機關として青年在郷軍人、町會等其の他集會に利用せられ殊に結婚披露の式場に迄使用せらるゝといふ事である。明治二十七年當時敷地の購買に困難する程世人から毛嫌ひせられながら設立せられた此の會が今日如斯く社會的進出として地方人士との接渉

融和を持たるゝまでに到つたことは皇室の絶大なる御威徳に享くる所あるは勿論なるも設立以來四十年只努力の二字に一貫せられた武田師の心血の結晶でなくて他の何ものであらう。

府中建築場

H Y 生

仲秋、紅葉に一彩を放ち、稻田にさわぐ雀の群れも、世の波風も知らぬげに、飛交ぶ蝶も面白く、すゝきの穂の亂れ立ち混る武蔵野の此處府中に在に鬱々たる杉檜の林を控へ、昔アラビヤの王者の住居にまがうかたなき城廓を見る。是れぞ吾が日本最初の行刑思潮の表現とも稱すべき行刑施設の体現、府中刑務所の未完成の姿である。ピクニックシーズンを控へ吾國行刑界の世界に誇る刑務官練習所の四十有餘の分子は十月十四日を期し、朝の秋冷の空氣を車窓に受け、沿線の秋色

を賞でつゝ、雜談五十有餘分の後、京中在見學の第一步を印したのも八時五十分、九明二十分頃までには完全に見學目的の人の人となつた。府中刑務所は明後年、即ち昭和九年完成の豫定を以て現在其の八分通りの工程を完了し工事就業人員二百六十名、其他工場就業者七百九十二名總計千五十二名の收容者を包含すると云ふ。起工を大正十三年とし建築着手を大正十四年一月とすと云ふ。總面積八万四千五百七十八坪にして、是れを三分して、官舎地帯、舎房地帯、工場地帯とす。官舎地帯は斷然一區街を形成し其の總家數百一ヶ、刑務所職員全部官舎居住とすと云ふ。舎房地帯は未完成の病舎及未起工の本事務所を除けばことごとく是れ戒護を中心とする東西にシンメトリーに一つは雜居一つは獨居嚴然として、表面を相似して其拘禁内容を異にす、是れ一つに他の刑務所と略なる一異彩である。其建築様式は方射ツウストーリー、其

の彩光に苦心の跡歴然として表はるゝを見る。而して舎房の各窓外に番號を附したるは又戒護上細心の注意を表わしたるを知る。誠に結構だと感じた。但し西舎房が余りに戒護事務室にデイスタンスに於て離れたるは勤務上並びに戒護上も一段の留意を欲する原因である。而して雜居總房數二百八十一ヶ房定員九名とし、其他適宜十名から十二名收容し得ると云ふ。従つて總收容人員は二千名となる。雜居に於ては一房内に各人の指定席の設けなきを見ると余程新行刑思潮の取入れられたるものと見らるゝも、たゞ規律を亂さざる時に於ては必ずや良き行刑を行ふ事を得るものと信ぜられる。其他用便所の如きも壁中に入り込まず舎房中一隅に、外部より容易に見得る様施設されて居たのは又適切であつた様と思つた。獨居未使用のもの六百十六房、今尙ほ工事進行中で沈靜房三ヶの存在、其他獨居雜居各數悔堂を區別し設けられて居た様であつた。

是の方法等も或る意味に於ては適又他の意に於ては考慮を要するもの、様に感ぜられた。是等は未完成のものとして眞の結構美は見へざりしも完成の曉は立派なものとなる事は確實の様であつた。

其他炊場、電氣等皆新設備を有する立派なものであつた。

此處に特記すべきは浴場に於ける脱衣所の如きで他に類例を多く見ざるものと信ずる。円筒形の回轉洞の四周を數ヶに區分し、一區分中に二十四人の脱衣をハングすると共に其の人員だけ入浴場に入る様の設備にして恰も廻轉円筒を有するはへ取器に似てゐる。

今一つ異彩と感ぜられた點は、舍房と工場の通路に地下道を以てし而かも兩者間の距離の極めて短いと云ふ事ではれ又相當の戒護上の觀念から生れ出でた事であると思つた。

唯だ其の朝夕に於ける戒護者の能力一つに關して或るは最も良く其効果を示し又然らざれば不結果を生ずる事も又まぬがれぬ事であると思ふ。

工場地帯は是の刑務所に於て余り大きくはなく東部に現在三ヶ工場活動しつつあるのみで、獨居房に連ねて專屬工場設置中であつた。

其他工場地帯の一隅に逕信省專屬倉庫あり刑務所との連絡をたくみに取り且つ又外部から鐵路の引込み等ありて生來工場經營並びに其能率向上の大いなる便を得て居る様であつた。

其他處遇上に付いては特筆すべき事を見ない様であつた。たゞ天氣の日早朝全部の收容者を運動場に集合せしめラヂオ体操を行はしめ以て朝の食欲を増進せしめる結果殘飯の減少を見ると云ふ事實は實に行刑を運用する上に於て當を得たる方法であると思へた。

戒護區域内には昔の武藏野の其の儘の大赤松の林多く、情操並びに自然愛好の精神よりすれば誠に結構である。然し是れが戒護遂行の上に大なる障害を供へはせぬかと老婆心さへ起きた次第であつた

一般に其の設備と云ひ、受刑者の動作並びに官吏の態度等誠に爽快にして實に

立派であつた、たゞおしむらくは地區の余分以上の大きさが戒護勤務の上に及ぼす困難さは又一段である事と考察せられた従つて其處には種々の不經濟不思議の起るものである事と信ずる。

終るに望み所員各位の熱心なる御案内並びに接待に對し滿腔の謝意を表す。



◇信仰と生活の意義

柳町支所 巖 鐵 生

私は今春ふとした動機から信仰生活の第一歩に入つたものであるが、その間に於て自分の前半生のみならず、其の間に生活に氣付き茲に信仰生活後に悟つた(各人に依つて多少相違はあること、思ふが)吾々人間の生活に就て聊か述べ讀者諸兄の御叱笑を乞ふ。

抑も吾々人間は一體生存するものであるか生活するものであるかと考へて見る時誰しも生存するといつても生活するといつても同じ事であるといふであらう。實は私も今日まで同じ事であるとしか考へて居らなかつたのである。随つて前半

生をば平凡に過ごして来たものであるはいふまでもない。

然るにその後そこに非常なる差違あることを痛感せざるを得なくなつたのである。といふのは第一に生存するのだとするとそこに何の意味がないやうに考へられて来たのである。例へば何れ金が貯つたら喜ばう樂になつたら喜ばうといふ具合に只徒らに食ひ徒らに寝ねて無意味に生涯を送り續けることになる。之に反し生活するとなると吾々人生に立派な意義を見出し價値を見出し緊張したところの精神を以て理想に向つて邁進することになる。即ち今日の前に死が來ても少しも恐れず金剛不壞の精神とでもいふか焼けても殺されても動かない、決して喜怒哀樂のため毀譽褒貶のために動かないといふ特徴が出て来るものであるが、前述の如き生存するものとせば生きて行きさへすれば能事終るものであるから生活の手段等はどうでもよいといふ具合になり行き當りばつたり自己の生存慾を満足させようとするに過ぎなくなり、故に極端に

なると法律も道徳も問題外になるのである。殊に彼等收容者の多く否今日の一般社會人は貧富の別なくこの矛盾の中によゝして居るやうに思はれるのである。然り而して犯罪の殆んど全てはこの矛盾あるが故に生ずるものであると思ふのである。

然るに生活するといふ者は既に確固たる理想の下に意義ある人生を渡らうとするから苟くも理想に反し良心に恥づるが如き行爲は斷じて排除せず居られなくなる。換言すれば前者は獸的生活にして後者は人的生活であるといつても敢て過言ではないであらう。

茲に於て私は信仰てふものは吾々人間に取り缺くべからざるものである事を痛感するとともに、今日の行刑は教育の二字を以て盡き居る事に照し合せ見てこの責務に携はる吾々刑務官吏こそ信仰の何んたるやを辨へ、己を主張する前に先づ指導者として教育者としての生活てふものを清算する必要がないであらうか。

◇机上から一路 戒護第一線へ

大阪 川端美紅

世相の變轉に伴ふて、我行刑界のすべてが太陽の昇るその如くに明るく進みつゝある。二ヶ年間に餘の書信係勤務を振り捨て、一路工場勤務として、戒護第一線に立つた私は、尊い行刑！我々刑務官吏としての眞の使命！それ等に就いて嘗て得難い尊い体験を得たのであつた。

去る九月號「刑政」に「看守の人格と受刑者の改善」と題した拙稿を今顧みれば當時未經驗のまゝに筆を採つたのであるがそれは正しく今其の第一線に直面した現實に比して何等の差異も見出し得ないのである。即ち要する處我等は我等の人格に依つて、日常接する彼等を、教へ導き然る後、眞面目な善良なる市民として社會に復歸せしめんとするにある。

これは我々刑務官として、明瞭すぎる程の方定式でもある。さうだ！明瞭す

ぎてゐるんだ。先づ自己の人格を陶冶する事をも！而して後にその陶冶され訓練されたる人格そのものを、我々は何の滞りもなく彼等の前に投げ出さねばならぬのである。

物的或はいかめしい態度容姿等に依つて戒護された行刑と云ふべきか——それ等の時代はもう永劫に其の姿を消してしまつてゐるのである。そして其の後に來るもの否其の後に來れるもの、まさしく今日の精神的戒護——つまりこれに依つて完全に彼等を教化指導作業の督勵あらゆる方面にすべての全きを求めてゐるのは即ち今日の明るい行刑である。假令巧妙なる言語と云へども不人格より出づる百言よりも、高潔なる人格よりほとばしり出る一言！前者よりも後者のはるかに優れるを何人も採るであらう。

戒護に對する乏しい經驗と作業に對するすべてに未知である私には、工場勤務初頭には少なからず苦心を與へられたのである。

◇希望

吳瀧川

今や世界は日進月歩舊きものを振り捨

はあまりに情けない感が致します。社會の人達は如何なる心で見るとも、看守の職務は社會の教育家と同様に高潔な職務であります。何となれば彼等の職工の師となり時には父母になり常に教化主義をモットーとして彼等を誘導教化して行く神聖なる職務です。刑務所の施設が完備すると共に官吏の待遇も今少しよろしきを得たならば社會の人達の見る心も解けて釋放者保護の一助ともなるかも知れません。

こゝに駄文を以つて私の愚感を述べる次第です。

◇認識不足に就いて

姫路 吞海

何事によらず認識不足であれば重大なる結果を齎らすものなる事を知らねばならぬ。

過般の滿洲事變や上海事變に於いても聯盟各國の認識不足の爲に我が國をして

て、新しきものをくゞと求めてゐます。是即ち文明文化制度も文物も思想も向上突進して行きつゝあるのです。

それに伴ひ刑務所も昔の牢屋監獄時代の如く陰氣な暗い臍懲的な行刑は廢れて明るい晴れやかな光明に満ちた處遇が行はれるやうになりました。

従つて是に従事する役人もやはり現代的役人を要求する様になりました。此の様は時代の風潮に押されて監獄と言ふ名稱も感じのよい刑務所と言ふ名前に變り、典獄と言ひしも今は所長とおよびする様になりました。實に何處の刑務所も日進月歩施設が完備して昔の囚人に比すと幸福な點が多いと思ひます。

併しこゝに遺憾ながら刑務官たる看守は何等昔も今も其の狀態に變化がありません。やはり名稱も看守と稱へてゐます。それは囚人を守り看るのだから其の名前で結構です。併し社會の或一部分の人達の間には私達の職務を昔のまゝの不淨役人と考へ何か戦地での捕虜人でも

つてゐる無情冷血漢の様にあの看守が云々……と其の看守くゞと呼ぶ言葉の中に筆舌に現す事の出來ない一種の輕蔑的意味をふくんでゐる様な感が致します。之もまがりやすい女心より出たあさはかな私一人の感想かも知れませんが。

私の常に思ひますに他の官吏に比較して重大な職務でありながら割に待遇が恵まれてゐないから社會の人も一部分の間に輕蔑的瞳をむけるのではないでせうか。願はくば他の官吏の方に比較して今少し優遇の方法はないものでせうか。又年中劇務な爲修養する機會の與へられないことです。尙一方に生活上の安定と共に折々は慰安も望みます。

又々常識の向上知識の涵養の一策としては所々の見學をも願ひ常に世界の大事に後れざる様に各自己の向上發展を計る必要も有ると思ひます。

實に社會を騒がした現世の鬼としか考へられない大罪犯人を相手に教化遷善のため身命を忘れて働いてゐる看守の立場

一大危機に頻せしめたのである。國民は上下を問はず悲憤慷慨し聯盟が東洋に對して甚だしき認識不足である事を絶叫したのである。其處で聯盟も多少我が眞意を感知したかどうか、遂にリットン卿一行をして滿洲及上海の實狀を調査せしめた。而し乍ら斯様な違仕立の調査團にどうして正確な調査が出来ようか。見よ、期待してゐたリットン卿の報告書も開けて驚く玉手箱で我が國に取つては反古紙に過ぎなかつた。國民の上下は之の重ねの苦盃を嘗めさせられて、激昂其極に達し我國の前途は今や暗雲低迷の状態にあるのである。

右の様な認識不足に就いて我々刑務官は大いに考へさせらるゝ事があるのではないか？

認識不足は聯盟の東洋事情に對するもののみでないだらう。社會の刑務所に對する認識は不足して居ないだらうか？刑務所はもう昔の監獄ではないのだ。應報刑主義は既に明治時代の遺物として片影

をも止めず教育刑主義万能を以て任じ、密行主義は漸次開放主義に轉向の途を辿りつゝ、あり釋放者の保護は一つに社會の義務であると迄絶叫してゐるのだ。而し社會の人達は我々の考へてゐる様に刑務所に對して深い理解を持つてゐるだらうか？釋放者に對して少しでも同情の心を持つてゐるかどうか？勿論民間の保護事業家も漸増の傾向にはあるが、未だ雨夜の星程しか數へられない状態なんだ。社會の多くの人達は依然として釋放者を前科者として扱ひ、刑務所をして現世の地獄に譬へてゐるのではないか？そして自ら教育家を以て任じてゐる我々刑務官吏を恰も鬼の如くに考へてゐるのではなからうか？右の様な事實は久しい間密行主義の牙城に閉籠つてゐた監獄王國を先入主にしてゐる社會の人達が現在の刑務所に對する認識不足に他ならぬのである。

んとするものに外ならない。だが一部の人の素通りの參觀や保護會の宣傳位では容易に正確な認識を得る事は出来なない。それは丁度リットン卿一行の調査旅行に等しいものだ。寧ろ悪い結果を齎す様な事さへあるのである。例へば唯刑務所の外形のみに目を止め刑務所は馬鹿に宏壯だとか、華美に過ぐるとか、罪人に勿体ないとか言つて非難する者さへあるのである。茲に於いてか吾人はもつと聲を大にして社會に呼びかくと共に自力更生をモットーとして一部のデマや批判に耳をかさず何處迄も正々堂々全力をそゝいで實質の改善に務めなければならぬ。丁度我が國が聯盟や列國の反對や強迫を押し切つて滿洲國をも承認し無援孤立の外交を爲しつゝ、ある様に他力を頼まず、自力を以つて進めば必ず道なき處にも道は開けるであらう。

惑の目を覺さなければならぬ。行狀の觀察にしろ假釋放や賞遇の審査にしろ只書面上の形式のみに囚はるゝ事なく實事に就いての認識を得なければならぬ。其が行刑上の第一の緊要事なのだ。吾人は今回の滿洲及上海事變に就いて聯盟の認識不足が原因した重大な結果に顧みて之を行刑上に比較して心に浮かんだ事を卒直に書いて見たのである。

◇十月號卷頭言
を讀みて

廣島 米澤生

本誌十月號卷頭言で、囚人の感受性と官吏の感受性と題し刑務官教養の必要を力説されました。

予等は機會ある毎に彼等思想犯者に對し其意嚮即思想轉換の有無を尋ねて見るが「彼等は異口同音に法律規則は人が作つたものであるから、昨非今是と變換するもので絶對的のものでは無い。時世に

應じて改良されねばならぬ。例之幕府時代の罪惡者が維新では忠臣と轉倒するやうの類である。故に受刑者として餘り非難すべきものではない。併し釋放の上は再び法規を犯さぬ積りだ」とは普通彼等の稱へる處である。又或る者は云ふ「看守は智識の程度が低いから思想問題等の解る筈も無からうが切めて看守長は夫れ位の智識が有つて欲しい云々」彼等の有識者階級は理論學識では或は刑務官以上の者もあらう。彼等の云ふ處は素より正鵠を得るもので無いことは明かだが、頂門の一針では無からうか。斯くては正木氏説の如く囚人から惡感化を受ける様な事あるを危む。故に我等は正木氏説に共鳴し牢として動かない人格と學識養成の必要を感ずる者である。

◇訓示に感じて

三重 坂田旬

往時から口は禍の門と云ふことがあ

る。舌三寸とか云つて此の舌の廻し加減一つでは人を怒らせもすれば喜ばせもする。親から子に意見をすることも亦賞詞を與へるも堂々演壇に立ちて其の經綸抱負を述べるも、此の舌の廻し方一つでは身を亡すとまで行かなくも之れに近い結果を生む反面には大に名聲を博することもあるのである。如斯舌の廻し加減如何に依つては社會に裨益する事も尠少でない代り又毒を流布することも並大抵ではないのである。數へ來れば實に際限がないが靜觀すれば之等は僅かの注意に依つて是正して行けば何事でもないことである。私は思ふ。最も此の舌を廻す源泉の如何にあることは申すまでもない事ながら本題は夫等に言及せず吾等行刑の事務に従事する者の此の點に就て多大の關心を要するのは吾等は日常刑餘者と接觸し又接觸せずとも其の一舉手一投足は常に彼等の目標となつて居る事を忘れてはならぬ。嚴正なる規律の下に強制の繩に縛られて寸隙の自由も與へられない彼等

は社會より隔離されたと所内に於ける諸般の制約より精神的に多大の衝動を受けたる關係からして、其殆んど、云ひたいが就中累犯者の如きは行刑官の目色態度等に依つて大概の事は了得する丈の鋭敏さを持つて居る。殊に其の第六感の働きの至りては吾等の想像以上である許りでなく官吏の一言一句は實に彼等は至盡の注意を拂ひ一身上の事から日常に至る點其の他を比較して善惡何れに期するかを研究すると云ふ換言すれば官吏は自己に好感ありや否や等あらゆる想像力を逞ふするのである。依つて彼等に對して下手法な訓諭でも仕様のものなら夫れこそ彼等の悔りを受けこそすれ信服などは思もよらぬことであると思はねばならぬ。延いては官吏の人格を云爲する一方蔭口多き彼等は直ちに傳播の材料に供するのであつて、彼の役人粗し易しとして阿諛迎合的に仕向ける者が出来ないと限らない。斯うなると行刑本然の目的を没却し就業の能率に關係を持つ事は勿論感信は

地に墜ち體面の保持は絶対に期せられない。仍て以て三寸の舌の廻し加減一つが好惡共に影響する所は實に尠少でないものであるから篤と自己の舌に打診することである。立板に水と云ふよりも寧ろ白齒を見せぬ所に犯すべからざる威嚴の存する事を忘れぬ様に言はぬは言ふにいや優る。之等は吾等其の職に在る者の大三思すべきであらうと思ふ。今一つ言葉多きは科擧しと。

◇打破すべき暗影
生活と人格完成

村松 榮造

複雑な社會生活に處して行くのに團體的行動を無視すべくもないが、若しそれが規律統制なき無秩序のものであつたならば、團體的行動は結局意義なきものとならざるを得ない。故に團體行動を爲すには規律、統制を

守持する事が極めて緊切な問題たる事は默言を俟つまでもないことである。社會の一縮圖たる刑務所てふ特殊社會に於ける現の人々が(各官吏間)が果して能く團體的所謂協調觀念に支配されてこの(特殊)社會生活に意義ある一點を刻印づけてゐるであらうか……どうかに考へ及ぶ時、吾等は遺憾ながら自他が餘りにエゴイズムに墮してゐる事を痛感させられる。固より基督が教へてゐる様に愛と犠牲の精神のみを以つて複雑な特殊生活(刑務道と諒せられたし)に處して行く事は到底出来ない相談であるかも知れない。如何に團體的生活が特殊生活の規範であり、準繩であるにしても自己を没して他に生る事が人間業のなし得る所でないとしたならば、先づ第一に自身自身の完成を期する事が先決問題とならざるを得ない事は自明の理である。而して人格の修養品性の陶冶、智能の練磨又は体位の向上等それは總て個人的に積み上げて行かねばならぬ一つ一つの

土台石であるにも不拘、修養を怠り練磨を忘れてたゞ榮達のために……若くは頹廢的な享樂に……利慾の念のみに支配されてをりし者の少なからざりし結果として勢ひ團體的生活に重大なる要素を缺き口に言ふ共同精神すら實はエゴイズムと相去るなきは淋しい事實である。既に紙上に喧傳せられ一般の熟知する二三の不祥事はよくこの實相を物語るものである。

團體的行動の最大條件たる協同精神を發揚せしむる點から言ふても又特殊な欠陥性を固持する受刑者を善に導き合法的生活を馴致せしむべく規律の勵行を強要しつゝある重責の上におかれる立場から言ふても自他共に人格の完成を要求し、そして其の人格の擴充延長を團體行動の上に顯現せしむる事が何よりも緊要である事を教へられるものである。

文化の進展に伴ふ行刑思潮の動き……又複雑多岐となるに従ひ層一層團體的行動……協同精神の必至的要求を見るに不

拘事實は夫れが單なる形式化に陥いつてゐる嫌さへある。換言すれば形式的整備の看板を一枚下ろすと其の内部は醜怪なる鬭争心理の集積に過ぎないと云ふた様な觀をさへ味はされる。

利慾の餌に寄る餓虎にも等しい卑劣な(二三の者の)行動により折角蓄積せられたる所してもつとも重要視される吾等の職責が根底的に破壊せられ竟には一般人の熱誠を奪ひさるに至るのである。敢て聖人君子たれと、又單に己れのみを清からしめよと難きを強ふるにあらねどもつと自己の職能を意義あらしめる様として團體的行動をより實際化せしめる様……偽瞞……譎詐……陷擠等々其の不純さを斷排すべき力強い精神生活が個々の集團たる團體生活の上に及ぶ事の緊切なるかを強調するものである。稍々もすれば神經を鈍せ勝に陥り易い日常生活を偏面的なものとなさず精神的に理論づける上から見ても閑却され易い人格の完成を第一義的に要求して止まないものである。

犯罪は少年にとつては一つの悲劇ではあるが、同時に又た、スポーツでもあるのだ。學校に興味を缺けてゐるといふことが、色彩に富むだタイプの少年をして不満を感ぜしめ、終に彼等を驅つて犯罪といふわるさをさせるのである。

ニユーヨーク社會事業學校長
デオージ・カーチウエー

訓令通牒

□週間制度ニ關スル件

(司法省行甲第一、二二三號)
行刑局 昭和七年八月三日

標記ノ件ニ關シ昭和五年十二月行甲第一、七〇一號ヲ以テ通牒致候處該制度ハ既ニ數度ノ實施ヲ經各刑務所共其ノ都度良好ノ成果ヲ擧ケラレ之カ施行上ニ付テハ十分經驗ヲ得ラレタルニ鑑ミ爾今右施行期日其ノ他ニ關シテハ一々本省ヨリ指示セサルコトニ致候條各地方ノ狀況ニ依リ少ナクトモ年二回以上適當ノ機會ニ最モ妥當ニ之ヲ施行シ其狀況ヲ報告セラルルコトニ御了知相成度候

追テ該制度施行要綱中左記ノ通改正致候

記

- 二、「施行期間」ノ項ヲ「施行期日及度數」ト改メ同項中ノ(一)(二)ヲ左ノ通改ム
- (一)各週間ノ施行期日及施行期間ハ適宜刑務所ニ於テ之ヲ定メ其度數ハ各種ヲ通シテ年二回以上トス
- (二)各週間ハ本所支所ヲ通シ同期間同時ニ施行スルヲ原則トス

所ニ於テ更ニ必要事項ヲ照會シ追完セラルヘカラス仍テ如何取扱ヒ可然哉

(乙號)

司法省行丙第一、五四二號
行刑局

昭和七年八月九日

司法省行刑局長 鹽野季彦

鹿兒島刑務所長 安東福男殿

釋放者再入調査簿整理方ニ關スル件

七月二十一日發第二、二七八號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件右ハ釋放者カ植民地ノ各刑務所ニ入所セル場合ハ必要事項ヲ照會シ整理相成度此段及回答候

□刑務所會計事務章程中改正ノ件

(司法省會甲第二、一九九號)
昭和七年八月十二日

刑務所會計事務章程中左ノ通改正ス
右訓令ス

司法大臣 小山松吉

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ修繕工事ニシテ工作物ノ有形ニ變更ヲ來シタルトキハ其旨圖面ヲ添ヘ報告スヘシ

第八條ヲ左ノ通り改正ス

六「ポスター及マークノ配給」ノ項中一ポスター及マークハ本省ニ於テ取經メ一括作成ノ上配給スルコトトアルヲ「ポスター及マークハ各刑務所ニ於テ適宜作成スルコト」ニ改ム
(以上)

□釋放者再入調査簿整理ニ關スル件

(司法省行丙第一、五四二號)
行刑局 昭和七年八月九日

標記ノ件ニ關シ鹿兒島刑務所長ヨリ別紙甲號ノ照會有之乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

(甲號)

刑發第二、二七八號

昭和七年七月二十一日

鹿兒島刑務所長 安東福男

司法省行刑局長 鹽野季彦殿

釋放者再入調査簿整理ノ件ニ付照會

標記ノ件ニ付左記事項疑義相生シ候間何分ノ儀御回示相煩シ度候

記

- 一、釋放者朝鮮臺灣等植民地刑務所ニ入所シ前科身分帳簿ノ照會アリタルトキハ再入調査簿ニ記載スルコトヲ要スルヤ然リトセハ前科身分帳簿照會書樣式適用セラレサル結果釋放刑務

第八條 物品ノ賣買、貸借、廢棄及寄贈ヲ受クル場合ニ於テハ刑務所長之ヲ決定スヘシ但シ稟請ヲ要スヘキ工事ニ使用スル材料ノ寄贈ニ付テハ此ノ限ニアラス

刑務所長ハ前項ノ決定ヲ支所長ニ委任スルコトヲ得

第九十七條中「歳入歳出外現金出納計算書ハ」ノ下ニ「三分預金部預金月計突合表謄本及」ヲ加フ

□警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタルモノ、費用償還方ノ件

(司法省行丙第一六三八號ノ二)
行刑局 昭和七年八月三十一日

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通何出有之乙號ノ通回答致置候條御了知相成度

(別紙)甲號

刑發第八四八號

昭和七年八月五日

市谷刑務所長 佐藤乙二

司法省行刑局長 鹽野季彦殿

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタルモノ、費用償還方ノ件

標記ノ件ニ關シ左ノ場合ニハ留置ノ初日ト見做シ費用償還スヘキモノニ有之候哉或ハ明治三十五年十月内務省警保局長警甲第

四六號回答ニ依リ一時ノ留置ト見做シ償還スヘキ限ニ無之候哉
聊疑義有之候間何分ノ御回示相煩度候

記

- 一、勞役執行ノ爲メ警察署ニ一時留置ノ上即日刑務所へ移送シタルトキ其ノ當日分
- 二、勞役執行ノ爲メ警察署ニ留置セシニ即日罰金又ハ科料ヲ完納シ釋放シタルトキ其ノ當日分
- 三、違警罪即決例第十條ニ基キ留置セシニ即日保證金ヲ假納セシニ依リ直ニ留置ヲ解キタルトキ其ノ當日分

(乙號)

司法省 行刑第一、六三八號ノ一
行刑局

昭和七年八月三十一日

司法省行刑局長 鹽 野 季 彦

市谷刑務所長 佐 藤 乙 二 殿

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタルモノ
、費用償還方ノ件

八月五日刑發第八四八號ヲ以テ伺出相成候標記ノ件ニ關シテハ
左記ノ通御處理相成度

記

- 一、償還スヘキモノニ無之
- 二、三、償還ヲ要ス

□受刑者看讀書籍ニ關スル件

(司法省 行刑第一、三七五號)
昭和七年八月三十一日

標記ノ件ニ關シ昭和五年十一月行刑第一、六八〇號ヲ以テ通牒
致置候處左記種類ノモノニ付テハ爾今本省ノ審査ヲ經ルコトヲ
要セサルニ付私本トシテ購讀方出願スルモノアルトキハ貴官ニ
於テ十分調査シ適當ト認メラレタル場合ハ之ヲ許可ノ上其書
目、内容(簡單)並ニ著者ノ氏名、發行所、定價等ヲ速ニ報告相
成度候

追テ一度報告セラレタルモノニ付テハ次號以後ニ於ケル同書
目ノモノ、許可ニ關シ報告ヲ要セス候ヘ共每號ノ審査ハ十分
ニシテ許否ノ適正ヲ誤ラザル様御留意相成度候

定期ニ刊行スル

- 一、純宗教並ニ純修養的雜誌
- 二、通信教授ニ屬スル中學講義錄ノ類

□受刑者ノ教誨ニ關スル件

(司法省 行刑第一、三八一號)
行刑局 昭和七年九月一日

受刑者ニ對スル教誨ハ行刑教化ノ心髓ニシテ之ガ服膺ノ如何ハ

行刑効果ニ至大ノ關係アルコト言フ俟タザルトコロニ有之候就
テハ教誨ニ於テ說示シタル事項中其ノ適切須要ナルモノハ被教
誨者ニ關係アル戒護係其ノ他ノ職員ニ於テモ能ク其ノ要旨ヲ知
得シ被教誨者ヲシテ居常之ガ服膺ニ努メシムベク適當ナル指導
ヲ與フルコトハ洵ニ緊要缺クメカラザル儀ト思料致候凡ソ行刑
ハ如斯關係各係相互協助ノ實ヲ舉グルコトニヨリテ其ノ效果ヲ
期待シ得ラルベキモノナルコトハ絮說ヲ要セザルトコロニ有之
各刑務所ニ於テモ元ヨリ之等處置ニ關シテハ既ニ相當考慮セラ
レ遺憾ナキヲ期セラレ居候事トハ思料候ヘ共職員ノ休養又ハ配
置等ノ關係上多クノ職員ハ教誨席上ニ於ケル說示事項ニ關シ全
然知得スルトコロナク隨テ叙上協助ノ實ヲ舉グルコトノ如キ未
ダ十分之ヲ望ミ難キ實情ニアル向モ有之哉ニ及聞候果シテ然リ
トセバ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル次第ニ有之候ニ付爾今總衆教誨等主
要ナル教誨ニ於テ爲シタル說示事項中其ノ須要ナルモノハ少ク
トモ關係職員ニ對シテハ必ズ其ノ要旨ヲ知得セシムルノ方法ヲ
講ゼラレ度、而シテ之ガ對策ノ一方法トシテハ職員勤勞ノ程度
ヲ考慮シ事情ノ許ス限リナルベク多クノ職員ヲ教誨ニ列席セシ
メラルルコトニ相成候ハバ自ラ關係職員ニ對シテモ之ヲ十分ニ
知得セシムルコトヲ得ルノミナラズ多數職員ノ列席ニヨリテ堂
内ノ氣分ヲ緊張セシメ著シク教誨ハ振作サレ其ノ成果ヲ一層良
好ナラシムルコト、モ相成ベク候條叙上ノ處置ニ關シテハ精々
考究ノ上善處セラレ其ノ遺憾ナキヲ期スルト共ニ行刑ノ效果ヲ

擧ゲラル、様御配意相成度

追テ教誨傍聽職員等ニ於テハナルベク刀ヲ佩スル等ノコトナ
ク平靜秩序ヲ保チ衆ト共ニ教誨ヲ聽聞スルノ態度ヲ以テ列席
セシメラル、様豫メ御注意相成度候

□刑務所需用品自給自足主義勵行ニ關スル件

依命通牒

(司法省 行刑第一、四〇七號ノ一)
行刑局 昭和七年九月七日

刑務作業ノ施行ニ際リテハ常ニ官用主義ノ徹底ヲ期スヘク努力
相成居リ候處續テ刑務所内部ニ於ケル物品購入狀態ヲ調査スル
ニ刑務所自體ニ於テスラ刑務作業ヲ利用セス民間商人ヨリ多量
ノ物品購入ノ現況ニ有之斯クテハ刑務作業ノ信用ヲ失墜シ到底
官用主義ノ徹底ハ期シ得サル次第ニ有之候條先ツ以テ刑務所ノ
自給自足主義ヲ勵行シ行刑費ノ節約ト他面現下不況時ニ於ケル
作業對策ニ供シ度候條爾令別紙掲載ノ物品購入ノ場合自所作業
製品ヲ利用シ得サルモノニ付テハ製作指定刑務所ノ製品ヲ利用
相成民間商人ヨリノ購入ハ差控ラレ度尙之カ實行ニ付テハ左記
事項ニ御留意相成度候

記

- 一、別紙記載外ノ物品ト雖可及的刑務所製品ヲ利用スルコト
- 二、運賃其他ノ關係上多大ノ損失アリテ本通牒ニ依據シ難キ場

合又ハ舶來品專賣特許品等ノ如キ特殊物品ニアラサル物品ノ購入ニシテ刑務所製品ヲ利用シ得サル物品ノ購入ニ付テハ豫メ本省當局ニ内議スルコト

三、製作指定刑務所ヘ註文ノ場合ハ努メテ年度内所要數量ヲ見込一括註文ノ方法ヲ採ルコト

四、製作指定刑務所ニ於テハ可及的安價生産ノ方策ヲ講シ原價生産ニ據リ運賃註文先刑務所ノ負擔ノコトトシ註文先刑務所ヘ保管轉換又ハ賣却ノコト

五、製作指定刑務所ニ於テハ豫メ製作品ノ型錄若クハ見本及價格表ヲ各所ニ配付シ置クコト

六、製作指定刑務所ハ受持區内各刑務所ノ需用關係ヲ調査シ置クノ外刑務所相互ノ連絡協調ヲ保チ需用供給ノ圓滑ヲ期スルコト

品目	製作指定刑務所	配給刑務所ノ範圍
自轉車	集 鴨	全刑務所
三輪車	ク	ク
運搬車	ク	ク
柔道衣	德 集 鴨	第一區内 第二、三區内 (區ハ作業統制區ヲ示ス)
擊劍道具	德 集 鴨	第一區内 第二、三區内

庖丁	洗面器	金グラヒ	バケツ	手洗器	剃刀	洗米器	桶類	笊及籠	飯櫃	團扇	和座紙	紙白紙	紙粗紙	洋紙類	幕類
大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	高 松	山 秋 田	山 崎 口	山 崎 口	岐 早	高 知	高 知	宮 城	靜 岡	宇 都 宮
全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	第一、二區内 第三區内	全刑務所 (九州地方)	第一區内 第二、三區内	全刑務所	第二、三區内	第一區内	全刑務所	全刑務所	全刑務所

竹刀	鐵柵製	刷毛類	椅子	木綿類	提灯	飯器	茶碗	湯皿	湯入	茶瓶	藥杓
京 都	鐵柵、熊本	大 阪	小 古 屋	小 菅	岐 早	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨	大 集 鴨
第一、二區内 第三區内	集鴨ハ第一區内 大阪ハ第二、三區内 熊本ハ第三區内	第二、三區内 第一區内	第一區内 第二區内 第三區内	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所	全刑務所

竹 蓆	洗濯石鹼	洗濯曹達	粉石鹼	下 駄	草 履	草 鞋
京 都	横 濱	小 菅	横 濱	小 菅	秋 田	秋 田
第一、二區内 第三區内	全刑務所	全刑務所	全刑務所	第一區内 第二區内 第三區内	第一區内 第二區内 第三區内	第一區内 第二區内 第三區内

□收容者ノ診療ニ關シ保健技師(技手及囃)ニ非サル醫師ヲシテ爲サシムル場合ノ取扱方ノ件

司法省 行刑局 行甲第二、五一五號ノ一
昭和七年九月二十二日

監獄法第四十二條及同施行規則第一百七條ノ規定ニ因リ保健技

師ニ非サル醫師ヲシテ診療セシムル際ノ取扱方各所區々ニ相成居候様被認候殊ニ近時治安維持法違反被占人等ニシテ保釋請求ノ理由トシテ長期ニ渉ル勾留ノ爲著ク健康ヲ害セラレタリトテ之カ證明ノタメ自費ヲ以テ外部専門醫ノ診療ヲ請フモノ漸次増加ノ傾向有之候ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成候様致度
 追テ監獄法施行規則第十七條ニ因リ保健技師ニ非サル醫師ノ診療補助ニ付テモ左記第一、第三及第四項ニ依リ御取扱相成度候

左記

- (一) 收容者保健技師ニ非サル醫師ノ診療ヲ請フモノアルトキハ先ツ保健技師ニ於テ診査シ左ノ各號ノ一ニ該當シ其ノ必要アリト認メタルモノニ限り之ヲ許可スルコト
- (一) 豫後不良ノ傾向アル程度ナルトキ
- (一) 重症ナルトキ
- (三) 専門的ノ診斷治療ヲ要スルトキ
- (四) 其ノ他特別ノ事情アルトキ
- 二、病者ヲシテ豫メ刑務所ニ於テ選定シタル醫師ノ中ヨリ可及的指定セシムルコト但シ病者ニ於テ之ヲ肯定セサルトキハ其ノ指定シタル醫師ニ付刑務所ニ於テ診査シ適當ト認メタル場合ニ限り之ヲ許スコト
- 三、保健技師ニ非サル醫師ハ診療シタル患者ノ病症又ハ豫後

並治療ノ方針等ニ付本人又ハ本人ノ關係者ニ談話シ若ハ發表スルコトヲ得ス専ラ保健技師ニ申述フルコト
 四、接見禁止中ノ被告人ニ對シ保健技師ニ非サル醫師ノ診察治療ヲ許可スルトキハ裁判所ノ承認ヲ要スルコト

作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

(司法省 行刑局 行甲第二、五二七號)
 昭和七年九月二十四日

本年三月行甲第五〇二號ヲ以テ標記ノ件依命通牒ニ置及候處其後一部刑務所ニ於テハ依然大量ノ軍需品ヲ引受ケ之カ製作ノ爲作業時間延長ノ必要ヲ生シ候ニ付未タ全般のニ良否ヲ判斷スルニ至ラス依テ明年三月末日迄更ニ時間短縮試練期間ヲ延長相成度候
 追テ右短縮時間ノ延長ニ件ヒ昭和六年十一月行甲第二〇五〇號通牒ニ依ル作業能率増減比較表ノ調査期間ヲ左記ノ通變更シ報告書ハ明年四月十日迄ニ提出相成度尙調査事項並施行方法等ハ従前ノ通御取計相成度候

記

- (上欄調) 自昭和五年十二月ト在ルヲ 自昭和五年十二月ニ至同 六年三月ト在ルヲ 至同 六年十一月ニ至同 七年三月ト在ルヲ 自昭和六年十二月ニ至同 七年三月ト在ルヲ 至同 七年十一月ニ至同 七年三月ト在ルヲ
- (下欄調) 自昭和六年十二月ト在ルヲ 自昭和六年十二月ニ至同 七年三月ト在ルヲ 至同 七年十一月ニ至同 七年三月ト在ルヲ

改メ以上滿一ケ年間ノ試行成績ヲ第一表トシ爾後ニ於ケル試行期間ヲ左記ノ通第二表トシ調査報告ノコト
 第二表(様式ハ従前ノ通トシ調査期間ニ限り左ノ通トス)

調査期間

- (上欄) 自昭和六年十二月 (下欄) 自昭和七年十二月 至同 七年三月 至同 八年三月

備考

- 第一表ハ期間短縮當時ヨリ滿一ケ年間ノ成績ヲ調査シ第二表ハ短縮試行當時ノ四ヶ月ト滿一ケ年間ヲ經過シタル爾後ノ四ヶ月トヲ比較調査スルモノニ付注意セラレタシ

印刷物ニ關スル人工並賃金計算方ノ件 依命通牒

(司法省 行刑局 行甲第二、五二一號)
 昭和七年九月二十六日

近時官用主義ノ實行ニ伴ヒ作業事務ハ著シク繁激ヲ加フルニ至リ作業職員ノ負擔ハ益々加重セラレ、ノ現況ニ付可及的業務ノ簡捷ヲ圖ル必要有之候條自今印刷物ノ註文品ニシテ科程ニ據リ難キ場合ノ人工並賃金計算方左記ノ通り御取計相成度候
 追テ右改正ハ事務ノ簡捷ヲ圖リ之ニ據リ能率ヲ増進セシムルノ外從來ニ於ケル複雑ナル計算方法ヲ改メ經理上ノ正確ヲ期

スル趣旨ニ有之候條苟モ作業原簿ニ不確實ナル就業人工ヲ揭上スルカ如キコトナク日課表ノ就業人工ト作業原簿ノ所要人工トハ常ニ符合スヘキモノニ付御注意相成度候

記

- 一、人工ノ計算
 - 1. 別紙様式ニ依ル就業人工集計表ヲ作製シ日課表綴ノ最初ニ編綴シ置クコト
 - 2. 就業人工集計表記載上ノ注意
 - (イ) 作業ニ着手シタル作業命令ニ對スル所要人工ヲ毎日日課表ト同時ニ記載シ置キ完成後作業原簿ニ記載スヘキ所要人工算出上ノ基礎ト爲スコト
 - (ロ) 從來日課表備考欄ニ記載セル各人毎ノ作業命令番號等ハ記載ニ及ハス本表ヲ以テ代用差支ナキコト
- 二、賃金ノ計算
 - 一、作業賃金ハ印刷工工程賃金表ニ於ケル各等ノ平均賃金ヲ以テ計算ノコト
 - 二、前項ニ據リ著シク賃金ノ増減又ハ低廉ヲ生シタル場合ハ作業原簿備考欄ニ其ノ事由ヲ記載シ評價ノ際ニ於ケル參考資料ト爲スコト

(別紙様式略)

以上

作業統制區域變更ニ關スル件依命通牒

〔司法省 行刑局 行甲第二、五五一ノ一〕
昭和七年九月二十七日

官用品ノ製作ニ關スル企劃統一ニ關シテハ本年五月行甲第七五七號通牒ニ依リ貴所ハ第一區ニ屬シ集鴨刑務所長ニ於テ統制事務ヲ掌理スルコトニ相成居候處北海道地方ニ於ケル現下ノ經濟狀況ニ鑑ミ此際北海道所在刑務所ハ内地刑務所ノ統制區域ヨリ分離シ新ニ札幌控訴院管内刑務所ヲ一團トスル統制區ヲ設置スルノ要可有之思考候條左記ノ統制區ヲ新設シ札幌刑務所長ヲシテ統制事務ヲ掌理セシムルコトニ致候條之カ實行ニ就テハ本年五月行甲第七五七號通牒ニ依據シ管内相互ニ連絡協調ヲ保チ作業統制ノ實ヲ舉ケラレ候様致度候

- 一、作業統制區 第四區
- 一、統制區域 札幌控訴院ノ管轄區域
- 一、代表刑務所 札幌刑務所

〔收容者食糧給與手續中改正ノ件依命通牒〕

〔司法省 行刑局 行甲第二、五五八號〕
昭和七年九月二十七日

就業少年及準少年一シテ獨居拘禁者以外ノモノ、食糧ハ收容者食糧給與手續第五ノ二號ニ依リ均一的ニ五等食ヲ給與スルコトニ相成居候處其後各少年刑務所ニ於ケル實際ヲ調査スルニ

其ノ就業セル作業ニ於テモ漸次勞働強キモノ増加シタルト現ニ各所ニ於ケル給與ノ現況並意見ヲ參酌シ左記ノ通改正相成度候

追テ食糧給與手續第九ハ就業者個人 對スル特別ノ規定ナレハ之ヲ以テ廣ク就業者一般ニ適用シ悉ク増食ヲ行フコト無之様致度爲念申添候

收容者食糧給與手續第五ノ二號ヲ左ノ通改ム
二、其ノ他ノ者ハ五等食トス但シ作業別食量表ニ依ル四等食以上ノ作業ニ就クモノニハ右食量表ニ依ル
同一食等者ニ對シテハ共同飯櫃ニ依リ之ヲ給與スルコトヲ得

〔假釋放執行ニ關スル件〕

〔司法省 行刑局 行甲第二、五二四號ノ二〕
昭和七年九月二十六日

假釋放執行ニ付テハ各所共慎重ナル注意ノ下ニ御取扱相成居候コトトハ存候得共最近某刑務所ニ於テハ期日ヲ指定シ許可シタル假釋放ニ對シ指定期日ヲ待タズ其ノ許可書到達シタル當日直ニ執行釋放シタル事例有之候固ヨリ假釋放許可書到達シタルトキハ必ス之ニ依リ一件書類ト照合シテ假出獄證票ヲ作成シ文書主任ニ於テ嚴密精査シタル上所長ニ提出シ所長ハ更ニ慎重對査シ誤謬ナキヲ確メタル上署名捺印シ然ル後申渡ヲ爲スヘキモノ

ナルニ同刑務所ニ於テハ漫然之ヲ處理シ右注意ヲ缺キタル爲途ニ斯ノ如キ失態ヲ惹起スルニ至リタルモノト認メラレ候條爲御參考及通牒候

〔官用主義ノ實行ニ關スル件〕

〔司法省 行刑局 行甲第二、五八四號ノ二〕
昭和七年十月三日

今回金錢債務調停法ノ實施ニ伴フ各裁判所備品器具類ノ調製ハ可及的刑務作業ヲ利用相成度旨別紙ノ通各控訴院長地方裁判所長宛依頼置致候條所在地關係裁判所長ト折衝ノ上可成刑務所ニ於テ引受ラレ候様御取計相成度候

司法省 行刑局 行甲第二五八四號ノ一
昭和七年十月三日
司法省行刑局長 鹽野季彦
控訴院長
地方裁判所長
御 中

拜啓時下益々御清適本賀候陳者刑務作業ノ利用方ニ付テハ毎々多大ノ御高配ヲ賜リ厚ク御禮申上候御蔭ヲ以テ逐日良好ナル成績ヲ舉ケ受刑者職業教育上至大ノ効果ヲ納メ得タルコトヲ喜ヒ居リ候就テハ御承知ノ通現下財界不況時ニ於ケル對策トシテ曩ニ政府ニ於テ中小商工業者救済ノ方途ヲ講セララルヤ理解ナキ

一部地方商工業者ハ刑務作業中傷ノ目的ヲ以テ刑務作業ハ民業ヲ壓迫スルトノ事由ニ依リ作業制限或ハ撤廢ノ陳情ニ及フモノ二三ニ止ラサルノ現況ニ有之當局トシテハ素ヨリ斯ル中傷的運動ニハ介意スルトコロ無之次第ニハ候得共現下ノ世相ニ鑑ミ刑務作業ノ施行ニ際リテハ可及的官用主義ノ徹底ヲ期スヘク各刑務所長ヲ激勵シ居リ候次第ニ付今回實施相成候金錢債務調停法施行ニ伴フ貴廳備品器具其他和洋紙類ノ調製ニ際リテハ成ルヘク刑務所製品ヲ利用相成候様特ニ御配慮相煩度御依頼申上候

〔行刑統計報告例及様式中改正ノ件〕

〔司法省 行刑局 行甲第二、五六四號〕
昭和七年十月三日

大正二年十月司法省訓令第七號行刑統計報告例様式中左ノ通改正シ昭和七年十月分ヨリ之ヲ施行ス
右訓令ス

第一表記載例中
第四項及第九項ヲ削ル
第五項ヲ左ノ通改ム
二、死刑ノ言渡ヲ受タル者欄ニハ死刑ノ判決確定シタルモノヲ計上シ其ノ罪名員數ヲ備考欄ニ記載スヘシ
第一表及第二表ノ附表様式ヲ別紙ノ通改メ第一表附表ノ三ヲ追加ス (附表様式略)

司法大臣 小山 松吉

正義

帝國辯護士會誌
昭和七年十二月號
定價金五拾錢

○ 決議及報告
 陪審制度に關する委員總會決議——同調查報告
 米國大陪審制度の要領……………法學博士 堀江專一郎
 英國に於ける起訴陪審制度……………伊藤重次
 ○ 論說
 懲戒訴追を受けたる辯護士の職務停止問題……………石川時之助
 商法改正要綱に對し反對すべき點(其八)……………高窪喜八郎
 ○ 講演
 リットン報告の批判……………陸軍省調査班員 岩崎民男
 陸軍歩兵少佐
 ○ 料
 土地共同收益に關する研究 其十八……………田多井四郎 治共譯
 松木勝喜代 佐
 決曹瑣談(其二十七)……………山崎 佐
 ○ 文苑
 和歌……………播磨龍城
 俳句……………長瀬雲屏
 ○ 會報
 理事會——委員會——雜事社交
 ○ 新法令
 小切手法案
 △正義第八卷(昭和七年度)總目次
 東京市麹町區西日比谷町一番地
 帝國辯護士會發行
 振替東京七二三九〇番

法學新報

第四十二卷・第十二號
昭和七年十二月一日發行
定價五十錢・郵稅一錢五厘

論說
 商法改正要綱に對し反對すべき點(九)……………法學博士 高窪喜八郎
 白地手形本質論(六・完)……………中大教授 竹本重夫
 勞働法に於ける團體主義(二・完)……………中大講師 中村 武
 資料
 儒帝學說彙纂第六卷邦譯(六・完)……………城大教授 船田享二
 第三債務者の保護(二・完)……………法學士 小木貞一
 判例研究
 刑事判例研究(一〇)……………中大講師 草野豹一郎
 打撃の齟齬……………法學士 前田 茂
 代替物と横領罪の成立……………法學士 前田 茂
 判例批評(一一)……………判例研究會
 連帶債務に於ける負擔部分の變更と民法第四百三十九條
 (片山金章)——手形行爲と要素の錯誤(竹本重夫)
 海外法律事情
 一九三二年以後に於けるイタリー私法の變遷
 發行所 中央大學 發賣所 東京・神田有斐閣
 法學新報社 同 巖松堂

犯罪學雜誌

第六卷 第四號
昭和七年十二月一日發行

論說
 群衆犯に關する理論と對策の一般……………安平政吉
 犯罪現場指紋整理の現狀と單一指紋……………石原善五郎
 死刑囚の「トートンマスク」其の腦及び體構の觀察
 其の四 死刑囚犯罪の體構學的研究……………醫學博士 平光吾一
 醫學博士 左座金藏
 犯罪研究
 特殊療法と其の犯罪性……………西田福次郎
 我國の非常時と犯罪學者の奮起……………醫學博士 黒田啓次
 刑事裁判所に於ける精神病理……………安東禾村
 學的研究施設の組織に就いて……………大門元季
 百貨店の犯罪……………大門口座金澤八三八番
 法醫鑑定……………百崎欽一
 疑問の精液……………佐
 史料
 檢視史資料類纂(二)……………醫學博士 山崎 佐
 雜報
 人事消息——新入會員——編輯後記
 文献集——第六卷總目次
 金澤醫科大學法醫學教室內
 犯罪學雜誌發行所
 振替東京七二三九〇番

法曹會雜誌

第十卷 第十二號
昭和七年十二月一日發行
定價金五十錢

客觀的舉證責任ト主觀的……………橫濱區裁判所 高根義三郎
 舉證責任……………東京地方裁判所 堀内 節
 補充判事に就いて(二・完)……………大阪地方裁判所 小石壽夫
 「内縁」の諸問題(三・完)……………神戸商業大學 齋藤常三郎
 諾威破産法和議法の新政……………富山地方裁判所 三浦義一
 正……………檢
 ルーマニア共和國間の犯人引渡及刑事司法共助條約……………東京控訴院 長前田 牧郎
 ハーゼンクレーフェルの……………文 學 士 原 田 漸
 戲曲に描かれたる誤判と……………東京控訴院 長前田 牧郎
 被告人……………東京控訴院 長前田 牧郎
 戶籍關係法令考(六)……………東京控訴院 長前田 牧郎
 本誌第十卷總目錄……………東京控訴院 長前田 牧郎
 ◇法曹會決議 ◇司法省訓令通牒回答 ◇判例要旨
 ◇戶籍事務協議會決議 ◇新法令 ◇雜報 ◇會報
 司法省構內
 法曹會發行
 振替東京一五六七〇番

法學志林

第三十四卷 第十一號
昭和七年十一月一日發行

法律的消極主義……………牧野英一

□刑法理念と社會的地盤

法律解釋學の神學性は……栗生武夫
いかにして始つたか

高野山に於ける僧侶集會と寺院法……………細川龜市

ガロー教授についての回想……………牧野英一

法史瑣談……………宮下嘉三郎

新刊批評及思潮概観

□自由刑の法律的性質(大塚郷二) □裁判規範としての

法律(牧野英一) □新刊短評 □雜誌一瞥

判例 民事十件 刑事十一件 行政四件

歐文

□ガロー教授と日本の刑法學(牧野英一)(佛文)

東京 法制大學發行

法學協會雜誌

第五十卷 第十二號
十二月一日發行

論說

株式會社と經濟事情の變遷……………法學士松田二郎
起請文雜考……………東京帝國大學教授中田 薰
米國離婚法概論……………東京帝國大學教授穂積重遠

資料及紹介

古文書古記録の研究……………東京帝國大學助教授原田慶吉
獨逸株式會社法の改正……………東京帝國大學助教授鈴木竹雄
立博士「國際聯盟規約論」……………東京帝國大學助教授安井 郁

判例研究

民事訴訟法判例批評(一二八)……………法學博士加藤正治
民事法判例研究錄(昭和六年度)(五)(昭和七年度)(二)

雜報

法理研究會記事「金錢債務臨時調停法について」

東京帝大内 法學協會發行

編輯餘録

□ベルギーのジョルジュ・ゲルトンは獨房制反對といふ近代的傾向に對して反對の意中をほめかして居る。しかし、ゲルトン氏よ。この傾向は醫學と心理學の割り出すいかんともし難い傾向なのである。

□ピカール教授の偉大なる科學的實驗を生むベルジックに於て科學的傾向を觀念的に抑へようとするが如きあるを見て、編輯子は行刑學が未だ新奇樹立の概念的法學者流の領域の中にあることを面白いと思ふ。

□かと思へば、ゲラルド・ハードの如く今日の犯罪の四分の三は法律の立て方によつては犯罪概念から消へ去つて了つて、残る四分一が將來の犯罪の對象であるといふのである。その四分の一の犯罪者に對して行刑の六ヶ敷きがあると考へるので

ある。

□しかし、ハードは刑罰といふ觀念が未來永劫續くといふ前提にとらはれるからそんな心配がわくので、わたくしからいへば刑罰といふ觀念は近き將來この世から消え去ることを疑ひ得ない。將來に於ては人は犯罪といふ語を忘れて現象行爲といふかも知れない。

□現象行爲は世の中が複雑になればなるほど多岐に亘つて現象行爲者の收容所は益々殖えてゆくであらう若し、それを憂ふるならば爲政者はもつと失業者救済を眞面目に考へ世人の神經をとがらせぬことである。

□今迄見えなかつた富岳が甲州連山と函嶺にとりまかれて浮いて來た。函嶺にも白い班が出來た。哀れなる彼等はこれからまた寒さと戦はねばならぬのである。

昭和七年十一月十七日夜

—あき維—

料告廣	表價定
一 冊(稅共)	金 二 十 五 錢
六 冊(稅共)	金 一 圓 五 十 錢
十二冊(稅共)	金 三 圓
一 等 一 頁	金 五 十 圓
二 等 一 頁	金 四 十 圓
普 通 一 頁	金 三 十 圓

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
●御座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年十一月二十八日印刷納本
昭和七年十二月一日發行

編輯兼 伊藤 忠次郎
東京市麹町區西日比谷町一番地

印刷人 竹田 益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地

印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地

發行所 刑務協會
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

4028

45^e Année n^o 12

Décembre 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — Le progrès de la science pénitentiaire au Japon (1932).

Nakao, B. — L'exécution de la peine privative de liberté et le juge criminel.

Mouvement des idées à l'étranger:

G. Heard, Penal methods of the future

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
prés le Ministère de la Justice
Tokio